

第五十五回国 参議院 内閣委員会 會議録 第三十号

昭和四十二年七月二十日(木曜日)
午後一時五十四分開会

委員の異動

七月二十日

辞任

田村 賢作君
鬼木 勝利君

補欠選任

柴田 栄君
鈴木 一弘君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

豊田 雅孝君

委員

石原幹市郎君
八田 一朗君
稲葉 誠一君
北村 暢君

内田 芳郎君
源田 実君
柴田 栄君
玉置 和郎君
中村喜四郎君
船田 讓君
宮崎 正雄君
山本茂一郎君
伊藤 顯道君
瀬谷 英行君
前川 旦君
山崎 昇君
鬼木 勝利君
鈴木 一弘君
多田 省吾君
中沢伊登子君

国務大臣

政府委員

内閣法制局長官
内閣法制局第三部長
防衛政務次官
防衛庁長官官房長
防衛庁防衛局長
防衛庁教育局長
防衛庁人事局長
防衛庁衛生局長
防衛庁経理局長
防衛庁整備局長
防衛庁参事官
防衛施設庁長官
防衛施設庁総務部長
防衛施設庁総務部会計課長
防衛施設庁施設部長

増田甲子七君

高辻 正巳君

荒井 勇君

浦野 幸男君

海原 治君

島田 豊君

中井 亮一君

大村 基男君

高部 益男君

大村 筆雄君

國井 眞君

鈴木 昇君

小幡 久男君

財満 功君

春日敬太郎君

鐘江 士郎君

事務局側

常任委員会専門員
伊藤 清君

本日の会議に付した案件

○防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
委員の異動について報告いたします。田村賢作

君が辞任され、その補欠として柴田栄君が選任されました。

○委員長(豊田雅孝君) 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、前回に引き続き両案に対する質疑を続行いたします。

関係当局からの御出席は、増田防衛庁長官、高辻内閣法制局長官その他政府委員の方々であります。

○伊藤顯道君 まず防衛庁長官にお伺いいたします。昨日の私の最終的な質問であった、この法案は外務省に定員を振りかえて韓国と南ベトナムへ、いわゆる防衛駐在官を派遣するという、これは私の質問の要旨は、このこと自体に賛成とか反対ということではなくして、この法案が通ってから履行すべき筋合いのものである、こういう角度からお伺いしたわけです。そこで、どうも聞くところによると、韓国へはまだ行っていないようだが、ベトナムへは、もう現実にはこの法案の内容の一部に先行して、すでに派遣されておられるのではないかと、これに対して、あなたから南ベトナムには行っている、韓国へはいま現在準備中で語学の研修中である、そういう意味の御答弁があったと思うのです。しかし、いろいろな角度からこれを追及して、どうも筋が通らぬということ、あなたが並びに官房長からいろいろ御答弁があったわけです。どうも納得しがたいということ、それで、法制局とも相談して、われわれが納得するに足る見解を出してもらいたいということ、

らお伺いしたいと思うわけです。

○国務大臣(増田甲子七君) 私は昨晚伊藤さんにお答えしたとおりでございます。また、官房長もお答えしたとおりでございます。そこで、法制局ともこの件については打ち合わせをいたしております。そのことをお答えいたしました。それが、私どもの発言の最終末尾であったと思っております。そこで、法制局のほうに、ここへ出向いてそのことを答弁願いますということを私が約束いたしております。また、皆さまからも御要望がございまして、ただいま法制局長官が出席いたしておるわけでございます。私どもの答弁は答弁のとおりでございます。その裏づけとしての法制局長官が御説明申し上げる、こう存する次第であります。

○政府委員(高辻正巳君) ただいま伊藤先生からお話がありましたような大体の経緯は実は伺っております。で、先生のおっしゃることでありまして、私どものほうでもむしろいろいろな角度から、もう一べん勉強いたしました。先生の御質疑の中心は、外務省設置法のほうの定員の増を一方において法律改正でお願いをし、他方において、防衛庁のほうの職員の定員を二名、これは総合して増員になりますから、おもてにはあらわれておりませんが、二名の減を勘定に入れて、定員を今回の法案で御審議を願っているわけでございます。その減を計算に入れた定員のほうの国会の議決が成立していない前に、外務省のほうの防衛駐在官用の要員として出向させるというの、どうかというところでございますが、これはまあ昨夜来お話があるいは出ているかもしれないので、あるいは同じようなことを申し上げ、といっておしかりを受けるかもしれませんが、ともかくも法律論的な論点からだけ申し上げますけれども、定員は御存じのように、その定員をこえて職員を採用するという

ことは、むろんできないわけですが、その定員内で職員を一定の職につけるといふ実は限度をきめていふと、こう私は理解をいたしてあります。現に定員一ぱい常に職員が置かれておるわけではございませんで、定員はすなわちその職に置かれる職員の定数の上限であるというふうに考えられております。むろん各省ではその事務の遂行には一応それだけの人数が必要という考えでございますから、むろん定員は充足されるのが一般のことではございますけれども、しかし、いろいろな事情から定数一ぱい充員されているとは限らぬわけですが、そういう意味で法律的に申しますと、定員というものは上限をきめたものであるということになるわけでございます。したがって、外務省のほうの定員が増加いたしますまでは、いままでの外務省の職員にオーバしてこつちから出向させることはむろんできませんので、それが成立した際において出すということは、外務省筋から見れば、これはもう問題がないことは先生も御承知のとおりでございます。

ところで、防衛庁のほうでございますが、たがいま申し上げましたように定員というものは上限であるというわけでございますので、その定数の範囲において一定のものを減ずる、それがすなわち外務省のほうに行つて、いわゆる防衛駐在官になるわけでございますが、そういう意味からしまして、今回といひますか、昨夜来お話が出ております防衛庁の措置は、少なくとも法律的に違法であるということにはならないという考え方でござい

ます。なお、不足の点は御質問によってお答えを申し上げます。

○伊藤道雄君 これはこの問題にごく似た問題がかつてあったわけですが、それは第五十一国会で自治省設置法の一部改正案が審議されたことがあるわけですが、その五十一国会に出された自治省設置法なる内容は一名減員です。一名減のこれはおそろく振りかえであつたと思ひます、今回の防衛庁の場合と同じように、それは結局、自治省設置法

の成立後に、たとえ一名の減であつても、それだけの内容とする自治省設置法がかつて審議されて、これはむろん成立いたしましたから、その後には自治省は減員をしている。自治省の場合はそうであつたわけですが、これは相当問題であるというので、一つの生きた事例を出したわけですが、そうしますと、いまの法制局長官の見解によると、防衛庁の場合は他省庁のそれとは違つて、特別にこういうことができる法的根拠は那辺にあるのか、こういう問題が当然出てくるわけですね。同じ佐藤内閣の各省庁で、防衛庁を除いた他の省庁については当然設置法で改正しなければならぬ。そしてその内容の一名減は当然その法の成立後にしなければならぬ。そこで、防衛庁についてはい

めんと申しますか、当然の措置であると考えております。定員という制度はむやみやたらに政府職員を置くことをしないというところでございまして、国会の御承認を得た範囲内で、職員を、先ほど上限と申し上げましたが、範囲内でというふう

に申し上げてもむろんよろしいと思ひますが、そういう意味で、他方によつて同時に、自治省設置法のはうは、先ほど申し上げた理屈は理屈として定員を落とすといふことが、わざわざそのための法案を御審議をわすれずにはいふかと思ひながら、実はそうすべきであるといふことで、法制局といひましてその措置をとつたものでござい

ます。ところで、防衛庁のほうでございますが、防衛庁のほうにつきましても、いまと同じ考えから、やはり定員を落とすべきであるといふことで、定員を落とす考慮を入れているわけでございます。ただ、この防衛庁設置法の定員のはうは増員分が相当ございまして、その定員の減分差し引き計算して増になつてゐるというところはござい

ます。先生がおっしゃいますのは、そのことではむしろなくて、法案が法律として可決されるまでに駐在官を一人出向させた、駐在官のために出向させたといふことでござい

ます。先生がおっしゃいますのは、そのことではむしろなくて、法案が法律として可決されるまでに駐在官を一人出向させた、駐在官のために出向させたといふことでござい

ます。先生がおっしゃいますのは、そのことではむしろなくて、法案が法律として可決されるまでに駐在官を一人出向させた、駐在官のために出向させたといふことでござい

ます。先生がおっしゃいますのは、そのことではむしろなくて、法案が法律として可決されるまでに駐在官を一人出向させた、駐在官のために出向させたといふことでござい

ます。先生がおっしゃいますのは、そのことではむしろなくて、法案が法律として可決されるまでに駐在官を一人出向させた、駐在官のために出向させたといふことでござい

ます。先生がおっしゃいますのは、そのことではむしろなくて、法案が法律として可決されるまでに駐在官を一人出向させた、駐在官のために出向させたといふことでござい

ます。先生がおっしゃいますのは、そのことではむしろなくて、法案が法律として可決されるまでに駐在官を一人出向させた、駐在官のために出向させたといふことでござい

ます。先生がおっしゃいますのは、そのことではむしろなくて、法案が法律として可決されるまでに駐在官を一人出向させた、駐在官のために出向させたといふことでござい

ます。先生がおっしゃいますのは、そのことではむしろなくて、法案が法律として可決されるまでに駐在官を一人出向させた、駐在官のために出向させたといふことでござい

ます。先生がおっしゃいますのは、そのことではむしろなくて、法案が法律として可決されるまでに駐在官を一人出向させた、駐在官のために出向させたといふことでござい

ます。先生がおっしゃいますのは、そのことではむしろなくて、法案が法律として可決されるまでに駐在官を一人出向させた、駐在官のために出向させたといふことでござい

ます。先生がおっしゃいますのは、そのことではむしろなくて、法案が法律として可決されるまでに駐在官を一人出向させた、駐在官のために出向させたといふことでござい

ます。先生がおっしゃいますのは、そのことではむしろなくて、法案が法律として可決されるまでに駐在官を一人出向させた、駐在官のために出向させたといふことでござい

ます。先生がおっしゃいますのは、そのことではむしろなくて、法案が法律として可決されるまでに駐在官を一人出向させた、駐在官のために出向させたといふことでござい

ます。先生がおっしゃいますのは、そのことではむしろなくて、法案が法律として可決されるまでに駐在官を一人出向させた、駐在官のために出向させたといふことでござい

ます。先生がおっしゃいますのは、そのことではむしろなくて、法案が法律として可決されるまでに駐在官を一人出向させた、駐在官のために出向させたといふことでござい

ます。先生がおっしゃいますのは、そのことではむしろなくて、法案が法律として可決されるまでに駐在官を一人出向させた、駐在官のために出向させたといふことでござい

ます。先生がおっしゃいますのは、そのことではむしろなくて、法案が法律として可決されるまでに駐在官を一人出向させた、駐在官のために出向させたといふことでござい

省設置法の一部改正は出しまして、その中に自治省からの振りかえ定員一名分を含めまして、二千五百四十三人を二千六百八人にするという改正法案を外務省設置法といたしまして出しておるというところで、それが成立するならば、その範囲で外務省のほうに一名増えることはできるし、そして、定員が法律で定められている趣旨というものが、その上限を定めるものであるという点から言いますと、法律的には必ずしも自治省設置法の改正を、まあ成立させるというか、それがいい場合においても、その一名出向させるということとは可能であるというふうな当時は解しておいたわけでございます。で、法律的に可能ではあるけれども、しかしながら、予算上の定員とそれから法律上の定員というものは極力一致させることのほうが望ましい、その実態に合わせるようにしたほうがベターであるという意味で、法律的にぜひとも自治省設置法の一部改正が出なければ、この人事異動ができないというふうには解釈はしないけれども、その点は合わせることはほうが望ましいという意味で、結局、当初の予定法案にはあがっておりませんでしたけれども、最終的に、まあいろいろ比較考慮審議をしまして結果、出したほうがよろしいということで提案をして御審議をお願いしたということでございまして、法律解釈は、その前提として必ずしもなくても、その最高限度の範囲でその一名なりあるいは二名というふうなものを出向をさせるというところは、外務省設置法の改正にして成立する限りにおいては可能であるというところの考えを前提にしておいたわけでございます。

○伊藤道雄君 これは繰り返してお伺いしておるように、ことばを覚えて言う、いま論議しておるこの問題は法改正の内容です、内容の一部であるわけだ。法改正の内容の一部が、法いまだ成立以前に先行して行なわれるということ、今度はほかのことに置きかえて、定員でなく他の案件に振りかえて考えた場合、これは国会でまだ審議して成立するやいなやもしないという案件

を、その内容の一部を法成立に先立って先行して実行されるということがもし可能であるならば、国会は何も骨折って審議する必要はない。そういう議論も出てくると思う。当然そういう見解が出てきましよう。内容の全部であるならもちろんですが、たとえその一部であっても、その法が成立しないのにそれに先立ってどんどん行なわれるということがもし許されるならば、これはもう非常に紊乱してしまうと思うんですね。これはおそろく通るであらうからということでは先行してどんどん行なわれる、これはいろいろ弊害が出ると思うんですね。今度の防衛庁の場合は、ごく最近行なったということではなくして、防衛庁長官も答弁しておるように、ベトナムへの防衛駐在官派遣は昨年五月にもう現実にやっておるわけですね。しかし、この法案は、御承知のように、四十年から四十一、四十二年と、今度は三年目の法案であるわけです。しかも、まだ成立してない。こういう時点で、一年以上先行してこの内容の一部が実行されておる、これは実に国会軽視はなはだしいと思う。そう思いませんか。

○政府委員(高辻正巳君) お答えを申し上げます。先生の申し上げも私もよく理解して申し上げておるつもりでございますが、先ほど主管部長から申し上げましたように、自治省設置法の一部改正のときのこと、実は、主管部長申しましたように、一名なり二名なり出向させる、当時一名だったようでございますが、出向させるについて、法の改正は必ずしも必要がない、しかし、別の意味で定員の改正はすべきであるというので、いまお話しした経過から、御推察いただけますように、法制局審議の過程において一案を作成して御審議をわすらわしたという経過でございます。今度の場合も、実は二名、防衛駐在官にするためにはやはり二名の減をもくろむべきであるというところで、当然、先ほど申し上げましたように二名減にする。実は法律案には、これは結果において増員でございますので表には出ておりませんが、そういう計算の上に立って、ただいまの定

員について御審議をいただいておりますわけでございます。で、これはもう少しおわかりいただきたいために申し上げるわけでございますが、それじゃ定員を審議する実益はないではないかということ、実はそうではございませんで、何よりも意味がありまうのは、各省庁における定員をこえて人数を採用するということは、少なくとも国会の御議決になった法律の制定がなしには絶対にできないわけでございます。これはどの省庁といわず、まあ防衛庁自身がかねて苦慮しておりますように、全くそれができないわけでございます。そういう意味で御審議をいただき、法律を制定していただく実益はむしろ大いにあるわけでありまして、また、その定員は定員のままとして、そのうちの一人が、その定員の範囲内で実員が減ぜられるということをお妨げるわけではないということ、現に私どもの一番身近な例を申し上げますと、内閣法制局というところは実は各省庁の有能経験者が参事官として来るわけでございますが、それにつきましては、各省庁から実は参りました者を法制局参事官として任命いたしております。それは定員の中で実際に減ることもございまして、あるいはこちらから帰る者によつて補充されるということもございまして、いろいろの場合がございしますが、その定員の内でもやりくりをしておるということになるわけでございます。その点が、やはりいまの場合でも、外務省に、定員の中から防衛庁の職員としては実員が一人減つて、そしてそれが向こうの外務省の定員の実員として入っていくということでございますので、法律的に、これは増員の場合と違つて、つまり定員をこえて人をふやすという場合と違つて、法律的には問題がないだらうということをお申し上げたいのでござい

○伊藤道雄君 いま定員の問題について論議しておるわけですが、先ほど私が伺ったように、いま定員だから、かりにそういうことが言えるとしても、今度はほかの案件に入れかえたらそういうことが可能なかどうか、こういうこともあわせてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(高辻正巳君) ちよつと御質疑の趣旨が十分に的確に把握できなかったわけでございますが、たとえば、まず第一に、その増員の定員がきまらないのに増員することができないとか、あるいは部や局の設置法が通らないのに部や局は設けられないとか、これはしごくあたりまえのことを申し上げて恐縮でございますが、そういうこととあるいは見当違いの御答弁かもしれない。もし、そうでありましたら、さらに重ねて御質疑をいただきたいと思ひます。

○伊藤道雄君 それでは問題をひとつしぼつて具體的の例を申し上げます。たとえば、法務省設置法の中で、前にありましたが、法務省設置法で刑務所をAからBに移すと、そういう法案が出たとき、そういう場合、これはAからB、Aを廃止してBに新たにいく、こういうのはしばしばあるわけですね。そういう場合に、この法務省設置法は、通過しない前にかつてもうほとんどAからBに移すことができるのか、たとえば一つの例ですが、それは差しつかえないのですか。

○政府委員(高辻正巳君) その刑務所の設置、法律でAに置くということになっておりました場合に、Bにそれを移す法律案が出ておつて、いまだ議決に至らないのに移せるかというところのところに伺つておりますが、そういうような設例の場合には、法律案が法律として成立しない前に、正規にAにあるA刑務所をB刑務所に移す。つまりA刑務所が廃止されて、B刑務所が成立したというふうな点は当然ではないと思ひます。

○伊藤道雄君 そうしますと、いま一つのそのことに関連してお伺ひいたしますが、この法案に、先般、防衛庁長官の提案理由の説明を承つて、その第三に、「第七航空団の司令部を、埼玉県の入間基地から茨城県の百里基地へ移転するものである」と、これは第三項にあるわけですね。このことに関連して、やはりこういう問題が出てくる

わけです。現在すでに政令二百六十四号で、百里基地を自衛隊法という基地として現実に第七航空団が全部移っているのではないかと。ただ単に司令部の看板だけが入間基地に残っているのではないかと。こういう問題があるわけですが、このように案にならなければならないかというこの疑問に防衛庁長官にお答えいただいて、もし、現実には移っておるのだといたしますと、これはいま法制局長官が明確にお答えになったように、いわゆる法案が不成立の時点ですね、まだ成立していない、不成立の時点で、現実に法律案の内容の一部がそれに先行して進められておるといふことは、これはもう違法である、いまも法制局長官はそうお答えになったわけですから、全くその事例に当たるわけですね、これは。この法案提案理由の、あなたが説明された第三の第七航空司令部を人間基地から茨城の百里基地へ全然まだ移動してなければ、これは問題ないわけですよ。全然移動の行動をまだとっていないとおっしゃれば、これはこの問題はなおから解消する。どうもそういう問題が強いので伺っておるところなんです。もし、そうだとすると、これはいま法制局長官がお答えになったように、当然違法になつてくるわけですよ。まず、その事実があるのかないのか、これをはつきり防衛庁長官からお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(増田甲子七君) 司令部というものは法律によつてきまつておるわけでございますし、そこで、法律の御改正を願わないと司令部は変わり得ませんし、現実の問題といたしまして、百里基地へ隊のある程度は行っております。しかし、司令部要員等は現在入間におりまして、せんだつても、私は視察に行つて参つた次第でございます。

○伊藤道雄君 どの程度残つておるのですか。
○国務大臣(増田甲子七君) たしか四十三名と聞いております。

○伊藤道雄君 総員何名中何名が残つておる。
○政府委員(島田豊君) 今度、現在、百里の基地に行つておられますのが二百二十八名でございます。入間に残つておられますのが二十三名です。

○稲葉誠一君 数字が違ふじゃないか。
○政府委員(島田豊君) 現在は二十三名でございます。ただいま長官から申し上げましたのは、四十三名というものは、これは全体の定員でございます。現在数は二十三名でございます。

○伊藤道雄君 かりに二十三名でも二十四名でもいいですが、そのほんの一部を残して、私どもが見たのは看板だけ残つておるうちに聞いたんです。が、現実には二十三名残つていて、大部分は法成立に先行して行動を起こしている、そういうことははつきりいえますね。そうだとすると、これは先ほどから繰り返し申し上げておるように、防衛庁長官がかつて提案理由を説明された第三項に当たつて、したがって、このことは、入間から百里基地に移るといふことは、法案の内容の一部ですね。それははつきりしておる。全部じゃない、一部、とところが、大部分をもう先行して百里に移して、ほんの一部が言ひ残つて残つておると、こういうことになると、その法案の内容の一部はもうすでに法成立に先立つて行なわれておるといふことははつきりいえると思ひます。こういう見解に立つと、先ほど法制局長官がお答えになったこの違法行為であるといふことに明確に当たると思ひます。すなわち、先ほど法制局長官は先ほどの御発言を取り消すようなことはなからうと思ひます。そうだとすると、これはまさしく違法行為になる、こういうことが断定できると思ひます。よく聞いてください。

○国務大臣(増田甲子七君) 第七航空団、これが法律の別表にございまして、その別表は入間郡武蔵町というところになっております。それを茨城県何町かわかりませんが、俗に百里基地といふところに移すというのが法律改正でございます。これが皆さまの御賛同を得た法律になりますから、現在入間基地におりまして、私が視察に行つ

たときにも司令部要員はおります。そうして非常に不便で困るというところを考へておりました。こういうことを申し上げておきます。すなわち法律に従つておるわけでありませう。

○伊藤道雄君 司令部というものは、ただ単に二十三名云々を言つておるのじゃないでしょうか。司令部にはその所属の要員がおるわけでしょう。司令部の一部が移つて、幹部連は残つておると、こういうことも受け取れるわけですね。そういう解釈であつても、すでに司令部の一部が現実には百里に行つておることは事実でしょう。たとえ一部でも先行しておるという事はなつきりしておると思ひます。先ほどの長官の御説明でも、相当数はもう百里に行つておる、司令部二十三名、これが現在残つておるといふ説明ですが、一部はもう百里に行つておるのでしょうか。これはどうなんですか。

○国務大臣(増田甲子七君) 司令部は行つていないのでございませう。そこで入間基地におりました、通信等の関係を利用いたしまして、通信は始終できませんから、そこから指令をいたしておりましたけれども、やはり場所が同じでないと、隊のほうはこれは訓令以下でできるものでございまして、隊のほうは法律の下で政令のまたその下の訓令でございまして、それ以下でできるものでございまして、隊は百里基地に展開しておることは事実でございますが、司令部並びに司令部要員は現在入間基地におりまして、非常に不便だといふことを嘆いて長官に訴えておりました。

○伊藤道雄君 そうしますと、その二十三名残つておる、それが司令部要員を含めた総数だということですか。――質問の意味がわからないのですか。それじゃもう一度言ひませう。

先ほど防衛庁長官が、司令部は残つておる、二十三名だと。その中には司令部に所属した要員一切が残つておるのかどうか。

○国務大臣(増田甲子七君) 詳細なことは防衛局長からお答え申し上げますが、司令部が入間におりまして、それから隷下部隊が百里基地におるこ

とは事実でございます。そこで連絡上非常に不便を感じて嘆いておる。そこで、司令部要員は入間基地におるわけでございます。

○伊藤道雄君 隷属部隊が嘆いておるか嘆いていないか、そういうことを伺つておるのではなくして、二十三名残つておるとおっしゃる。それをこちらが肯定しても、司令部というものは、ただ単に――第七航空司令部ですね、これは二十三名で構成しておるのかどうか。そうじゃないでしょう。要員が相当おるわけでしょう。その要員の一部はもうすでに先行しておるんじゃないと、そこを伺つておるわけですね。

○政府委員(島田豊君) 司令部の定員が現在四十三名でございます。そこでまあ総体といたしましては、このたびの法案で増員をお願いいたしておるわけでございますが、それを総体に入れますと、千四百五十名という数字になるわけでございます。で、現在の実行の定数といたしましては、千九百九十三名ということで、これは法案が通過いたしましたら、それに対する充足を完全にしたいというふうな考へておるわけでございます。現在数はそういうふうな状況でございます。

そこで司令部でございますけれども、二十三名現在、先ほど申しましたように、入間におります。そこで、もちろん百里にも各種の連絡のために司令部要員が出向いておるといふことはございませう。

○伊藤道雄君 そうしますと、御答弁の意味をそのまま受け取つても、司令部要員を含めて四十三人、そのうち現存しているのは二十三名、そうすると、二十名はもう百里基地へ移動しているわけですね。

○政府委員(島田豊君) それは先ほど申しましたように、連絡に行つたり帰つたりといふことでございませう。

○伊藤道雄君 その二十名何がしが連絡に行つたり来たりしていることは、それは連絡に来るなら百里のほうに行つていなければ連絡もつかぬでしょう。だから、私の伺つておるの

は、何人か知らぬけれども百里へもう現実に要員が一部行つておることは確認できるわけでしょう。正直に言いなさいよ。行つたり来たり連絡、ただ往復しておるだけじゃお答えないでしょう。

○政府委員(島田豊君) 先ほど申し上げましたように、定員四十三名でございます。二十名程度が入間から百里のほうへ連絡に参つておるといふことでございませう。

○伊藤道雄君 ところでですね、こういうことはつきりしたわけですね。連絡に行つたり来たりといふことであつたが、連絡のために現実に入間基地から百里基地へ行つておることだけはこゝで確認されたわけですね。そういうことになると、数の問題ではなくて、質の問題であつて、たとえ一名であつても、法成立以前にその法内容の一部が、もう法成立に先立って先行して行なわれておるといふことは明確にいえる。そうすると、先ほど法制局長官がおっしゃつたように、法成立前に改正内容の一部であつたと全部であつたと、たとえ一部であつても、先行して行なわれた場合には、これは違法行為であると明確にお答えになつたわけですね。そうならば、そういう趣旨から押していくと、この第三項はまだ法成立してないわけだから、たとえ一部であつても、現在の入間から百里基地へ行つておることだけは事実だといふことになる。これは違法行為じゃないですか。どなたがどう考へてもそういう結論を出さざるを得ないわけですね。正直におっしゃいよ、正直に。

○国務大臣(増田甲子七君) 私は事実問題を申し上げる。私は入間といふところは参りました。観閲で。しかしながら、百里といふところは非常に遠いところで、まだ参つておりません。そこで、入間において第七航空団の司令、また司令部、それから司令部の幹部要員等と各種の打ち合わせもいたしましたし、報告も聞いたいたしておりますが、行くところは、百里は行つてないでございませう。百里には隊が展開してありますが、多少は向こうに連絡に行くかもしれませうけれども、法を厳重に守りまして、現地の航空団司令も私に申しましたが、百里へ司令部が行くことに早くしていただかないと、私もここに参つて非常に困つておられます。これは事実を正直にお話ししておるわけですね。それから、私が長官に任命されました後に、最初に参つたのは府中でありまして、その次に参つたのは入間でございませう。まだ百里には、国会でも済んだ参ろうと――事実を正直に申せといふことでございませう――から正直に申します。でございませうから、司令部は厳として法のもとにおいて入間に存在いたしておりますし、また司令もおります。これは空将補でございませうから司令官とはいへませんが、司令と言つておられますが、司令もおりますれば要員もおります。ただ一部のそのまた部下の部下くらいが少しくらいあつちこちに動いても違法とは私は断じて言えないのじゃないか。これは伊藤さん、いかがでございませうか。

○伊藤道雄君 あなたがうそを言つておるかほんとうを言つておるかといふことでなくして、現在の姿はだんだんわかつてきたわけですね。そこで、私は伺つておるのは、これは第三項があるわけでしょう、あなたが説いたこの提案理由の説明に、だから、この法案が通らないとですね、この第七航空団の司令部といふものは完全に、もちろんたとえ一部であつても、百里基地へは移せないわけですね。そこを伺つておる。そうすると、先ほどの局長の話で、一部はすでに二十名ほど行つておる。四十三名は入間に依然として残つておる、と。二十三名は入間に依然として残つておる、ところが、長官も正直におっしゃつたんでしょ、あとの二十名は百里に行つておる。もちろんその二十名の中には連絡員もおるでしょう。連絡はそれはむろん必要でしょう。たとえ一部であつても、法成立以前に法内容の一部が先行されておるのじゃないかといふことを言つておる。この点はどうかなんです。これは早く明快な御答弁をいただきたいです。他にお伺いしたい大事な件がたくさんあるわけですね。こんなことで時間とりたくないです。

○政府委員(高辻正巳君) 国家機関の一定の機関が法律で所在地等がきまつております場合に、その所在地を、法律で変更せずしてその所在地を変更することは許されぬことは、これはまあ先ほど明言しましたとおり、そのとおりでございませう。したがつて、もしも今回たゞいま議論になっております第七航空団司令部がいままでありましてこの入間武蔵町からもうなくなつて、百里基地に移つておるとすれば、これは先ほど申し上げましたことからいって、まことに先生のおっしゃるやうに法律違反は明瞭でございませう。しばしば御説明申し上げておりますように、私そばで伺つておるわけでございますが、御存じのとおり、航空団司令部及び飛行隊その他の直轄部隊からなる航空司令部及び飛行隊その他の直轄部隊からなるといふことになっております。しこうして、その名称、所在地について法律で定めておられますのは航空団司令部、たゞいま申し上げましたそのうちの三の別表でございませう。この第三の別表を法律改正によつて変更することにしたといふのが今回の法案でございませう。ただいま申し上げましたように航空団司令部と申しますのは、現に防衛庁長官が御視察になりましたように、いまだ厳として武蔵町にあるわけでございますので、これが法律に違反してゐるといふことは、あえて一生懸命弁明するわけではございませうが、事実のお話を承つておれば、どうしてもこれが法律に違反するといふことはまいらないといふふう、に、私は聞きながら理解いたしておりますので、若干の法文を引用しつつ申し上げさせていただきます。

○稲葉誠一君 関連してお聞きしたいのは、いまの司令部の話は、なるほど形式的にはこういふふうになるかもしれないと思ひますが、司令部といふのと、いろいろな部隊とが一体となつて実際の働きをしてゐるわけですね。ですから片方が政令でいいことになればなるほど、形式的にはそうかもわからないけれども、実体はほとんど百里のほうへ移つてゐるということなんだから、なるほど形式的には違法でないとしても、実質的にはこれはやっぱり妥当であるかといふことになつてくると、妥当でないといふことが当然考えられてくるのじゃないですか。法律で改正があつて、その実体のものがはじめて全部移るといふのが、これが正式な移り方なんだ、それをやらないうで、実体的なものがほとんど向こうへ行つてゐる。だから司令といふのは、四十三人のものといふのは、これは形式的にはそうかも知れぬけれども、その実体千四百名全部こゝにいるわけですから、それから見ると、もうこれは九割何分のものが移つてゐるということになるわけですから、ですから行き方としては妥当でないといふことになるのじゃないですか。

○政府委員(島田豊君) 現在、百里に展開しておりますF104部隊は、F104が整備されてきましたことに伴ひまして、それにパイロットを配置いたしまして、現在訓練をやつておるわけでございます。その場合に二個スコードロンを維持いたします。つきましては、これは百里の基地を使うといふことで前から百里の工事に着手してございまして、百里の工事も完成いたしましたので、この二個スコードロンといふのを百里に配置いたしたわけですね。そうなりますと、この二個スコードロンを維持します場合の整備関係、補給関係、あるいは基地業務関係の人員が当然必要となるわけでございます。まして、そういう意味で、現在、飛行群、あるいは整備補給群、あるいは基地業務群、こういうものが百里のF104の訓練を実施いたしますために百里に行つておるといふことでございませう。そこで、御承知の航空団司令部が入間でございまして、勢いその間にいろいろ不便がございませう。しかしながら、これはやむを得ざる措置でございまして、その不便を現在忍んでおるわけでございますが、これがやはり今後任務付与をされまして警戒配置につくといふような場合には、警備運用が、同司令の統率のもとに迅速なる指揮運用ができるということが望ましいといふことで、こ

の司令部の移転をお願いをいたしておるわけでございませう。しかしながら、現在の段階におきまして不便はございますけれども、司令部そのものと、現実のF104部隊の配置場所、これが全く同一場所でないといけないということも必ずしも言えないということでございます。しかしながら、これはやはりでき得べくんば司令部が部下を掌握するということにつきまして、この指揮運用の適切を期するという意味におきまして、同じ場所にあるほうがいかなる面で効果的であり、能率的である。こういうことでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、人間の基地にいた人ですね、人間の基地にいた人は、司令か部隊か何か知らぬけれども、全体として一千四百人いたうちで、それが九割何分、全体のうち何%が百里へ移っちゃっているのです。それが一つですね。もう一つは、これはちょっと前に戻って恐縮なんですけれども、法制局長が、駐在武官のときに、何か二名の定員減だ、二名の定員減だと話していらした。これは二名ですか、どこから二名と聞てきたの。二名じゃないのじゃないですか。これはあとで答えてください。それが一つ。

それから、ただ人員、それはたとえば防衛庁の人員を、定員を削減してというか、いわゆる減員して、そうして外務省ならば外務省にやるとした場合に、一人の問題ならばあれだけでも、それじゃ、ある部というか、ある部を全部廃止して、外務省ならば外務省にかりにやるといったときに、それじゃ片一方のほうの外務省設置法は通ったけれども、防衛庁の分は廃止する必要がない、残しておく必要があるのだというふうなことになることもなきにしもあらずですね。その場合に、片方が通ったからって、こっちは廃止になつてしまふのですか、かまわないのですか、機構の問題のときに、同じ問題として人員の問題がありますね。人員の問題、一人の問題ならばいいけれども、千人とか一万人という場合、こっちはそれを削減して、こっちは全部移す、こっちは通ったけれども、こっちはのほうはどうしても残す必要がある

というときに、片方のほうは法案が通らなくても片方のほうへどんどん移っちゃつてかまわないのですか。実際に条件的にかみ合っている場合もあるのじゃないですか。こちらを削減するということが、向こうを増加するということが条件的にかみ合っている場合、そういう場合もあるのじゃないですか、問題によつては。そこはどうなんでしょうか。

それから、関連ですから全部まとめてやっちゃいます。もう一つは、これは防衛庁に答えてもらふべきだと思ふんですが、前に話した駐在武官というのとはどこからの減という形をとっているかというところで、これはもう時間の関係で言つてしまひますけれども、一等陸佐とか何とかいう自衛官を全部外務省へ回しているわけでしょう、防衛庁。ところが、これは予算書なり何なりを見ると、非自衛官の減という形をとっていますね、これ。これはどういうわけなの。これだけ一べんに質問しちゃいますから。

○政府委員(荒井勇君) 法律の関係からお答えを申し上げます。その二名の減であるということとを先ほど申し上げたということでございますけれども、それは、四十年の予算関連といたしまして一名、それから四十一年度予算の関連といたしまして一名ということ、合計二名だという趣旨だと思ひます。

○稲葉誠一君 三名じゃないの。

○政府委員(荒井勇君) それは四十二年の予算の関連も一名でございますから、それも入れれば三名ということになります。過去にすでに出したものがあるではないかという点の御追及があったと思いますので、その人員は何名かと言へば、四十年の予算関連及び四十一年度予算関連それぞれ一名、合計二名だということでございます。

それから、一名、二名の出向をするということとは外務省設置法の改正があれば可能ではないかという議論に対して、千人とか一万人とか、あるいは一つの組織を廃止してあけて外務省へ移つ

たらどうかという御質問がございました。

○政府委員(荒井勇君) そういう場合があったらどうかという御質問がございました。その中で、防衛庁における組織を廃止してということと、外務省設置法の定員を増加することとは、これは法律的に言つて密接不可分の関連ということはないと思ひます。一方は定員の問題であるわけでございます。その次に、一千人とか一万人とかいうような非常に国の重要政策にわたるような改正が二つの設置法に関連して行なわれるという場合に、その審査をお願いをするという場合の形式といたしましては、そのような密接な関連のある法案は、この外務省設置法及び防衛庁設置法の一部を改正する法律案というふうな形で、一方が通り一方は通らないというふうな、ばらばらの意思決定が国権の最高機関によつてされることのないような形で御提案を申し上げたい、そういう場合にはです。

○稲葉誠一君 何%移っているの。

○政府委員(島田豊君) ただいまちょっと計算しておりますが、もう一つ、四十年にインドネシアに一人、海上自衛官を私どもとして派遣しておりますが、この人員の減でございますが、これは今回御提案申し上げております自衛官以外の職員が五十五名の増、それに対して、先ほど来お話が出ておりますように、陸上自衛隊の一般の職員二名減いたしました五十三名ということになつておるわけでございますが、もともとこの五十五名という数字が、海上自衛隊といたしましては五十六名でございます。そのうちに、インドネシアに四十年に派遣すべき職員をそれから一名減じまして、そこで五十五名という差し引きが出ております。五十五名からさらに陸上自衛隊で出します二人の自衛官以外の職員の定数を二名減じまして五十三名と、こういうことになつておるわけでございます。

○稲葉誠一君 いや、ぼくの聞いているのはそういうことじゃないですがね。行っているのは自衛官が行っているんでしょ。一等陸佐にしろ、一等海佐にしろ、ぼくはよくわからぬけれども、四十年はインドネシア、四十一年はベトナムでしょう。自衛官が行っているのに、あなたのほうの計算では非自衛官が減になつていて、あなたのほうでそれはどういふことなのかと聞いているわけ。——待つて下さいね。まああなたのほうではいろいろ説明するわ。また適当に何かあつたような、何というか、ごまかしたような説明するのだからと思ふのだけれども、これはまあ行政慣行としてやつておるのかどうかはぼくはわかりませんけれども、これも筋がおかしいじゃないですか。と思うんだ。これは自衛官が現実に行っているのに、今度、自衛官を減らさないで非自衛官のほうから減らしている。それでしょ、これ。

○政府委員(海原治君) この件は、昨晚私がここで御説明しましたことと関連がございますが、外務省に出向します場合には外務事務官ということになるわけでございます。このことは昨日の御説明いたしました、外務事務官ということになります。これははいわゆる一般の事務官、非自衛官ということになりますので、定員の減の関係におきましては、従来いろいろと解釈はございましたけれども、最近事務官のほうから落とすことが慣例になつております。したがって、先ほどのインドネシアに参ります分は、海上自衛隊の行政職四等級の中から一名、今度南ベトナムに行つておりますのは陸上自衛隊の四等級の中から一名、韓国要員については同じく陸上自衛隊の五等級の中から一名、こういうことで、計三名の減員を実施しているというのが現状でございます。

○稲葉誠一君 おかしいな。まあいいや。

○伊藤賢道君 そこで、先ほど来伺ひしている防衛駐在官の問題にしろ、いま現実にお伺ひしておるいわゆる第七航空司令部移転の問題にしろ、どうもそういう答弁ではわれわれとしては理

ざいまして、一般的な思想調査というふうなことは自衛隊においては行なっておりません。

○伊藤道君 この各部隊ですね、またもと下の駐屯部隊ごとの各部隊、こういう面が地方の警察と緊密な連携をとって、付近の都市で工場労働者、あるいは学生、あるいは革新政党的動向に関して詳細な情報を収集し、ただ情報を収集するというにとどまらず、これを分析し、一体どこが重要な地域だとか、あるいはどこにどういうものがあるとか、そういう一見してわかる地図をつくって、治安出動準備のこれが一環であると思うわけですが、こういう工作を進めておるといふことを聞いておるわけです。そうだとすると、なかなかこれは容易ならぬことだと思ふわけです。行き過ぎではないかというところが当然出てくるわけです。その点どうです。

○政府委員(島田豊君) 一つの問題は、自衛隊が一般的ないわゆる情報というものを収集するということは必ずしも必要でないわけではございまして、何かたとえれば基地周辺におきましていろいろなトラブルがある、自衛隊に対する働きかけがある、そういうふうな情報を収集いたします場合に、それは地元警察署につきましましていろいろ聞くというところはございまして、これは調査隊みずからがそういうふうな外部についての調査というものを行なう、そういう力もございまして、またそういう必要もないわけではございまして、それからいまだ一つ警備地誌の問題でございまして、これは自衛隊が防衛出動、あるいは治安出動、あるいは災害派遣等をやります場合に、いろいろなやりの地誌関係が必要になってくるわけではございまして、そういう地誌の材料を集めるという必要はございまして、これは何も、ある都市なら都市におきましていろいろの外部の団体でありますとか、あるいは社会的な勢力でありますとか、そういうふうなことに付いて一般的に知っておるというところは必ずしも必要でないわけではございまして、そういうものを一般的に調査をするというふうなことはいまの自衛隊はやっておりません。

ておりません。なお伺いたしますが、六〇年の例の安保闘争が激しかったあとで、治安行動案というものができて、これは大きな問題となつたわけですね。その後これは廃案になったというふうな聞いておつたわけですが、有力な新聞報道によると、いやそうではない、実際にはこれはまだ生きておつて使用されておるといふことを報道されておつたわけですね。これは誤報であれば問題ないわけですが、実際にはどういふ面があるんじゃないでしょうか、この点を確かめておきたいと思ふのです。

○政府委員(中井亮一君) お尋ねの治安行動草案でございまして、草案でございまして、まだ防衛庁として権威づけられたものではございませんで、一部参考にしていらっしゃるところは従来あつたかと思ひますけれども、現在それは生きていますものはございませぬ。

○伊藤道君 この問題についてはさきに稲葉委員からも質問があつたと思ふのです。同じ質問を繰り返すことは控えたいと思ひますので、これはそつとしておきますが、次にお伺いしたいのは、このような治安訓練、いわゆる暴徒鎮圧訓練なるものを各部隊がどの程度やっておるのかということとをここで確かめておきたいと思ふのです。

○政府委員(中井亮一君) これも昨日お尋ねがあつたかと思ひますが、部隊で普通科の中隊に例をとりますと、部隊訓練を約四十時間やるように基準が定められております。

○伊藤道君 私の把握したところによると、各師団で年間最低四十六時間、それと東京警備の必要のある第一師団についてはこれの大体三倍、約百五十時間足らず、こういう時間をかけて訓練をやっておるようですが、そういうふうな理解していいのかわかりか。

○政府委員(中井亮一君) 部隊訓練といたしましては四十時間を基準にしておりますが、そのほかに各個の訓練というものを若干基準としてはやらせるようにしておりますので、それだけの時間は多くなるわけではございまして、ただ、第一師団に

つきましては普通の部隊に比べて二倍以上の訓練をやるように基準をきめられております。

○伊藤道君 まあこういうような時間をかけて、自動車を狙撃したり、ガスを使ったり、あるいは特定な地点の確保をするという訓練をやつたり、まあいろいろの訓練をやつておると思ふのですが、この訓練計画についてもできておると思ふのです。それはまだでき上がったものはないのか。こういうことを実際に、私がいま指摘したようなことを現実にやつておるのか、いやそれは間違いで、これとこれだ、そういうものなのか、こういう点について明確にお答えいただきたい。

○政府委員(中井亮一君) 部隊訓練の中で、基本的な隊形の訓練でありますとか、あるいは警護行動というふうなものをやるように、それぞれ班の単位でやる時間、それから小隊の単位でやる訓練、それから中隊の単位でやる訓練、こういう訓練というふうなもの、それぞれ基準が設けられてある実情でございまして。

○伊藤道君 特にここで問題だと思われるのは、各連隊に最近特に強化されてきた面として、ゲリラ訓練とか、あるいはレンジャー訓練というものがあるというのを聞いておるんです。この点について要点だけをお答えください。

○政府委員(中井亮一君) レンジャー訓練につきましては、普通科連隊で通常五十名ぐらゐの要員を訓練をするというところで、計画的に教育を進めているわけではございまして、この訓練の目標は、きわめて困難な各地区の状況下で、長期、独立して行動ができるような、そういう精神力、体力を訓練をするということがこのレンジャー訓練の目標でございまして。

○伊藤道君 抽象的に言うところのことでありまして、具体的な言うところのことでありまして、時間がないからこちらから申し上げますと、たとえば、悪質と見られる文書を摘発する、そういう訓練をやつたり、あるいは要人を守つたり護衛したり、そういうふうな意味の訓練をやつておるというふうな聞いておるわけ

す。この点はどうなんです。

○政府委員(中井亮一君) やつております訓練からいいますと、初めにあげられましたようなことはやつておりません。ただ、病人等を困難な山の中から救出をするというふうなことにつきましてはやつております。

○伊藤道君 私がここで問題としてお伺いしておるのは、いま幾つか伺つたわけですが、こういういわゆる治安面に対する目標を掲げて訓練、教育が行なわれておる、こういうことが三次防においてますます強化されてきつた、こういう点を前提としてお伺いしておるわけです。もちろん、まづ正面からこういうことを伺うと、これはそういう危険なことはやつておりませぬとか、それは言えないでしよう、あなたの方の立場では、機密事項に属するのだから。この前も私は本会議でお伺いしたように、いろいろこれは軍事上の必要だということでも自衛隊はなかなか――当然これは国民に知らしてしるべき問題でも、秘密主義でやつておるからなかなか外部には出さない。そういうために三矢計画問題とか、いろいろの面に具体的に現れておるわけですね。そこで、こゝでまづ正面からそういうことはけしからぬじゃないかと言へば、そういうことはございませぬ、それ以外の訓練はやつております、そういう答弁をする気持ちにはわかりませぬけれども、こういうような事実がいろいろの端々から、いま私のお伺いしているようなデータとなつてはつきりしつたあるわけですね。そこで、もちろん機密の限界がございまして、それ以上は言えないと、そういう事情はあるだろうと思ふ。しかし、ある程度国民の前に訓練の内容をある程度率直に言つておかないと、あとでそういうことは国民の面からはつきりしてくると思つてお伺いしておるわけですね。この点はいかがですか。

○政府委員(中井亮一君) ただいまのレンジャーの訓練に關しましてのことではございまして、たならば、部隊でやりますレンジャー訓練を人に見学をしてもらつておる事例もたくさんございまして、別

に特にいま伊藤先生の御心配になられたようなこととはございません。

○伊藤道君 時間の制約がございますので、これで了解したわけでは毛頭ございませんが、次の問題に入りたいと思います。

現在、日本で装備しておるレーダーの探知能力範囲は約二百キロだと思ふんですが、この二百キロ以内に、もしかりに国籍不明機が入ってくると、これはすぐ待機中の北海道千歳の航空団の戦闘機が二機飛び上がるということになっておるかと思ふんですが、飛び上がったってその不明機に接近して警告を与える。もちろんこの戦闘機はサイドワインダー以外の完全武装をしておる、こういうことであらうかと思ふ。この場合、もしかりにソ連機といたしたならば、ソ連機に接近すると、向こうは領空内に入らないで退避してしまふ、こういうことが年じゅう繰り返されてゐるのではなからうか。そらだとすると、このことは大体過去において一体どのくらい繰り返されてきたか、こういうことを含めてそのことについてのお答えをいただきたいと思ふ。

○政府委員(島田豊君) 昭和三十三年以降昨年度まで緊急発進をいたしました件数は千九百六十六件、そのうち四十年間で三百八十七件、四十一年度が三百五十六件でございます。この数年來、大体三百五十件ないし四百件近くの緊急発進をやっておるわけでございます。これは先ほど先生がおっしゃいましたように、レーダー網でキャッチいたしましたして、わが国の飛行計画等と照合いたしましたして、国籍がわからないという飛行機が本土に近づいてまゐるという場合には緊急発進をいたしましたわけでございます。いわゆる領空侵犯に必要な措置をとるわけでございます。しかしながら、この中でいまだかつて領空に現に入ってきたというものはございません。ただ、もしそういう領空に入ってくるということはいけませんので、これに対して所定の必要な措置を講ずるというために緊急発進をいたしておるわけでございます。

○伊藤道君 この領空侵犯に対する措置については、自衛隊法八十四条に明確に出てゐるわけですね。これはそういう領空侵犯の場合云々ということであるわけですね。ところが先ほど来伺ひしておるうちに、この領空侵犯措置というものは八十四条に基づいてやっておると思ふのですけれども、領空とか領海は国際法上はたしか海岸から現在五・五キロでしか、間違つていたら御訂正いただいて、そういうことであらうかと思ふ。そういう名目で二百キロも海の内側を飛ぶに飛ぶんですが、特に、かりにソ連機とした場合に、日本とソ連とは宗谷海峡で一衣帯水で接近しておる。そういう情勢の中で二百キロ向こうからレーダーに入ってきたらすぐ二機が飛び出す、北海道の千歳の航空団の戦闘機二機がすぐ飛び上がるでしよう。そういうことになると、もしかりにいままであなたの御説明でも千九百何回かという回数があったという事は、相当いまだでそういう事例が多かつたということの意味するわけですね。幸いにもいまだでそういうあやまちがなかつたわけですが、それでも、こういう多くの回数を重ねてゐる間に間違ひということはあるわけですね。もし、たとえ間違ひにもいろいろございまして、うけれども、両機が衝突するといふような場合もあり得るわけですね。いまだではなかつた、いまだでなかつたから心配ないといふことは言えないと思ふ。いまだで全然なくとも、今後あるかもしれない、今後ないかもしれない、そういうことははかり知れないわけですね。で、ここで伺ひたいのは、そういうひんばんな回数が繰り返されておる中、もしかりにあやまちがあつたらどうするか、たとえば衝突するやうなことがあつたら、一体どう措置するのか、その点が一点と、いま申し上げましたように、国際法上のいわゆる領空、領海は五・五キロというのに、二百キロ先からレーダーに入つたらすぐ二機が飛び立つていくということ、千歳の航空団の戦闘機が二機飛び立つ

つということになると、これは行き過ぎではないかという感じが当然出てくるわけですね。しかも、この自衛隊法八十四条は領空侵犯に対する措置ですね。二百キロ先からレーダーに入つたものを、こちらがすぐ千歳の航空団から戦闘機二機が飛び立つということになると、もしそういうことになりまして、かりにソ連機であると領空内に入らないで退避してしまふ、領空内に入つた場合、この領空侵犯に対する措置であらうと思ふんですが、それで、領空侵犯に対する措置とあるわけですね。この八十四条は、それで、そういうことになると、二百キロ先からレーダーに入つたら、すぐまた飛び立つ、そうすると、これは領空侵犯に対する措置ではないんじゃないですか。領空に侵犯があつたら、この八十四条が適用されるんであつて、二百キロ先から入つて、レーダーに入つてきたから、すぐ飛び立つ、こういうことを繰り返してゐるわけですね。う、そういう必要はないんじゃないかという当然な考え方が出てくるわけですね。そこで繰り返してお伺ひするように、お伺ひしたい点は二点あるわけですね。もしかりに二千回に近く多発的にそういうことが繰り返されてゐる間には、たとえば二機がいれば衝突するといふことも理論上成り立つわけですね。そういう場合は一体どう措置なさるか。それから、いまの二百キロ先の云々との八十四条に關連して、領空侵犯でないのに――伺ひたいのは領空侵犯の目的で来るのかもしません、しかし、領空侵犯としてこの五・五キロ内に入つてきた場合もあるんです。そういう場合に初めてこの八十四条が適用されるわけですね。その二千回返りそのつど、そのつど領空侵犯ではないと思ふんですが、それで、そのつど領空侵犯ではないか、この点を明らかにしていただきたいと思ふ。

○政府委員(島田豊君) まず危険防止の問題でございますが、これはスクランブルをやりますパイロットに対しては、そういう意味での危険を十分防止するように注意をしておるわけでございます。一つ、二百キロというお話が出ましたけれども、実はレーダーの範囲はもっと遠いわけでございます。ただ二百キロと申しますか、それは必ずしも明確に定めてあるわけではございませんけれども、かなり時間的に前から飛来しようとしておそれがあるわけで、そういう関係でできるだけ早く飛び立つということでございます。そこで現実の領空侵犯措置は領空、領海に入つたときでございますけれども、それ以前におきましてわが航空機が緊急発進いたしますと、大体従来の例ですと、まあそれを避けて、反転していくというのがまあ普通でございます。先ほど申しましたように、まだ領空、領海に入つてきたという事例はないわけでございます。そういう意味でわが国の領空侵犯措置というものは、緊急発進措置というものがかなりの成果をおさめておるというふうに考へておるわけでございます。これは各国ともそういうことは実施いたしておりますので、われわれとしては十分事故という点については留意をしながら、今後も引き続きやっていきたいというふうに考へております。

○伊藤道君 まあこういうようなわれわれから見ると必要以上の訓練をやつておるうちに考へられるわけですね。これはまあ日本の立場がアメリカの防衛体制の中に入つて、そういう任務を担うのでございまして、おのづからいふことにならうかと思ふのです。これは一体日本の国民のためのいわゆる防衛といつたことと關連があるのかどうか、そういう問題も出てくるかと思ふですね。もし間違ひでもあつて、國際紛争にでもなると容易ならぬ事態が考へられるわけですね。そういう危険をおかしてあつても二千回近いことが繰り返されておるのか、こういう危険をおかしてあつて一体どうなるのか、こういう危険をおかしてあつて一体どうなるのか、アメリカの防衛体制の中に日本が環として入つておる、そういう義務を押しつけられておる、こういうことでやつておるのだと思ふのです。こういうような点についてひとつ御説明をしてい

ただきたいと思います。

○国務大臣(増田甲子七君) いわゆる緊急発進といふものは国際法規、あるいは航空法に違反するおそれのあるものに対して行なうわけでございまして、あくまでも日本のいわゆる領海、領空、領土を守るためでございます。

○伊藤顯道君 私どもが特におそれるのは、いろいろこういう訓練を繰り返しておるうちにあやまちが起きたら一体どうするのか。こういうことについて、これはいままでではなかったからといって済まされぬと思うのです。今後あるかもしれないぬ。こういうことについて明快に長官から御答弁をいただきたいと思います。

○国務大臣(増田甲子七君) 伊藤さんの御指摘のように、あやまちがないように事故防止につきましては厳重に部下を督促してまいる所存でございます。

○伊藤親道君　なお伺いたしますが、繰り返し申し上げますように、日本はアメリカの戦略体制に寄つておるわけですから、そうだとすると、アメリカの戦略体制の基本は核装備であり、核兵器である。そうでしょう。これは間違いないですね。そうだとすると、それに組み込まれておる、その中で一定のパートを受け持っておる日本にとっては、やはり核戦争を想定しておる自衛隊であるということが言えると思うのです。この点はどうなのですか。——意味がわからなければもう一回言います、意味がわかるように。これは明快に何べんでも、日本はアメリカの戦略体制に従属しておるというところでしょう。そうだとすると、アメリカの戦略体制の基本は核装備であり、核兵器であるわけです。そういう観点から伺いしておるわけです。そうだとすると、それに組み込まれており、その一定のパートを日本は受け持っておるわけでしょう。そういうことになる、やはり日本の自衛隊は核戦争ということを想定して訓練をしておる、こういうことが言えると思うのです。その点をお伺いしておるわけなのです。

○国務大臣(増田甲子七君) 日本はアメリカの戦略体制に隷属いたしておりません。日本は日本の国防衛体制がございまして、それが日米安保体制のもとにおいてアメリカにも共同して防衛してもらおう、こういうわけがございまして、アメリカの戦略体制の一部分としての日本の防衛体制があるわけではございません。日本の防衛体制がまずございまして、それにはアメリカに事があるときには助けてもらう、これだけのことでございまして、こちらからいろいろ隷属的なことは一切いたさないでございます。ただ、安保条約第六条によりまして、極東の安全を保持するためにアメリカ軍に基地その他施設を供与する、これだけのことは、あまり助けてもらったり、助けてもらったりばかりではないけれども、少しは助けてやろう、こういうことでございます。

○伊藤親道君　それでは具体的な問題からお伺いいたしましょう。ことしになっていよいよ三次防が始まるわけですが、都下の大新聞に自衛隊に関するいろいろな記事が載せてあったわけです。その中に、海上自衛隊の艦船が全身水をかぶって核放射能の洗浄訓練をやっている写真が明確に出てあったわけです。こういう一面もあるわけです。また陸上自衛隊の場合でも小型師団というのを今度つくっておるわけです。この小型師団というのは、私が言うまでもなく、核戦闘団としてアメリカの戦略にならったものだということが明確に言える。こういうことが常識的に言えると思う。こういうようなことで、先ほど日本のいわゆる防衛戦略は日本独自のものであって、アメリカの戦略体制には従属していないと言いましたけれども、日本のリーダーは、一応、日本の自衛隊に預けられておるけれども、それを指令しておるのはアメリカでしょう。アメリカなんです。日本はかつてにそういう戦略を進められるわけではない。アメリカの最高の指揮官の隷下に入っているわけです。だからアメリカの最高指揮官の隷下にあった場合に、日本の独自の防空体制はとれぬわけです。先ほど長官は日本の防空体制は日本独自のもの

のだとおっしゃったから、こういう点を伺つておるわけです。

○国務大臣(増田甲子七君) 新聞のことについて御答弁等は政府委員に言わせます。

そこで、アメリカの最高指揮官があつて、日本がその隷下に働くというようなことをおっしゃいましたけれども、これは伊藤さんと私とは見解が違つたのでございまして、毎回明瞭にいたしておりましたが、平時においても有事においても、日本は日本の独自の防衛体制のもとにおいてアメリカの防衛体制と協力しつつわが祖国を守る、こういうことでございます。

○伊藤藤道君　なおこの問題を深くお伺いしよう
と思いましたが、いま御注意をいただいて、もう
そろそろ時間がきておるから、あと若干でやめて
いただきたいという要請を受けましたから、すな
おにこれを受けて、残念ながらあと二、三の問題
をお伺いしたいと思えます。

あらためてお伺いしたいのは、新島射爆場の設置問題ですね。これは増田長官が去る五日の衆議院内閣委員会で、もし地元の同意が得られなければ新島射爆場建設を強行するつもりはない、こういう意味の御答弁をなさっておるわけです。この真意を伺いたい。

○国務大臣(増田甲子七君) 私どもは新島の射爆場が水戸の射爆場にかわるものとして、米軍も約六分の一に譲歩してまいったわけでございまして、施設庁長官以下非常に奮闘した結果でございします。そこで、厚木、立川等から約二百キロ以内の射爆場を求めるとすれば新島という島の南端が最も適当である、こういうことを考えておきまして、従来とも地元あるいは東京都当局と交渉をいたしておる次第でございまして、あくまでも地元の御同意と御理解と御協力を得てから——得てからということは、つまり得なければという意味に伊藤さんはおとりくだすってもけっこうです。得てから射爆場を設置したい、こう考えておる次第でございます。

○伊藤顯道君　なほ同日の衆議院内閣委員会で、厚生省とか水産庁がそれぞれ立場が違うわけですね、防衛庁と。それぞれ立場があるので、防衛庁側の見解に対して難色を示したというように聞いておりまするし、また東京都知事である美濃部さんも反対の態度を表明されたということであるわけです。そういう立場立場でのこういう御意向は、もちろん尊重されると思いますけれども、このことについてはどうお考えですか。

○国務大臣（増田甲子七君） 漁民の皆さまを守る水産庁、その他関係各省とも十分協議いたし、また条件といたしまして漁業権の保障ということをも十分にいたしまして、それからこの反対は、東京郡におきましては美濃部さんが知事になつてからではございません。前から東京都会においては反対の意向でございます。そこで東京都議会、美濃部さん等の御同意、御理解、御協力を得まして後に設置いたしたい、こう考えておる次第でございます。

○伊藤頭道君 昨年六月、水戸射撃場を新島に移すことを内容とする合意書を米側と交換したことがあったわけです。そのときに、その前提については地元側と十分話し合いはなされたのではなからうかと思うのですが、この間の事情はどうなんですか。

○政府委員（小幡久男君） 昨年の共同声明を出します前には、およそ一、二年前に、大臣が、新島を含めまして複数の島嶼についていろいろ水戸の代替地を物色しているということを言明いたしました。それで、やや公然とした時期がございました。それ以後はいろいろ検討しておったのでございますが、また、私のほうも新島には射爆場でなくて現在試験場がございいます。試験場関係の問題で新島当局とはたびたび接触を持っております。したがって、非公式にはいろいろと話しておりますが、しかし、公式にはまだ具体案がきまつておりませんので話しておりませんでした。非公式には、将来、新島が有力候補地になるかもしれないので、その節にはひとつよろしくお願い申

し上げたいということは話しておりましたが、同意は得るに至らず、そのままで共同声明を出したというのが実情でございます。

○伊藤道雄 それじゃ時間がもうまいりましたから、最後に一点だけ伺いたいんですが、私はこの委員会で約十年間伺いしてきた群馬の太田大泉飛行場返還問題、この問題が水戸射撃場、新島射撃場に直接結び付いておるわけですね。そのときの日米のいわゆる合意書で、アメリカ側としては代替地さえあればいつでもということ、その太田大泉の代替地が水戸射撃場、水戸射撃場を新島に移す、三段飛びになっておるわけですね。したがって、その最後の受け入れ側である新島が反対している限り、たとえアメリカ側が代替地があれぱというこの水戸射撃場も、完全には太田大泉飛行場を移すわけにはいかぬわけですね。そうなる

と、もう十年間も問題になっておった問題、またいつになるかわからぬという見通しになるわけですね。これは直接関連がございますから、この機会に明確に、ひとつ現状はどうか、将来の見通しについて伺いして、私の質問を遺憾ながらこの程度で終わっておきたい。

○政府委員(小幡久男) ただいまお話がありましたように、昨年の共同声明で太田大泉が水戸に移るといふことも同時に声明しております。これはよく存じておりました、その後われわれのほうでは、この共同声明に基づきましてできるだけひとつ新島の負担を軽くしたい、こういう見地から米側の技術提案を検討しております。いまの問題点は、たとえば飛行機の侵入方向とか、あるいはパターンの方向、それから陸上へ接触する部分をどれだけ少なくすればいいか、あるいはその方向を式根にからぬように、騒音の少ない方向にどうしたらいいか、そのほか漁業の制限区域をこれまたできるだけ少なくする方法はないかと、あるいは付属施設でありますところの観測施設、通信施設、飛行場施設、それから避難港というふうなものではできるだけ村当局的意向に従ってやるにはどうしたらいいかというふうな点をいろいろ詰め

ておりまして、現に飛行機も飛ばしまして、パイロットが実際に空中から実演をしつつ検討させております。この検討の結果がそろそろ間もなく出ると思いますが、それができたら、米側に對しましては、日本側の自主的な意見を申しまして、つとめて新島島民の負担を少なからしめるような青写真で新島当局に折衝したい。具体案が発表になりますれば、おそろしくいまの段階では非常に誇張して考えられて不安を持っておられる向きもありますので、おそろしく代案が出ますれば、そういう誤解に基づく反対は少なくとも減るのではなからうかという点にも期待を持っておりますし、そういう点でいろいろ努力しまして、今後誠実と忍耐をもちまして必ずやってみたいというふうに念願しております。

○山崎昇君 私はまず第一に、防衛問題なり軍事問題というのはいま専門家でもありませんから、くろくろくのような質問はできません。しかし、いま国民がこの自衛隊に抱いておる疑問、あるいは日本の政府がいろいろなことをいうことについて多くの疑問を持っております。私も党の役員でありますから、いろいろ日本全国歩行際に、各層の人から素朴な質問を受けるわけです。そこできょうは、きわめて常識的な素朴な質問を少し展開してみたい。そうして、私がこれから演説会を開くのは、その他等で回るときに、正確に国民の質問に答え得るようにしたい、こう思うわけです。ほんとうはあらゆる角度から質問してみたいと思っておりますが、いま私のほうの理事から、時間がありません、また多くの方が質問したいという希望があるようでありますので、三分の一くらいに縮めろという命令がありましたので、たいへん残念でありますけれども、二、三点にしばってきょうはお尋ねしたい、こう思うわけです。

第一は、これは私が言うわけではございませんが、評論家の大宅さんの言葉をかりると、日本の自衛隊というのはアメリカの入れ歯である、こう定義をしているわけです。そうしてその入れ歯

は、ろくすっぽものををかむことができない。アメリカはろくすっぽものををかむこともできないような入れ歯を、注射をしたり、何かをすれば何か本物の歯になるのじゃないかと、錯覚におちいつているのじゃないか、日本政府もまた、そういうアメリカの言い分をそのまま受け継いで、盛んに自衛隊の増強に力を用いているようでありま

すけれども、一体この自衛隊というのは何なのか。災害が起きたら災害対策に出ていくのが自衛隊なのか、こういう素朴な考え方もありますし、感情もあります。そして、この自衛隊を少しでも補おうというんですか、あるいはまた協力というんですか、そういう意味でアメリカの軍隊もかなり日本に駐在をされておる、そして、その軍事基地を設けるために日本人同士が血を流すような戦いが行なわれておる、こういう実情にあるわけですね。したがって、私はほんとうはそういうことから長官にお聞きをしたいんですが、冒頭申し上げたように、時間がありませんので、いま一番新聞紙上でもにぎわっております、また佐藤内閣にとっても最大の課題だと思ふ沖縄の問題について、まずお聞きをしたいと思ふんです。で、防衛庁長官はこの沖縄の返還というものをどういうふうにお考えになっておるのか、まずその点からお聞きをしたいと思ふんです。

○国務大臣(増田甲子七君) 山崎さんにお答えいたします。私が沖縄に対して持っている感じというものは、同胞一体感を早く実現してほしいと、こういうことで、山崎さんや同胞一億国民の皆さまの持つておる感じ方と全然同じでございます。しかし、沖縄の住民が言うように、サンフランシスコ条約ができてからでもすでに十七年たつておる。戦争が終わってからでもすでに二十二年たつておる。現実的にはいまだに沖縄というのは返還にならないわけです。そこで、最近ではさまざまな論が流れるわけですね。全面返還とやら、あるいは機能別返還とやら、あるいは地域の一部返還とやら、さまざま

な論が出るんですが、長官としてどういう返還をさせるというふうにお考えになっているのか聞きたいんです。

○国務大臣(増田甲子七君) これはなかなかむずかしい問題でございます。そのために沖縄問題等特別委員会もあるわけでございます。また現地へも総務長官も国会直後参るわけでございます。そこで、私といたしましては、いつも沖縄委員会におきましてお答えいたしておる限度のことをお答えいたします。すなわち、防衛の見地から見ますと、沖縄の基地として日本並びに極東の平和の維持に貢献している度合いは相当濃厚でございます。でございますから、沖縄の基地というものの機能、効用というものを感ぜないこと、しかも立法、司法、行政の三権が日本に返ってくるということが一番望ましい、こう考えております。

○山崎昇君 そこで、私は二つの点について具体的に長官に聞きたいと思ふんです。一つは、先般来盛んににぎわしておる下田発言という、いまのままで沖縄を返還させる、いわばいまのままで沖縄の基地を自由に使用せよということを含んでならば、日本に返還することが可能ではないか、こういう下田発言があるわけなんです。しかし、政府がたびたび、日本は核武装しない、あるいは核の持ち込みもしない、あるいはまた核装備も自衛隊はいたしません、こういう政府の態度からいって、核基地である沖縄をそのまま日本に返還をさせるというところは、これは日本の憲法に照らして言うところ、憲法違反の議論になるのではないかと私は思ふんです。そのとおり長官はお考えになりますか、まずお聞きをしたいと思ふ。

○国務大臣(増田甲子七君) 全面的に返還された場合において、現在の核基地があるとするところ、おそろしく山崎さんのおっしゃるのとおり憲法の問題に触れてくると思ふ。すなわちわが国の憲法は、外国に脅威を与えない範囲の実力を持つてよろしい、そこまでは否定するものではない、こういふふうに自衛隊法、防衛庁設置法あるいは安全

保障条約その他を理解しているわけでごさいます。そこで、ただし外国の戦力であるならば、これを——もちろん外国でございすから外国で製造するわけで、日本で製造するわけじゃありませんが、持ち込みあるいは保有することまでは憲法で禁じているわけではございません。しかしながら、今度は行政府の方針というになります。一転いたしました——憲法上の問題はそれだけでございす。——行政府の方針といたしまして、従来わが国施政権下における本土におきましては、核兵器を製造せず、保有せず、持ち込まずと、こういう方針がございすから、その行政府の方針に衝突することになって、そこで政府としては全面返還を欲するけれども、その辺のことを悩んでいるのではないかと考えている次第でございす。

○山崎昇君 いまのままの、核基地のままの沖縄を日本にかりに返還するとすれば、これは日本は核装備になるのです。あるいは核基地化される、こうなるわけです。そうすると、どうしても私もはいまの憲法からいって、日本が核基地となることは許されないのではないかと。だから、長官に私が具体的に聞いているのは、核基地のまま日本に返還をするという理論は憲法違反の理論ではないのでしょうか、こうお尋ねしているわけですか。行政府の考え方はわかります。政策も私はわかっている。しかし、憲法論からいって、日本に核基地をつくるということになると、私はこれは憲法違反になるのではないかと。だから長官から、それはそのとおりだ、憲法違反になるから日本政府はやりませんというなら、それでもけっこうですが、憲法論としては私は違反になるのじゃないかと思うのですが、どうですか。

○國務大臣(増田甲子七君) 憲法論と行政府の方針との二つに分けて山崎さんがお尋ねでございすから、まず憲法論のことを、これ、むずかしくなるとまた法制局長官の助けを借りなくちゃならないかと思いますが、憲法論といたしましては、わが国が外国に脅威を与えるような武装をしない

と、こういうことだと思ひます。すなわち、その外国に脅威を与えない範囲の、自衛の範囲の実力を持つのが自衛隊の精神でございす。また憲法九条一項、二項を通じての精神だと思ひます。ところが日本の本土あるいは沖縄——沖縄は日本に返ってきた場合はまた本土になるわけでごさいます。すなわち日本の施政権下に——憲法論で申しておりますよ——外国の戦力を借りてくるといふようなことは、憲法九条一項、二項とは関係ないのだという砂川判決も出ているように思ひます。これは高辻君がしばしばお答えいたしておりましたものでございすから、外国の——すなわち具体的の場合には米国のこと、米国の戦力として、核戦力を日本に配備することは憲法違反ではない、こういうことになっております。しかしながら、今度は行政府の方針といたしまして、安保条約の六条の配置、装備その他に關すること、すべて事前協議をすることとございす。その事前協議をするときの政府の態度としては、従来、岸内閣以来、核兵器はもちろんながら国では製造しません。まあ憲法論もほんとうは二つに分かれるのでございす。すなわち外国に脅威を与えない——憲法論だけで申すのですよ、外国に脅威を与えない純粹の防衛力だけのための核装備ならば憲法違反ではないという従来解釈になっていす。しかしながら、そういうものも含めて日本では製造しない、それから外国の戦力を借りてきて日本の防衛力の不足を補うことはできるけれども、核戦力はこれを持ち込まず、また保有しない、こういう方針がございすから、その行政府の方針に正面衝突することになりますから、この沖繩問題の解決はなかなか行き悩んでおると、こういうことが現状ではないかと防衛庁の見地からは考えておるわけでごさいます。

○山崎昇君 あまり論争しようと思ひませんが、重ねて、いまの長官の答弁からいくと、自衛のためという範囲内なら、憲法上日本で核基地を持つことができるというふうにお考えですか。端的にお伺ひします。

○國務大臣(増田甲子七君) 憲法論の外で、つまり砂川判決等を見ますというのと、憲法九条一項、二項の外で、——ですから憲法論と言へるかどうかわからぬです。これは、すなわち、わが国の生存と存立とを他国の信義に依頼することに決意したというふうな前文と合致しているの考えますというところ、いまの設定された具体例は米国のことといたすから、米国の戦力のうち一番戦力の大きいものは核戦力だと思ひます。核戦力を借りてきてわが国防衛力の不足を補うことも憲法の禁ずるところではないというふうに判示されておるようになり、高辻法制局長官はいつも言っておるわけでありす。そこで、ただ純粹の防衛だけの核兵器ということに考えています。これは憲法論の問題になるわけでありまして、純粹の、つまり距離が非常に短いということですね。外国に脅威を与えない、向こうにはとうてい到達しないということとす。そういう核兵器は憲法九条から見れば自衛力の外ではないかと考えられるのです。しかしながら、いづれにいたしたところで、一方の外国の戦力を借りてくるというのは憲法の外の問題ですから、純粹の憲法論とは言えないかもしれせん。それから憲法論の第九条一項、二項から見ても、レソンの非常に短い、外国には絶対脅威を与えないという核兵器があるならば、それを持つことは憲法の禁止するところではないでしょうと、これも高辻君が言っておることを私も引用しておるわけでありす。それから、あまり私も自信がないわけでありす。それは憲法九条一項、二項の禁止するところではないが、しかし、行政府のきびしい方針で、岸内閣以来、外国のものたる——内国のものとはよりのこと、製造せず、保有せず、持ち込まずと、こういう方針を堅持しておりますから、沖繩の状態が防衛上の見地からもうまく解決でき、全面的に返還することを佐藤総理は望んでおるといふことを申しておりますが、私も同感でございす。

○山崎昇君 政府が政策上核基地を持たない、あるいは核装備をしないというきめ方をする根拠は、一つは憲法の九条にほくらは置いているのではないかと。政府がそういう政策をとる根拠の一つに、やはり何としても憲法の九条との関連があるから、核基地を設けることができないとか、あるいは核装備をしないとか、そういう私は政策の一つのあらわれになってきているのではないだろうか。もう一つは、政府がしばしば言うように、日本の国力だとか、あるいは置かれておる情勢だとか、そういう要因で政府は核装備しない、あるいは核基地を持たないのだと、こういう政策となつてあらわれているのではないかと考へるわけですか。そこで、第一の憲法九条との関連について長官に聞いているわけなんです。長官はやはり二つ説があつてあやふやだと自分自身で言っているわけなんです。できれば私は、やはり憲法九条からいって核基地をつくることはできないのだ、あるいは核装備をすることはいけないのだ、こういうふうな明言でこの点を終りにしたいと思ひますが、ひとつ確信のある答弁がほしいと思ひます。

○國務大臣(増田甲子七君) 砂川判決等を根拠にして申し上げますが、砂川判決等によりまして、最高裁の判決でございす。しかも合同の判決でございす。この判決によりまして、外国の軍隊をもつてわが国防衛力の不足を補う得ることは当然である。そこで、外国の軍隊は戦力であつてもこれは憲法九条一項、二項の禁止するところではない、こういうふうな書いてあるわけでごさいます。しかしながら、わが国は行政府の方針といたしまして、平和憲法といわれているのでございす。その精神をくんだというふうな山崎さんはおとりになつてもそれはけっこうでございす。が、何ら漫然と、岸内閣以来、核兵器のことについてはわれわれは製造せず、持ち込まず、保有せずと言つておるわけではないのでございまして、平和憲法の精神もくんでおる、こういうふうな考へます。

○山崎昇君 それじゃもう一点、沖縄の問題についてお聞きをしたいと思うのですが、それは安全保障条約との関係について長官の見解を聞いておきたいと思うのです。最近、沖縄問題懇談会の大浜会長とか、あるいは、かつては日本のアメリカ大使をされたライシャワーさんとか、いろいろの方々の最近の書いたものなり、あるいは新聞記者会見なり談話等を総合してみると、できるならば一九七〇年くらいまでに沖縄は返還したほうがいいのではないか、これが一つ。そしてその際に、沖縄は返すけれども、極東のいろんな情勢もあるから、沖縄は基地として自由に使うことが保障されれば返すこともまた可能ではないだろうかというようなことがかなり言われているわけですね。そこで、私が長官にお聞きしたいのは、いま沖縄は安保条約の適用外なんですね。これを日本に返すということは、安保条約を改正をしなければ日本に返されないのではないだろうか。いわば適用外から適用内にするためには安全保障条約というものは改定をしなければならぬのではないかと。そうでないと、沖縄というものは幾ら返還を叫んでも、政府は何か努力していると言っても、これは返還できないのではないだろうか、こう私も考えるわけですね。そこで、ちょうど一九七〇年は一応の期限であります。十年が過ぎて、あの条約がそれで期限が切れるというものはありませんけれども、ただ、十年が過ぎればあとはいくつでもどちらかの政府が通告すればあの条約は一年後にはなくなりまうという、こういう規定なんですね。そこで私は、一九七〇年に政府はこの安全保障条約の改定案を国会に出して、そして沖縄が返還できるように、この安保条約というものを改定する考え方があるのかどうかという点が一つ、安保条約と沖縄基地との関係について長官の見解をお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(増田甲子七君) 沖縄を返還するときには、おそろく沖縄返還に関する協定というものができまう、これは。その協定というものは、憲法上は条約と同じでございますから、国会に

おける批准を前提としての御同意が必要でございます。しかしながら、安保条約を改定しなくとも、日本の施政権下において云々というものが第五條でございますから、第五條は働かざるし、第六條は、沖縄基地というものは、今度は他の極東の——日本の施政権下における日本はもとよりのこと、他の極東の平和維持のために施設並びに基地を使用し得る、そういうことになりまして、その次に今度は交換公文がございまして、装備あるいは配置、その他の重要な変更は協議を要する。協議というものは、こちらで承諾しなければ、配置の変更、装備の変更はできない、重要な変更はできないという、そういう範囲になるのではないかと、奄美大島式になるのではないかと考えております。単純に考えれば、しかしながら、各基地の問題は、日本政府の従来とておる方針とまた違つてまいりますから、その点が調整を要する点ではないかと。ライシャワーがどのようにおっしゃったか、大浜先生がどういふふうにおっしゃったか知りませんが、ライシャワーの言われたことは新聞で拝見しておりますが、おそろく自由使用というものは、現在の形における使用であつて、しかしながら、立法、司法、行政の三権がございまして、地位に関する協定がございまして、裁判権は、アメリカの軍人同士の、あるいは軍の民間に対する犯罪行為等であつて職務上のものはアメリカの裁判権、あとの一切の条約の関係は日本の裁判権に入るといふ、すなわち基地の中でも日本の立法、司法、行政の三権に入つてくるというものがほんとうの意味の施政権返還だと思つております。

○山崎昇君 そうすると、安全保障条約そのものには手をつけぬでもいい、別な返還に関する協定を結ばそれでやれるんだと、端的に言えばそういうことになりませんか。

○国務大臣(増田甲子七君) 国際公法上の問題でございまして、協定と条約は同じように扱われておりまうから、そこは条約の特別立法といつたような協定になるかもしれせん。しかし、一

般論として申し上げますと、いまの安保条約をいじらなければ沖縄は返還されないというふうには考えないわけでございます。

○山崎昇君 それでは沖縄問題はどの程度にしまして、私は今度、自衛隊法について具体的にひとつ聞きたいと思ひます。

自衛隊法の三十八條に、「次の各号の一に該当する者は、隊員となることができない。」一、二、三、四と、こうあるわけですが、きょうお聞きをしたいのは、四の「日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」は、これは自衛隊員になることができない、こういう欠格事項があるわけですね。そこで、この条項に当てはまるような政党が存在するの、あるいはまたその他の団体が存在するの、まずその点からお聞きをしたいと思います。どうお考えになつておるか。

○国務大臣(増田甲子七君) あつて政府委員から補足させることを前提としてお答えを申し上げます。

山崎さんの御指摘の件は、破壊活動防止法の関係だと思ひます。破壊活動防止法によりまして解散を命ぜられた団体が従来相当ございまして、ただ、いわゆる政党というもので破壊活動防止法によつて解散を命ぜられたとか、非合法化された政党というものはないと思ひます。

○山崎昇君 いま日本にある政党は、自由民主党、社会党、それから公明党、民主社会党、共産党、この五つしかないのです。そうすると、いずれもこの政党は合法的な存在の政党なわけですね。そうすると、この第三十八條の四に該当する団体ではない、政党ではない、このことをまず確認をしておきたいと思ひます。

○政府委員(増田甲子七君) こういう関係は、公安調査庁で扱つておりますが、いま御指摘の五つの政党は合法政党でございます。

○山崎昇君 さらにそういう一団体を結成し、又はこれに加入した者」と、こうありますから、今

度は団体でなくて個人になるわけなんです。そこで、今日まで自衛隊員でこれに該当した者がいるのかどうか、あるいは現実にいまいるかどうか。そうして過去にこういう者があつて、第二項でそれに該当すると当然失職すると、こうなつておりますから、そういう失職した者があつたのかどうか、二つ目にお聞きをいたします。

○政府委員(奥平基男君) いま御質問の御指摘の者はいままで全然ございません。

○山崎昇君 全然ないという答弁ですね。それからいま自衛隊ではそういう疑いのある者について調査が何かやられてゐるのですか。

○政府委員(奥平基男君) そういうものについて調査いたしております。

○山崎昇君 それはほんとうですか、あなたのほうで調査について何か指導要綱か、通達か何か知りませんけれども、そういう意思表示を地方の機関に出して、実際は調査をやつてゐるんじゃないですか。

○政府委員(奥平基男君) いま御質問の点がどういふものであるかわかりませんが、ある、ある一つの特定の団体、あるいは政党というものが、そういうものに該当するおそれがあるというので調査しているというところはございません。

○山崎昇君 団体もさることながら、自衛隊員の中にこの第三十八條の四号に該当するような者がおるかどうか、そういう点についてあなたのほうは調査したことはありませんかというのです。

○政府委員(奥平基男君) 自衛隊員の中にはまだ若年の隊員が非常に多いわけでございますので、外部からのいろいろな働きかけに對しましてこれを個人的に指導し、あるいは監督していくという必要がございまして、先ほども伊藤先生にもお答え申し上げましたとおり、そういう意味での調査はいたしております。

○山崎昇君 よくわからないのだけれども、私の聞いているのは、第三十八條の四号に該当するよう

なものについて、あなたのほうで何か調査する、そういうことはないかどうか。それから調査しなさいというふうな何か指示したことはないかどうか、あるいは文書を出したことはないかどうか、こういう点について聞いているわけです。

○政府委員(島田豊君) 各自衛隊におきましては、こういう調査業務にしましては通達を出してあります。おりますが、それはそういうおそれのある団体を結成する、あるいはそれに加入する、こういうふうなおそれがある個人がおりますれば、これは自衛隊としては厳に排除しなければならぬ、あるいは十分指導監督しなければならぬ、というふうな思われ方をしております。そういうものについての調査はこれにいたしております。

○山崎昇君 通達を出したというのですか、それではどういふ内容の通達ですか。

○政府委員(島田豊君) 調査業務に関する通達でございます。内容は、先ほど申し上げましたように、個々の隊員につきまして平素指導いたしていく必要がございますので、外部からのいろいろな働きかけに非常に乗ぜられやすい、そういうふうな、あるいはまだ言動が必ずしも十分定まらないというふうな者につきましては、いろいろ誘惑に負けると申しますか、そういう危険がありますので、自衛隊を十分守っていくというふうな意味において、そういう者の指導をいたしますために必要調査をやるということでございます。

○山崎昇君 その通達ありますか。

○政府委員(島田豊君) 通達を出してある事実がございます。したがって、そういう書類はあ

るわけでございます。

○山崎昇君 何だかさっぱりわからないのですけれども、これはそれなら何年ごろに出して——その通達とにかく資料として出してください。

○政府委員(島田豊君) これは内部的な通達でございますし、その中身につきまして一々外部に公表できるようなものではございませんので、御提出は差し控えていただきたいと思います。

○山崎昇君 私のほうは明らかにする必要があるからあなた方に要求をしておるのです。それは国民が判断すべきことで、あなたの判断だけで出すとか出さぬということにはならない、きわめて重要な内容を含んでおるから私は言っている。私は一部持っているのです、ここに、持っているのだけれども、あなたのほうからもらわないと、これはあなたのほうで否定をされても私は困るから、出してもらいたいと言っているのです。きわめて重要な内容を含んでいる。あとで私はこれに従ってあなたにお尋ねしますけれども、出してもらいたい。いまあるなら取って出してもらいたい。

○政府委員(島田豊君) そのお手元にお持ちの資料がどういふ資料か知りませんが、先般、衆議院の予算委員会ですかに、淡谷先生が御指摘になりました資料でございますれば、それはすでにもう回収をいたしております、ございませ

ん。

○山崎昇君 それはいつ回収したのですか。回収した証拠を見せてください。それじゃ、全部こへ出してください、回収した通達。

○政府委員(島田豊君) はっきりした日付は承知しておりませんが、三十七年ごろこれを正式に回収の通達を出しております。

○山崎昇君 まあそれも資料で出してください。私のほうは証拠がなければそれは論議するわけに

いかな。

○政府委員(島田豊君) それは三十七年の三月三十一日付で回収いたしました。

○山崎昇君 何年ですか。

○政府委員(島田豊君) 昭和三十七年三月三十一日付でございます。これは淡谷先生にも申し上げております。

○山崎昇君 淡谷先生に言ったって、私がいま質問しているのだから、筋違いだ、その答弁は、三十七年の三月三十一日にどういふ通達を出して、

どういふ方法でじゃあ回収したのですか。回収したものは全部焼いた——お手元にあると思うの

で、あれば出してもらいたい。

○政府委員(島田豊君) これは全部廃棄いたしましたので、自衛隊には持っておりません。

○山崎昇君 廃棄したと言っているのです。それじゃあね、私のほうでこれを写したのがごく最近ですよ、これは。私の手元にあるこれはごく最近、これはコピーとったんです。どういふことになり

すか、あなた、廃棄したと言っている。

○政府委員(島田豊君) いま、お手元の書類はど

こから入手されたのか知りませんが、私も、私が確認しておりますところでは、これはもう全部廃棄いたしました、現にないということでございます。

○山崎昇君 それは、あなたが言われれば、私のほうでそれ以上ないものを出せと言わ

けにいけないけれども、ただ、私があなたに言っておくのは、これはごく最近コピーをしたものだということだけ指摘をしておきます。ですから、

あなたのほうでは苦しいから、それは廃棄をしたとか、あるいは全部引き揚げたとかいう答弁だろ

うと思う。しかし、実際はこれは生きていますと思

っている、これは。内容はあなた方は御存じか

もしれませんが、ほかの先生方はあまり知らない

と思うから、二、三紹介してもらおう。「本調査

業務は、外国勢力並びに国内不逞分子によつてな

される破壊活動に対処するために調査を行なう」と、

こいうふうになつております、まず目的

は、そして隊員を五つの特定隊員に分けておる。

ABC D X、五つの特定隊員に分けて、それぞれ

定義がある。さつき、あなたは暴力的な政党は存

在しないと言った。第三十八条は該当事がいないと

言う。いないのになぜこいう通達を出して——

かりに引き揚げたとしても、なぜこいう通達を出して、

出して、隊員を五つに分けて、そして暗号まで使

つてなぜ調査をしなければならぬのか、その点についてどうですか。

○政府委員(島田豊君) その通達はすでに廃棄しておりますので、その中身につきまして、一々私から御答弁申し上げる筋ではないと思ひます。

○山崎昇君 あなたが答弁できないというから、私のほうで具体的に聞くから答えてくださいよ。

「A種特定隊員とは、暴力主義的革命勢力の構成分子であることが確認された隊員を言う。符号

〇、B種特定隊員、前項勢力の同調者であることが確認された隊員を言う。記号〇、C種特定隊員、本条第一号、第二号に該当する容疑の容疑事

実のある隊員を言う。符号同調者、D種特定隊員、第一号に掲げる勢力の影響下にある労働運

動、サークル活動等関係ある隊員もしくは同勢力の構成分子ないし同調者を縁故者に有するか、あ

るいはこれらと親密な交友関係にある隊員」と、

こうなっております。だから、あなた方は第三十

八条の四号は何にもないと言われけれども、実際に

やっていることは、縁故者にだれかでもおれば、

その隊員はすでに調べられる。サークル活動なんか

出れば、それは何かあるのではないかとこ

とで調べられる。この者に対する符号は容疑者

さらに〇と称してX特定隊員というのがある。私

は、これを見ると、自衛隊は隊員についての思想

調査をやっているのじゃないか。そして符号で分

けてすみやかに上司に報告をせよということにな

る。その報告のしかたもきわめて短期間にやれと

いうことになる。そして、もしもそういう容疑が

あれば、秘密保持を必要とする職務から排除しな

さいと書いてある。そして、排除した場合には、

いつでも視察に容易な配置につけること、毎日監

視をしないといふこと、これには。だから、

私はあなたの方に出したこの通達を見ると、廃棄して、ないなどということを言うけれども、事実上は自衛隊の思想調査が、隊員を五つの種類に分けて符号をつける。これは人権問題でもあり、もつと大きく言うならば憲法上の問題に私はなつてくるのじゃないかと思ひます。こいうこと、あなた、やっているじゃないですか。さつき聞いた

○山崎君 これは長官にお聞きしたいのですが、いまあなたは、何へん言つてもそれは廃棄したと言う。それ以上私は追及することができない。それは検察庁でないからやることはできない。限りがある。しかし、これはかつてあなた方

うようなことは、私はやっぱり調査すべきだと思います。これは警察官も労働組合をつくってはい

たかと言ったら、最初は調査しないと言ったの
じゃないですか。だんだん、だんだん私のほうで

法令に關係のあることは監督者として監督するのは当然である。私は調査とまでいっておりません

が、監督の目を光らしているべきものである、こう思っています。

○山崎昇君 これはね、あなたのほうから公安調査庁に出した書類じゃないのですよ。航空自衛隊から下部の機関に出した調査票ですよ。あなたの部下がやっているのですよ。公安調査庁がやっているのじゃないのですよ、これは第一に。第二は、いまあなたは隊員になる資格条件だという。それじゃ第二項どうなりますか。隊員はこういうものに該当したら当然失職となるというんだから、隊員も入っちゃ。だから私は聞いています。そして本人がどうしても法令違反するようなら、長官にどうしてもお伺いしなきゃならぬのは、同調査を縁故者に有するか、家族まで調べられる、親戚まで調べられる。そして一人でも何か労働運動をやっているとか、社会党員であるとか、創価学会の会員がいれば、その者は調べられるわけですよ。極秘で。そしてD特定隊員という名称のもとに、場合によっては職場をかえられる、監視をされる、やり方にもよるのでありますけれども、尾行をされるじゃないですか、このままではいけません。あなた方はこういう通達を出しているんじゃないですか。いまこれは回収したと言っているけれども、三年間にわたってこういうことをやっておるのです。いまこういことがやられていないとは私はどうも思えない。あなた方は困って、これは回収したかもしれないけれども、実際はこれにひとしいことをやっているんじゃないんだらうか。自衛隊は思想調査をやる、本人だけならいざ知らず、家族まで及ぶ、縁故者というんですから、かなり幅広いのです。そういうものまであなた方調査をやっているじゃないですか、これで。それでもあなた、合法的ですか。それでもあなたは自衛隊法によって正しいやり方だと思いませんか。そういうあなた方、自分の隊員が信用できなくて、何で自衛隊が日本の国家なんか守れますか。あなたは何か同調者じゃないか、あの家族に社会党員がいるんじゃないか、そんなことばかり調査をやっておって、日本の自衛隊が何で日本の国家を守れますか。私はきわめてこれは憲法違反の疑いもある、思想信条は自由なんですから。さらに言えば、人権問題にもこれは関連して。そしてやめたあとまでの対策まで講じておる。これはどうしても私は許せない。とりわけ私は、符号の中に、共産党、社会党、創価学会、組合、こういう符号をつけて、さもかも社会党は暴力政党であるような、社会党員は何か政府を転覆するような印象づけをあなた方しているんじゃないんだらうか。そういう頭であなた方は見ているんじゃないんだらうか。

だからかつて衆議院でもやりましたけれども、自衛隊が福岡県の県会議員選挙に介入してくる。北海道の方面本部はその機関紙によって、社会党その他革新勢力をたたきつぶそうとするような機関紙が出てくる。そういう態度に私はなっているのじゃないかと思う。どうしても私は、あなた方がこれを回収したと言っているけれども、現実には私は行なわれておると思うのです。しかしあなた方は、何ぼ聞いても否定をするわけです。ですから、私の追及にも限度がありますけれども、今後一切こういうことをやらないように、私は厳重にあなたに抗議をしておきたい。そして偏見を持って人を見ることをやめてもらいたい。きのうの質問ではありませんでした、一人の自衛隊に百五十万もかかり、募集するのに八万円もかかる、そういう多額な税金を払って雇っておるこの自衛隊員に、こういう思想調査だとか、こういうことに金を使うようなことはやめてもらいたいし、人権無視のこういうやり方は、名実ともにやめてもらいたいと思うのです。長官、約束できますか。

○国務大臣(増田甲子七君) 私はまずもって御指摘のような記載は当該文書にないという聞いております。したがってその前提に立つところのきびしい御発言に對しましては肯定できません。それから将来どういう監督をしていくか、これは自衛隊というものは相当の守りに任じ、一億

国民の生命財産、平和、しあわせというものを守る実力部隊でございます。でございますから、規律というものを厳正に守らなければなりませんから、その規律の關係におきまして、上司が監督をしなければならぬ、その上司が悪いのでございます。そのまた上司の上司が悪いのでございます。と、こう考えております。やはり相当の監督をきびしくしていく必要がある。

御指摘のような仮定の質問にはお答えにくいのでございまして、ただとあるのが労働組合、つまり勤務条件に關し使用者側の代表と交渉するため組合を結成してはならないということがございまして、そういうような組合をつくっているならばこれはいけないことだと私は思います。あとは自分の友だちに社会党があるが、自分が社会党であるが、この政党であるが、合法政党である以上は、これは私どもの干渉すべき限りではない、こう考えておる次第でございます。

○山崎昇君 いまの長官の態度は、私はそれは容認できない。規律違反なら懲戒処分やればよいじゃないですか。その隊員が自衛隊法に違反をする、あるいは上司の命令に従わないと、それは規律違反なら懲戒処分の条文もある。あなたの方でやっておるのはいくらでもないじゃないですか。まだ何にもやる前に、本人は規律違反も何もしてやらぬのに、あなたの方の目から見て、私なら私のどつかの親戚に社会党員がいる、そうすると、もう私が何かそういう容疑者みたいに仕立てられて、そしてD種なりC種という特定隊員のグループに入れられて、要注意者として、あなた方は場合によっては職場をかえる、監視のしやういようにしなさいと書いてある。そういうことがあなたの方合法的ですか、いいのですか、これで。私はあなたの方でこういう通達を出して三年間にわたってやっておるから言っているのだ。仮定のことで言っているのじゃない。どうしても、それでもあなたは否定するのですか。

○国務大臣(増田甲子七君) せっかくの山崎さんの御指摘でございますが、そういう文書を私が

肯定しないのですから、また、他の局長等も肯定しないのですから、そこであるという前提でいろいろおしかりになつても困るということでござい

○山崎昇君 さつき防衛局長は、そういう通達は出しましたと言ったじゃないですか。通達を出した。しかし三十七年の三月三十一日にさらにまた通達を出して引き上げました、そして廃棄しました、こう言うのです。だからこの通達を出したのは三十四年の八月の八日から、三年間にわたつてあつたじゃないですか。いまはなるほど、あなたの言うことをそれ以上私は追及できませんから、だから三十七年の三月三十一日以降からになりとしても、かつてはあつたので、これは架空の文書ではありません、コピーとったのを、これでもあなた否定しますか。

○政府委員(島田豊君) いま長官が申されたのは、私の申し上げましたとおり、符号につきまして私が確認した限りにおきまして、そういう符号を使ったことはない、この点は事実でございます。で、長官からその点を申されたのでござい

○山崎昇君 いかにあなたが否定しようとも、第二十一条符号となつては、これは私が書いたのではない。これでもあなたは否定しますか。

○政府委員(島田豊君) そういう点がございまして、その文書そのものについても、私は実は信憑性を持たないのであります。

○山崎昇君 あなたさつき何と言いました。衆議院で淡谷先生に出しましたと言つたじゃないですか。

肯定しないのですから、また、他の局長等も肯定しないのですから、そこであるという前提でいろいろおしかりになつても困るということでござい

○山崎昇君 さつき防衛局長は、そういう通達は出しましたと言ったじゃないですか。通達を出した。しかし三十七年の三月三十一日にさらにまた通達を出して引き上げました、そして廃棄しました、こう言うのです。だからこの通達を出したのは三十四年の八月の八日から、三年間にわたつてあつたじゃないですか。いまはなるほど、あなたの言うことをそれ以上私は追及できませんから、だから三十七年の三月三十一日以降からになりとしても、かつてはあつたので、これは架空の文書ではありません、コピーとったのを、これでもあなた否定しますか。

○政府委員(島田豊君) いま長官が申されたのは、私の申し上げましたとおり、符号につきまして私が確認した限りにおきまして、そういう符号を使ったことはない、この点は事実でございます。で、長官からその点を申されたのでござい

○山崎昇君 いかにあなたが否定しようとも、第二十一条符号となつては、これは私が書いたのではない。これでもあなたは否定しますか。

○政府委員(島田豊君) そういう点がございまして、その文書そのものについても、私は実は信憑性を持たないのであります。

○山崎昇君 あなたさつき何と言いました。衆議院で淡谷先生に出しましたと言つたじゃないですか。

す。

○山崎昇君 あなたね、いくら否定しても、それは無理というものです。通達に関する連、目次から始まって一連の条文です。これは途中で別なものを持ってきて入れたものじゃないんです。表紙だけは通達で中身は違うとあなたは言うんですか。そういう強弁はしないほうがいいじゃないですか。しかしこれはどうしてもあなたのはうは廃棄をしたと言うんですから、私もさっさから言うように、追及するにも限度がありますから、資料をひとつ要求します。あなたは、通達を出してこれを廃棄したと言うから、廃棄の通達を資料として出してもらいたい。そして必ず私は、役所である限りはどうか一部は保管されておる。公務員ならすべて知っていることです。だからできるならば探して、この通達もあわせて、一部資料として出してもらいたい、これを要求してこの質問を終わります。

さらに適格者名簿について伺いたいと思うのです。いま三千ほどある自治体のうち約千ぐらいいだといわれていますけれども、あなたのほうのこれまた通達等によって、いま適格者名簿というのがつくられているんですね。この適格者名簿というのは一体どういう名簿なのか、それからまずお聞きしたいと思います。

○政府委員(奥戸基男君) どういう名簿かとおっしゃるの、名簿の内容でございすか。内容でございしたら、募集の対象になります十八歳から二十四歳までの年齢の者を対象にしまして、そういう人たちの住所とか氏名とか、生年月日とか、そういうものを住民票から写したもので、そういう内容でございす。

○山崎昇君 これは昭和四十一年の五月二十六日ですか、人事局長名か何かで、要綱案というのが出ているわけですね。それに基づいて各自治体でこの適格者名簿というのをつくっているんですね。間違いないですね。

○政府委員(奥戸基男君) 手続的なことを申し上げますと、人事局長名で、いわゆる適格者名簿を

つくれていることを地方公共団体に直接指示はしているわけではございません。いろんな広報をやっていただいたいいろんな意味のことをお願いをして、その中に、適格者の情報についても御連絡願いたいという意味のことは書いてあります。そういう通達に基づきまして、都道府県知事のほうは、われわれのほうで広報宣伝をやってくれ、いろいろな方法がありますというに基づきまして、またその中で、なるべく名簿もつくっていただきたいというようなことは申し上げておりますが、府県ごとにさらに通知をつくられて、市町長に流しておられる。それによって市町村はまた市町村の判断でつくっておられる、こういうふうな手続になっております。

○山崎昇君 そうすると、自衛隊では適格者名簿をつくれという指示をしたことはない、各都道府県知事が、この要綱に基づいて自主的に市町村を督促して、適格者名簿をつくっていると、こうなりますか。

○政府委員(奥戸基男君) 正確に申し上げますが、全国的に全部つくれというふうに申しているわけではない、全国各市町村全部こういう名簿をつくらなさいということをしていくわけではない。しかし、それぞれ地域の特性がございすから、地域の特性に応じて募集広報が効果的にいくと思われるいろいろな方法の中に、名簿をつくるという方法も有意義なもの一つだから、なるべくつくってほしいということ全国的にはお願いをしているということがまず第一でございす。

それを受けて、さらにわれわれのほうの下部機関であります方面総監部というようなものがありまして、そこでもまたさらに具体的にお願いをしていただいている、こういう手続になっているわけでございます。

○山崎昇君 このあなたのほうの出した四十一年五月二十六日第二〇七号防衛庁人事局長通達ですね。間違いないですね。これをまたあとで否定されると私は困るので、間違いありませんね。

○政府委員(奥戸基男君) 四十一年五月二十六日第二〇七号募集事務主管部長殿、防衛庁人事局長、こういう通達を出したことはございす。お手元のがこれに合っているかどうかわかりませんが、そういう通達を出したことは確かでございます。○山崎昇君 それじゃこれは極秘の書類じゃありませんね。いまあなたの言った通達は、これは秘密書類でも何でもありませんね。ではあとでいいですから一部ください。あなたからまた、私の持っているのはあなたのほうと違うなんて言われたのは——私はこれコピーだから違わないと思ってるんだけれども、どうもお役人さんのほうは否定するようですか。

○政府委員(奥戸基男君) 私のいま申し上げておりますのは秘密書類ではございせん。都道府県庁に出しました。それで都道府県庁にはもちろんございすし、お出ししてちつとも差しつかえないものでございす。ここに一部ございすけれども、ただお持ちになつておられるのがちつと遠くで見えませんが、それと一致しているかどうか確認できないだけのことでございます。

○山崎昇君 またあとで否定されるときもやり切れませんので、これは群馬県庁にある。そこでまず順序として、こういう要綱というのは、どういう条文によってあなたのほうはこういうものをつくられるのか、それからお聞きしておきます。

○政府委員(奥戸基男君) 法律では、自衛隊法の第九十七条によって「募集事務の一部委任」という条項がございまして、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。」、こういう条文がございす。これが大元でございす。さらにそれを受けて政令、自衛隊法施行令でございすけれども、その第七章、第百十四条から第百二十条にかかまして募集に関する告示等、いろいろな手続な内容なんかが規定してあります。それを根拠にいたしまして、先ほど御指摘の局長通達を出している、こういうことでございます。

○山崎昇君 いま説明のあった都道府県知事または市町村長の委任関係については九十七条にあります。しかし、実際のそれならば自治体の長が行なう仕事は何かといえれば施行令の百十九条しかないですね。そのほか試験の告示等はありませんけれども、包括して自治体の長が行なう仕事というのは百十九条しかない。この百十九条によると広報宣伝なんですね。そうすると、この百十九条の広報宣伝という内容はどうなっているのか。

○政府委員(奥戸基男君) 地方公共団体の行なう内容は、百十九条以外にも百十四条から百二十条までいろいろ規定がございす。御指摘の広報宣伝に関しては百十九条でございす。そして、お尋ねの広報宣伝は、これはいろいろの方法はございまして、いまお届けたしました局長通達にずっと例示してございすように、たとえば新聞広告ももちろん方法の一つでございす。テレビ、有線放送、ポスターを張ること、パンフレットを配ること、いろいろ説明会を開くこと、それから先ほど御指摘の名簿をつくってそれを広報に役立てること、そういうことも広報宣伝の一つだと、こういうふうな考えております。

○山崎昇君 私どももすなおに広報宣伝やるといって、それは自衛隊のやつておることが正確に対象者に知られるようにするのが広報宣伝ですね。そうすると、軒並みに十八歳から二十四歳までの人を住民台帳から拾い上げる、そういうものはやっぱり広報宣伝に入りますか。私もずっと長い間公務員やったけれども、あまり聞かないんだね、そういうやり方というのは、それはどうですかね。○政府委員(奥戸基男君) 広報宣伝のやり方には、不特定多数に向かつてやるやり方も、広報宣伝のやり方としてあり得ると思ひます。いま御指摘の名簿は、広報宣伝をやる仕事はまずございすから、それを効果的にするための資料としてつくっていくわけでございます。そしてそういう名簿をつくらますと、まずどの町に、どの部落に十八歳から二十四歳までの対象者が何人いる、それが府県にどう

○山崎昇君　そこで、ことは何か八月の上旬ですか、釧路に親善訪問と称して海上自衛隊の船が行かれる。そうして何かいろいろな行事があったて、親善訪問という名前で行かれるというふう聞いています。それはそのとおりですか。

○政府委員(中井亮一君)　訓練をやっております。釧路港に寄る計画が八月の上旬にございす。その際親善をかねて港に訪問したいと、こういう趣旨でございす。

○山崎昇君　それはあなたのほうで、私が聞いているのが間違っていたら指摘願いたいと思うが、室蘭あるいは大湊等で訓練がなされる。そうして釧路に寄るといふのは、何か釧路のほうからぜひ来てほしいとかどうか、そういうことで寄るのか。あるいは室蘭まで行ったから釧路に寄ろうというので寄るのか、そのどちらですか。

○政府委員(中井亮一君)　道東方面の海域につきまして航海の訓練をする、そういう必要がございすので、あちらのほうに参りまして、そのついでと申してはなんぞございすけれども、釧路にも寄ろう。で、釧路の地元の一部の人かもしれせんけれども、寄ってもらいたいというふうな声もあるということも聞いております。

○山崎昇君　釧路に寄るのは、主たる目的は親善訪問ということになりますか。

○政府委員(中井亮一君)　親善ということばの内容でございす。が、港に入るといふことも訓練の一つとしては必要なことであると私も思っております。また、入りました際に、土地の方々と交歓をするといふことは親善の一環にもなるのではないだろうか、こういうふうにも思っております。

○山崎昇君　どうもあなたの答弁ね、私もから言ふとあいまじやないかと思うのだ。じゃ私のほうから率直に聞きますが、親善訪問をする、そうして市長、市議会議長等を正式に訪問する、市長あるいは市議会の議長は、また艦長を正式に訪問をしてレセプションをやります、そのほかさま

ざまな行事をやりたい、そういう意味であなたのほうで釧路に行きたいといふことを申し込んでいられるのですか。どうなんですか。

○政府委員(中井亮一君)　普通、港は国内の港でも、お寄りした場合には、土地の市長さんをはじめ、いつも自衛隊がお世話になるような方々を御訪問し、あるいは船の見学にも来ていただくというふうな趣旨で、行く前に御連絡にお伺いをするというふうなことは普通やっております。

○山崎昇君　そうすると、これは新聞ですから、正確かどうかわかりませんが、地元の自衛隊を通じて釧路の市長から正式に寄港は遠慮してもらいたい——まあ理由は言いませんよ、二つ三つあるようだけれども、そういう場合にあなたのほうで、どうするのですか。

○政府委員(中井亮一君)　寄港することによりまして、地元で何かトラブルが起こるといふようなことがもしも予想されるようでございしましたら、それは当然検討しなければならぬだろうと思っております。

○山崎昇君　いや、すでに地元の市長はそういうトラブルが起きるから寄港をしないでほしいといふことを正式に、地元のこれは陸上自衛隊だそうでありすけれども、通じてあなたのほうに回答を出しているといふのです。ですから私は聞いているのですが、そうすると中止しますか、どうですか。

○政府委員(中井亮一君)　いまのお話でございしたら検討させていただきます。

○山崎昇君　私はまだまだほんとうは在日アメリカ軍隊についてもいろいろお聞きをしたいし、そのほかたくさんきょうお聞きしたいと思うのですが、先ほど来向かいのほうで気をもんでおるようですから、それから私のほうの理事からの話もありすから、あらためて適当な機会にお尋ねすることにして、きょうの質問はこれで終わります。

○鬼木勝利君　私は長官に対してお尋ねをしたいと思ひますが、三次防は向こう五カ年のわが国の防衛を方向づける三次防だと、まあ皆さんおっしゃっておるのですが、非常に国民の大きな関心を集めておると思うのですが、日米安保体制のもとに通常兵器による局地戦以下の戦略に対処する、こういうことを前提としておるようでありす。が、国民一人当たりの負担額は実に約二万三千円という計算になるようでありす。ところが陸上十八万人、海上十四万二千トン、航空機八百八十機、こういうものを四十六年度までに確保したいといふようなお考えのようでありす。現在の自衛隊の防衛力といひますが、現有勢力を一応私は承りたいと思ひます。

○政府委員(島田豊君)　二次防の末、四十一年度末におきます自衛隊兵力は、陸上自衛隊について申し上げますと、五方面隊十三個師団という体制でございまして、陸上自衛官は十七万一千五百人の定員でございす。そのほか航空兵器といひまして航空部隊を二個大隊保有いたしております。海上自衛隊につきましては、艦艇が十一万六千トンでございす。航空自衛隊につきましては、航空機が千三百九十機保有しております。航空自衛隊につきましては、それ以外にナイギ部隊を二個高射群保有いたしております。

○鬼木勝利君　一次防、二次防ともに、一応あなたの方の御説明ではやや所期の目的を達したと、こいうふうにおっしゃっておるようでございす。が、これはあとでまた詳しくお聞きしたいと思ひますが、現在の自衛隊は二万数千名も足らない、不足しておる、ここ数年來これは不足しておる。どういふ理由によるのか、この点を承りたい。

○政府委員(宮内基男君)　現在自衛隊員は総体的に言ひまして、九二、三〇の充足を示しております。従来から比較いたしますと、必ずしも不足の度合いが大いというわけではございせん。ただ陸上自衛隊におきまして、最近九〇・三〇といふことで、海空に比較いたしますとやはりまだ充足が十分ではないといふことが言えるわけでありす。なぜそれでは九〇％台にとどまっている

かといふことでございすけれども、これは陸上自衛隊は定員が海空に比較いたしまして非常に多いわけでありまして、毎年二万から二万数千人の募集をいたさなければならぬ。やはり数年前の経済の成長といふようなことから企業の求人と重なりまして、数万人の募集を達成することがなかなかむずかしいといふこと、それから内部におきましては、いろいろな待遇が数年前は必ずしも十分ではなかった。それから自衛隊に対する認識が国民各層に十分まだ浸透していなかったといふようなことが、過去において十分充足を示さなかつた理由かと思ひます。それに対して、それれわれわれのほうで手を打ちまして、次第に効果をあげまして、数年前は八〇％の充足率しか示さなかつたものが、最近では九〇％をこえる充足を示すようになってきた、こういう状況でございす。

○鬼木勝利君　一次防、二次防、三次防と、あなたの方で非常に熱心に行つておられるけれども、なおかつ不足を来しておるところへ、今回また防衛二法案が出て、定員増といふことが出てくるうだが、そういう点においては私はどうしてまだ納得がいかない。その点についてはまたあとで詳しくお尋ねしますが、今回の三次防の特色は、最大の特色といふのは、国産化による装備の近代化である、かように私は承知しております。しかも非常にこれは一面物議をかもしておりますが、その主となるものはミサイル、ナイギ、それからヘリコプター及びボート、こうしたものが国産化に踏み切つたと、全長約十二メートル、射程距離が百五十キロ、高度三万メートル、速度はマッハ三・三、特に核弾頭が設置される、ここにわが国防衛論争の重要なポイントはあります。だと、こいうふうには私は解釈いたしておりますが、この点長官はどのようにお考えになっておるか。聞くところによりますと、ミサイルは沖繩米軍が装備し、国府などにも配置されておる、最も効果的な実績のある防衛ミサイルと、このように評価されておる。それは核弾頭をつけないように装

備しておる、あなた方はそのように答弁されるかと思ひますが、このようにミサイルの国産化と相俟つて、いわゆる量より質への装備の転換は、今回の三次防に広く共通して見られる特色だと私は思ふのです。かつて佐藤総理は、わが国は核兵器を持たないし、また、持ち込みもしないというように繰り返して強調しておられるが、この点に対して、国民はどうしてもまだ納得がいかない。長官はどういうふうにお考えですか。

〔委員長退席、理事八田一朗君着席〕

○国務大臣(増田甲子七君) 御指摘のものは、ナイキハークシリーズとアジャックスとホークとに及んでいくようにございます。そこで現在われわれが持つてゐるものはホークとアジャックスを持つておられます。それぞれ二個大隊持つております。今度新しく設けようとするものはホーク二個大隊と、それからナイキハークシリーズ二個大隊でございます。新しくホーク一個大隊、それからナイキハークシリーズ一個大隊を準備せんとするものが、三次防のミサイルの概要でございます。

そこで、このミサイルにはもちろん現在も核弾頭がついておりません。ホークにもアジャックスにも、ミサイルではございますが、核はつけません。非核用の弾頭をつけておるわけでございます。非核用の弾頭でございます。来たるべきハークシリーズは、核、非核両用ではございます。が、わが国において製造する場合には、非核用の弾頭を製造し、そして発射装置等も非核用の弾頭は発射し得るが、核用の弾頭は発射し得ない、こういう規格に生産をいたすわけでございます。なお、国産を何ゆゑにするか。国産をはかりまして、なるべく日本の技術の向上をはかりたい、こういうわけでございます。

繰り返して申し上げますが、ナイキハークシリーズも、ナイキアジャックスも、ホークも、すべてこれ防衛用の武器でございます。

○鬼木勝利君 自民党の国防部会では、中国の核装備化が着々進んでいる現在、核無用論では軍事

的にこれはおかしいことだ、自主防衛の立場からいっても、少なくとも防衛的核兵器、あるいは限定核兵器の保有については検討する余地を残しておくべきである、このように強調しておられるようですが、この点について防衛長官はどのようにお考えになるか、御見解を伺いたい。

○国務大臣(増田甲子七君) 自民党の国防部会といたしましては、熱心に検討しておる模様でございます。防衛庁といたしましては、防衛用の核兵器のことも検討いたしております。考慮の外でございます。考慮の中ではございません。

○鬼木勝利君 防衛長官としてはそのように御答弁願わなければならぬと思いますが、それではまたさきに戻りまして、二兆三千四百億という三次防の予算が発表されて、朝鮮戦争の再来だ、景気再来だというので、経団連の防衛生産委員会ですか、防衛装備の発注については、混乱を避け、合理的にやってもいいと、政府に申し入れを行なったというように承っておりますが、そういう事実がありますか。

○政府委員(國井眞君) 防衛装備国産化懇談会のほうからは、装備の国産に際しての発注はできるだけ合理的にやってもいい、こういうような話を聞いております。

○鬼木勝利君 そこで、各社は一斉に設備投資をして、わが国の兵器産業の中小企業を中心地は名古屋方面だと思ひますが、早くも朝鮮戦争以来の景気再来だと、こうわき立っておる。まして大手どころはむしろのこと、各地で一斉に設備投資を行なつてゐる、かように聞いております。いづれにいたしましても、三次防をめぐる産業界の動きはすこぶる活発である。そこで政府は、事前に発注あるいは契約あるいは仮契約等もしているようなことがあるのじゃないか、あるいは予算を見越して継続生産などをやっている会社があるのじゃないか、こういう疑念がありますが、その点……。

○政府委員(國井眞君) ただいまお話しのような事実は、私どものほうにはございません。

○鬼木勝利君 重ねてお尋ねしますが、そういう事実は絶対ありませんか。

○政府委員(國井眞君) 現在そういう事実はございません。

○鬼木勝利君 なければけっこうですが、防衛庁の将官級が退職をされて、ほとんどこの防衛産業のほうに、退職後は全部入れ込んでおる、そういうあれがありますが、その点はいかがでございますか。

○政府委員(矢野基男君) 自衛隊の幹部の退職と就職状況の問題かと存じますので、数字を申し上げてみたいと思ひますが、将補以上の幹部を申し上げてみますと、四十一年で八十八名退職いたしました。そのうち企業に就職いたしました者が六十一名、四十年度では七十五名の退職者で四十六名、こういう状況でございます。将補以上の幹部で申し上げてみますと、そういう状況でございます。これは一般職と同じように、自衛隊法に就職の制限というのがございまして、制限の規定がございまして、一面においては、本人の生活のため就職というのを考え合わせると同時に、法令に違反しないように、防衛庁において審査をいたしております。その就職制限の根拠は、自衛隊法の六十二条及びそれに基づきます自衛隊法施行規則の六十二条、この条文によりまして非違のないように審査をいたしまして、その審査の結果、差しつかえないということで就職をいたした者が、先ほど申し上げた数字でございます。

○鬼木勝利君 えらくあなたは簡単に説明されるが、将官級の退職者はほとんど防衛産業になだれ込んでおるといういまの事実、会社側では雇つてくれと言われるので、おつき合ひのつもりで引き受けておる、あまり企業のプラスにはなっていない、このように受け入れ側は今日述懐しております。しかも、将官の退職金は一万円近くももらつておる。そうしてまた、そういうところにもひもつきで……そういう事実をあなた方はそんなに簡単に説明されますが……。

○政府委員(矢野基男君) 先ほど数字を申し上げましたけれども、正確に申し上げますと、四十一年度の企業への就職者六十一名のうち、防衛庁の登録会社就職した者は、この約半数の三十二名で、残りの二十九名は非登録会社でございます。防衛庁と直接全く調達には関係のない会社でございます。約半数は登録会社でございます。

で、その登録会社に就職しますにつきましては、先ほど申し上げました法規に照らしまして、厳重な審査をいたしております。精神といたしましては、本人の、これは御承知のように自衛官は法規上の停年制がございまして、一番上でも五十八歳、将補級ですと五十五歳、一佐級では五十三歳といふの社会の実情から見ますと、定年は一般に若く定められております。で、そういう若いときに退職しなければならぬ。年金は、生活をささえるほど十分でないという面もございまして、就職の援護ということとは全般の士氣のため、われわれとしても十分心配してあげなくてはならないということが一面ございます。ただ、防衛庁の調達その他に悪影響があつてはもろろいけませんので、そういうことのないように厳重な審査をいたしております。会社との関係では、もちろん会社側にこちらから押しつけるとかいふふうなことをいたしておるわけではございません。

○鬼木勝利君 答弁としては一応それで通ると思ひますけれども、社会はそう見ていないのです。これはまあその高級公務員が外郭団体に流れ込んで横すべりをするというのと、これは多少意味が違ふ。その点は私もわかつておりますが、しかし防衛庁は、業界に対して新しい兵器を発注する。そこにはどうしても規律ということがやっぱり考えられると思う。そういうような場合に、高級将官がそういうところへ流れ込んでいくということ、これはいわゆるひもつきの人材を多数産業界に流れ込ませる。そうしてきびしい干渉と強力な指導監督を行なう、こういうような私は考えがあるのじゃないか。押えつけはやらないとあなたはそうおっしゃつておるけれども、受けるほうはそういう

かない。あなたのほうでは、それはあるいは辞を低くして就職先に売りつけるかもしれないけれども、受けるほうはそう考えない、発注するほうですからね。あなたの方のいうことを聞いておかなければ、これはやはり都合が悪いと、だから実際は、雇ってこれ雇ってこれといわれるから、おつき合いのつもりで引き受けておる。あまり企業のプラスにはならないと、こういうことを会社側は言っておる。そういう点において、あなたのそうした御答弁は、一応答弁のための答弁であって、いまだ少しあなた方は考えられるべきではないかということを私は申し上げる。そうせぬと、将来これは不測の事態が引き起こるかも知れない、その点いかようにお考えであるか、もう一度お答えをいただきたい。

○政府委員(奥戸基男君) 理想的に申し上げますと、自衛官を退職いたしました者が、退職金とか年金とかで、それぞれの地位なり年齢なりにふさわしい一人前の生活ができて、子弟の教育もできるということで、自衛隊をやめて会社に就職しなくてもそういう生活ができるということが理想かと思ひます。しかし、御承知のような現在の経済事情では、自衛官の年金なり退職金ではなかなかそういう生活を維持し、かつ子弟の教育をするだけの余裕がないのが一般でございます。そこで若年やめたあと会社就職する道を講ずるといふことは、本人にとりまして、また後進にとりまして、ある程度やむを得ない措置ではないかというふうに一面考えられるわけでござい

ます。しかし、一面、先生の御指摘のように、会社と防衛庁との関係がそれによって多少でも不正の疑いを持たれるとかいうふうなことがあつては絶対いけないことであるというふうに考えます。そこで、もちろん法規のことは厳重にやりますし、そして個人個人もそれぞれの技術を生かした方面に参りますけれども、防衛庁と直接接するような部署にはつかないというふうな配慮もやっている、そういうふうなことで、マイナス面をできるだけ避けながら、一面先ほど申し上げましたよう

な本人の生活の方面の処置も講ずるといのが現状でございます。

○鬼木勝利君 いや、あなたの御答弁はね、半ば私の答弁にかなつて、半ばは全然はずれている。もう将官級にそんな若年の方があつてはならないでしよう。あなたの答弁はどうも的はずれで、将官は停年は五十八歳じゃないですか、五十八歳くらいでしよう。将補が五十五歳ですか、そうじゃないですか。それをあなた若年なんということを言うのですか、おかしいことをあなたがおっしゃる。私は将官の、もう少し私の質問をよく聞いて、あまりうろたえぬでいいから、もう一回それをおっしゃつてごらん。あなたがおっしゃるなら、私は人員の名前までここにあげますから、数をあげますから、そんないかげんなことを言わないで、もう少しまじめな答弁したらどうです。若年なんて、そんなことを言っているのじゃない。生活ができるとかできぬとか、あたりまえです。生活ができないから再就職するのだから、そんなものは常識もんだよ。

○政府委員(奥戸基男君) 停年は将のクラスで五十八歳、将補のクラスで五十五歳、一佐のクラスで五十三歳ということになっております。将以上のことで申し上げれば若年と申し上げたのは不適当かと思ひます。私の頭には自衛官一般の就職のことがあつたんですから、若年と申し上げましたのが、将補以上のことを申し上げれば、五十五というの、一般の企業の重役、社長クラスに比べれば若いほうでございますけれども、公務員としては必ずしも若年とはいえないと思ひます。そういうふうに訂正いたします。

○鬼木勝利君 それをもう一度はつきりおっしゃつてください、将官の、あるいは将補以上の防衛産業に流れ込んだ数。

○政府委員(奥戸基男君) もう一度数字を申し上げますと、四十一年度将補以上で退職した者が八十八名、そのうち企業に就職した者が六十一名、六十一名のうち防衛庁の登録会社に就職した者が三十二名、登録会社以外の会社、防衛庁と直接関

係のない会社でございますが、二十九名、四十一年度で申し上げますと、そういう数字になります。

○鬼木勝利君 それは四十一年度でだけれどもね、四十年度あるいは三十九年度、三十八年度、おびただしい数になっております、私の調査では、そこですでに数にいたしましたも、そういう産業界との密接なつながりがある、そこに再就職をするということには、よほど慎重な態度をとつていただきたい。再就職することを私は否定して

るのではない。再就職することをお世話されることは大いにけっこうです。ですけれども、あらゆる観点からいまして、社会の批判を受けるような、あるいは疑念を受けるようなそういうことには、十分注意をしていただきたい。というのは、この数から見ても、なるほどそういう疑念がわくような点が非常に多い。そこで私はその点を申し上げておるわけですから、そればかりになりましたが、局長、私の言っている真意はわかりましたか。

○政府委員(奥戸基男君) 御趣旨は十分わかつたつもりでございます。

○鬼木勝利君 わかつたらどうしますか。

○政府委員(奥戸基男君) 繰り返して恐縮でございますけれども、御趣旨もよくわかりましたし、またわれわれのほうも、先ほど申し上げましたように、法規に照らしまして非違のないように、そしてまた、法規に直接触れないでも、疑惑の持たれないような措置を講ずるべきだと、こういうふうに考えております。

○鬼木勝利君 大体わかりました。

そこで、その次の問題についてちょっとお尋ねしたいのですが、一次防、二次防、三次防と果てしなき戦力の増強と、このように自衛隊は、今日まで相当の戦力でありながら、また二兆三千億というばく大な予算をもつておるべき戦力に脱皮しようとしておる。この三次防のように、先ほどから申しますように、量よりも質に急速に充実しつつある自衛隊が、いつまでも防衛力であつて、

攻撃力でない、どこでそういう強弁ができますか。防衛力と攻撃力の限界ですね、その点について防衛庁長官の御見解を承りたい。

○国務大臣(増田甲子七君) われわれが防衛力だと言っているゆゑは、自衛隊法の定めるところでございます。すなわち、自衛隊は直接侵略並びに間接侵略に対処するために存在する、この法規にのつた実力部隊が自衛隊でございます。侵略がなければ動かない、こういう部隊でございます。することは、法規に明らかに定めてございます。

○鬼木勝利君 直接、間接の侵略に対する防衛だとおっしゃいますが、これはわかりませんが、しかし直接、間接の侵略という点につきまして、いささかもそういう想定が国民の前に明らかにされておらない。そもそもこの防衛論議というものは、決して古い時代の国防論、軍事思想を新しくつくりかえたようなそういう復古的なものになつてはならない。こうした私は反省が必要ではないか。現にわが国は、御承知のとおり、かつてお互いに太平洋戦争の苦しい経験を経験して、平和憲法を制定したわけでございます。それを保持しておるという事実を無視して、防衛の技術論のみ論ずるといふことは、私はこれは許すことができないじゃないか、このように考えますが、その点、防衛庁長官のお答えをいただきたい。

○国務大臣(増田甲子七君) 自衛隊法ができました、憲法九条一項、二項はございすけれども、しかし九条一項、二項は、わが国の無防備をきめたものだとは考えていないのでございす。すなわち、自衛力を持つてよろしい、そのことを受けました、憲法のそのことを受けましたのが自衛隊法でございます。自衛隊法三条によりまして、わが国の平和と独立を守り、また国の安全を保つために直接、間接の侵略その他の緊急事態に対処する、すなわち、あくまで防衛的存在体が自衛隊でございます。

防衛だ、こうおっしゃることはわかります。そこまでは。ところが無制限に防衛、防衛だとおっしゃって、しかも直接、間接の侵略の想定ということは国民の前に明らかにしていない。そこで、防衛力と攻撃力の限界はどこにあるのか、ただ防衛力、攻撃力の限界、区別がつかぬままに戦力の増強のみをはかっている、その点お尋ねしておる。長官、いかがですか。

○国務大臣(増田甲子七君) 昭和三十三年に決定された国防に関する基本方針を受けまして、第一次防衛、第二次防衛、第三次防衛等には、いずれも防衛に関する大綱がうたがってございまして、その中には、通常の兵器による局地的侵略があった場合に、わが国を守る実力部隊が自衛隊である、こういう境界は世間一般に公表されてあるわけでございます。閣議決定の昭和三十三年の国防に関する基本方針も公表されてございまして、その後

の一次防衛、二次防衛、三次防衛の大綱も、今度の三次防衛にあたりましては、大綱はもとより、大綱に基づく防衛の主要項目並びにこれに要する所要経費等も明瞭にいたしてございまして、でございまして、それから、鬼木さんにおかれまして、通常兵器による侵略に対処できる実力部隊である、こういうことは御納得をいただきたいと私は思うわけでございます。それから、防衛の兵器になるか、防衛の兵器になるかということは、私は客観的にきまると

思います。外国に脅威を与えるかどうかという点で、一応客観的にきまると思っています。客観的にきまらないものは主観できめるより仕方がないという微妙な分野もあると思ひますが、すなわち常識的に見て、攻撃的な武器でないものを備え、また隊を備え、航空自衛隊を備え、艦隊を備え、陸上部隊を備えておるといふ、こういうわけでございます。

○鬼木勝利君 なるほど、あなたのおっしゃる通りに、一次防衛、二次防衛、三次防衛、それは基本方針は出ております。けれども具体性がなくて、非常に抽象的であります。いまの長官の御答弁で、防衛力、攻撃力というのは主観、客観の問題だ、

なるほどそれはそうかと思ひますけれども、いずれにいたしまして、これは防衛力と攻撃力の区別がつかぬままに戦力の増強をはかっているのだ、かようにわれわれは考へておる。戦力が逐次増強されつつある、そういう自信のもとに、先般佐藤首相の沖繩派兵の発言というふうなことがなつたんじゃないか、まさにこの今日の防衛力強化ということは、その構想、思想において、軍国主義のあらわれであり、復古調のあらわれである。であるからしてああいう発言になつたのではないか、こういうふうには私には憶測するのです。長官の御見解いかがですか。

○国務大臣(増田甲子七君) 鬼木さんは戦力の増強とおっしゃいますけれども、われわれは、いまの自衛力は戦力ではないと思つております。戦力に至らざる範囲の実力でございまして、それから総理が、沖繩の船が日本の旗を掲げて——いよいよこの七月一日から掲げておるわけ

でございますが、掲げておつた場合に、急迫不正の侵略を受けた般というものは、これは領土と同じ扱いを受けます。外国の領海に入るまでは日本の領土でございまして、そこで沖繩の日本の旗を掲げた船を、できるならば日本の自衛隊で守りたいという感情を持つておる、しかしながら、現在施政権がないからできないのである、こういうところまではつきりと始末をつけた発言をされておるといふことを、鬼木先生におかれまして御了承を得たいと思つております。

○鬼木勝利君 これは佐藤首相の発言自体につきましては、ずいぶん物議をかまして、結局は、いまあなたのおっしゃつたようなことに結論的には統一見解で落ちついたんじゃないかと、そういうふうには思ひますけれども、そういう発言の出た根拠は、佐藤首相のお考えはそういうところにあるたんじやないかと私は思つたから、いまあなたにそういう点をお尋ねしたわけでありまして、それでその次に、三次防衛の計画について、われわれがどうしても納得いかないというところは、わが国の防衛構想の基本が、あなたは示されてお

るとおっしゃるけれども、実は示されていない。三次防衛は一体第何次防衛の三次防衛であるか、あるいは十次防衛、二十次防衛に到達するための三次防衛であるのか、あるいはこの三次防衛で終了するのか、そういう点が明らかにしておらない。一次防衛、二次防衛の場合には、その一次防衛の基本方針は出ておりますけれども、わが国の防衛体制ということに對しまして、防衛構想の基本が示されていない、そういう点について防衛長官のお答えをいただきたい。

○国務大臣(増田甲子七君) 国防の基本方針というものは、昭和三十三年の閣議決定によつて示されております。その項目は鬼木さんが御承知のとおり四項目でございまして、これを受けました第一次防衛三カ年計画がございまして、それが昭和三十三年から三十五年まででございまして、三十六年は、単年度の防衛計画であり、防衛費を御賛成いただいたわけでございます。昭和三十七年度から四十一年度末、すなわち暦年から申しますと、本年の三月三十一日までは第二次防衛でございまして、これが五年で終了いたしました。第三次防衛は昭和四十二年、すなわち本年の四月一日から昭和四十六年の三月三十一日に至る五カ年計画でござい

ます。そこで、三次防衛が終わったときはなくなるかという御質問にお答えいたします。三次防衛がなくなるといふよりも、おそらく自衛隊はその存続が必要である。どういふ、四次防衛という形が五カ年計画であられるか、あるいは三カ年計画であられるか、そこまでは今日予言はいたしかねますけれども、三次防衛が終わったときに、あと国防費がなくなる、自衛隊がなくなるというものではないの

でございます。○鬼木勝利君 私は納得ができませんけれども、時間がありませんで、その次の問題に移りたいと思ひます。第三次防衛の主要整備目標で、特に私はふしぎに思ふことがあるのですが、その中で二次防衛と三次防衛の予算の内容でございまして、二次防衛における

人件費、それから物件費、三次防衛における人件費、それから物件費、その比率をちょっと承知したい。○政府委員(島田豊君) お答え申し上げます。二次防衛におきましては、人件費の比率は四六・三%でございまして、三次防衛におきましては、四二・五%、物件費につきましては、二次防衛におきましては五三・七%、三次防衛におきまして五七・五%、こういう数字になつております。

○鬼木勝利君 二次防衛における人件費は四五%で、物件費が五五%のように私は承つておりますが、三次防衛においては人件費が三五%、物件費は六五%と、一段と物件費のウェイトが高まつている、こういうふうには私は考へておりました。が、その点、もう一度確かかなところをはつきりおっしゃってください。

○政府委員(島田豊君) 先生のお持ちの数字がちょっと私にはよくわかりませんが、私の計算によりますと、二次防衛は補正後の実績でございまして、人件費が約六千四百五十一億でございまして、三次防衛におきましては約九千九百億でございまして、全体の比率からいたしますと、人件費は二次防衛におきまして四六・三%、三次防衛におきまして四二・五%、それ以外のものが物件費ということになるわけでございます。

○鬼木勝利君 そうすると、二次防衛と三次防衛の人件費及び物件費は、ほとんど大差ない、かように解釈してよろしゅうございまして。○政府委員(島田豊君) 第三次防衛の数字は、まだ実は計算の段階でございまして、けれども、この数字から言われますことは、三次防衛におきまして、相対的に人件費が若干減少をいたして、物件費が相対的に高まつておる、こういうことが言えるかと存じます。

○鬼木勝利君 二次防衛においては一兆三千億、今回の三次防衛においては二倍強になつておる。これはどう考へても兵力から兵器へという色彩が濃いんですが、私の計算では、二次防衛よりも三次防衛において物件費がその比率が高いように思われるが、

いと、私にもっとと人件費がすつと上昇すべきだと、こう考えておった。で、人件費が非常に少ないということは、結局充足率に影響すると、したがって給料を安くして、少年自衛官とかあるいは婦人自衛官をこう回すんじゃないかと、そういうふうなところにかんがえがいつているんじゃないかと、そ

不完全にすぐです。これで國民の理解が得られると、そういう安易な考えを持っていらつしやるとしたら、これはたいへんなことだ。これを長官はどのようにお考えになっていますか。

○國務大臣(増田甲子七君) 鬼木さんの御質問ではございますが、兩院におきまして、ことに予

存じないわけでございます。そこでいつも国会において申し上げておりますのは、今回の二兆三千四百億円、上下幅二百五十億円、そのうちの調達の方面、物資調達、武器を入れますて調達関係は約九千億円、こういうことだけしか私自身もあまり実には知らないわけございまして、それから本

軍事情勢について、中共の核武装の問題だとか、核兵器の進歩、米ソの核戦略の変化——情勢の変化、さらにまた軍縮委員会などで現在熱心に討議されておる軍縮問題の今後の発展などについて、これは私は軍事問題につきましてもなかなかそういふ要素が多いと思う。かかる要素等のいかに

よつて、第三次防の把握を、十分こういうことを加味されてやるのか、随時そういう点によつて第三次防も変更していくのか、そういう点をお尋ねしたい。

○国務大臣(増田甲子七君) 第三次防の期間は昭和四十六年三月三十一日まででございます。その間異常な事情の変更というようなこともございませうが、考えられないわけでもございませう。ところが、事情変更の法則というものが適用されるようなたいた国際情勢の変更はないと、こう考えております。中共関係におきます核実験等は、六回に及んでおりますが、わが国は日米安保体制のもとに国の平和と安全をはかつていくと、こういう方針でございまして、核兵器のことは中共側でいろいろいたしまして、われわれは考慮の中に入れていないのでございまして、

○鬼木勝利君 そこで三次防という点についていろいろ私も考えまして、基本的に一國の防衛は、必ずしも私は軍事力のみで構成されるものではないと、むしろ軍事力偏重の防衛構想は、すべての場合に不幸な悲惨な結果を招くことは歴史の教えておるとおりであります。國の防衛を構成するのは、軍事力のほかに外交、経済の充実、政治の安定、国民的合意の成立、あるいは科学技術の発展、こうしたことなどより盛り上がったことが、私は重大なことではなからうかと思ふんですが、そういう点については長官としてはどういってお考えを持っていられるのか。長官はこれは軍事力ではないと仰せになっておる。そういう点はどういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(増田甲子七君) 鬼木先生のお説と大体において同感でございます。

○鬼木勝利君 そういたしますと、さらにこのわが国経済、国民経済と国民生活との上から考えました場合に、非常に防衛費負担の問題は、政府が考へておられるように、外国の例を引いて簡単に、これはパーセンテージが低いんだというふうなふうに考へておられますけれども、国民経済の発展の上に大きな私障害となっているのではな

いか、国民生活をはなだしく圧迫しているんじゃないか、こうした考へを持っておられますが、その点長官はどうお考えになっておりますか。

○国務大臣(増田甲子七君) 日本の生産力の発展の度合いというものは、世界の驚異になっておる次第でございまして、そこで政府の発表いたしました経済社会発展計画におきまして、昭和四十二年から昭和四十六年に至るまで、その間の五カ年間の国民総所得は二百二兆円と踏んでおるわけでございます。しかしながら、これは内輪の見込みであつて、識者は、あと二十兆円ぐらいふやしてもいいと、こういう説をなす方もございまして。しこういたしまして、私も、ベースアップは二兆三千四百億の外でございまして、ベースアップが相当あつたと仮定いたしました、二兆六千億ぐらいにあるはなはだせぬかと思つております。五カ年間のうちに、物件費は二百五十億しかふえないわけでございます。しかしながら、人件費は二兆三千四百億の外というところになっております。そういったことを見ますと、国民所得の多い場合でも一三割でございまして、世界の先進國といわれるうちでどの國に比べても圧倒的に少ないのが日本の国防費でございまして、国民負担に異常に重荷になっているとは考へていないのでございます。

○鬼木勝利君 先ほど私が申しましたように、皆さんはすぐに外国の例をとられておっしゃいますけれども、大体日本は軍事力を憲法九条によつて持たないことになっておるんですからね。だから、これを他國と比較するということは当を得ない。そういうことは、私は全然話にならない。しかもわが國の国民総所得が非常に上がつておる——なるほどさうに私も承知いたしておりますが、一般大衆に対する経済の圧迫というものは、先ほど申しましたように、国民一人当たりの負担力は二万三千元、こうした負担ということ、何といつても私は大きいと思う。この点は長官もお認めになるはずだと思うんですよ。その点はどうですか。

○国務大臣(増田甲子七君) 国民負担といへば、それは負担でございます。しかしながら、本年度の予算で申しますと、本年度の予算は、國の予算が約五兆円より五百億円少ないわけでございます。それから、都道府県等の予算というものが、おそろく同じ額でございまして、これを機械的に加えますというところ、約十兆円でございます。しかしながら、交付税、交付金、助成金、補助金等が過り抜け勘定になって、二重に帳簿に載つておりますから、どちらかをとりまして、とりましてというところ、七兆円ぐらいになります。しかしながら、特別会計というものがやつぱり五兆円ぐらいございまして、これを國によりましては、一般予算に計上している國もあり、また特別会計に組んでいる國もございまして、國民負担という見地から見れば、大体十二兆円ぐらいになるところを、私は略して約十兆円と見ております。十兆円から見ますと、三兆八千九百九十九円、一方は十兆円でございますが、十兆円の國民一人当たりの負担が、國、都道府県、市町村の一般会計、特別会計の國民負担になるわけでございます。その十兆円から見ますと、三兆八千九百九十九円としまして、負担といへばそれは負担でございますが、きわめて僅少な負担である。これもやつぱり、日米安保体制のもとに、こういうふうに少ない負担でやつていけるんではないかと私は考へておる次第でございます。

○鬼木勝利君 防衛力を推進されるあなた方はそのように考へになるが、私はそう考へない。わが國は、みづからの防衛策として、軍事的防衛力に依存するよりも、アジア開発に全力を投入して、経済援助、文化交流に努力すべきである。さうしたことで、科学振興、あるいは原子力の平和利用、あるのじゃないか、究極的には世界の完全軍縮を目ざしていくべきではないか、暴によつて暴にかう、いまだその非を知らず——武力による解決はしよせん武力による報復を覚悟しなければならぬと、こうした考へを私は持つべきじゃないか、

○国務大臣(増田甲子七君) 鬼木先生のおっしゃることは、一々もつともだと思つております。そこで、わが國におきましても、東南アジアの援助ということには特に力を入れております。また、國際連合貿易開發會議におきましても、わが國の總生産の二%を後進國に与けるようにという決議もございまして、一%といへば約十一億ドルになります。が、いまのところ十一億ドルになつておりません。すなわち四億四千万円以上を出すべきはございまして、出すために努力するようにということ、閣僚といつたしましては、總理にも、外務大臣にも、他の閣僚にも……、私は特にアジアの開発のことにつきましては従来長年努力をしてまいつた一人でございまして、お説は全体としては同感です。

○鬼木勝利君 長官のお考へが私の考へと同感だという御答弁には、私大いに満足に思ひます。次に、三次防における施設面についてお尋ねをしたい。(どうやら時間です、鬼木さん)と呼ぶ者あり) いや、まだ一時間と十分しかやつていない、何言つて、そのために時計があるんだ。(笑聲) 従来の計画では、この施設の取得の裏づけというが、その面の計画が全然なかつた。そのため、基地の取得等には長年月を要しておるのみならず、計画実施の熱意が大体あるのか、ないのか、その点疑うような点がないでもなかつた。今回の第三次防では、一体どうするのか。ナイキ、ホーク等の防空施設をあるいは都市近郊に施設するんだとか、そういうような計画も入つておると、これにも載つておるようであります。基地を一体どこに取得し、部隊をどこに置くか、そういう点、第三次防においてどういふふうに計画しておられるか、お尋ねしたい。

○政府委員(島田豊君) 私から概括的に申し上げますと、三次防におきましては、施設の計画は毎年毎年の業務計画あるいは予算を通じて決定いたしましたわけでございます。特に三次防としての

このように考へますが、長官はどのようにお考へになりますか。

○国務大臣(増田甲子七君) 鬼木先生のおっしゃることは、一々もつともだと思つております。そこで、わが國におきましても、東南アジアの援助ということには特に力を入れております。また、國際連合貿易開發會議におきましても、わが國の總生産の二%を後進國に与けるようにという決議もございまして、一%といへば約十一億ドルになります。が、いまのところ十一億ドルになつておりません。すなわち四億四千万円以上を出すべきはございまして、出すために努力するようにということ、閣僚といつたしましては、總理にも、外務大臣にも、他の閣僚にも……、私は特にアジアの開発のことにつきましては従来長年努力をしてまいつた一人でございまして、お説は全体としては同感です。

整備目標というものは設定してございせん。その中身については、これからいろいろ検討いたすわけでございしますが、特に三次防として重点を置きたいと考えておりますのは、隊員の勤務環境の改善という意味におきまして、老朽隊舎の建てかえあるいは隊員の宿舎の増設というような点にできるだけの力を注いでまいりたいと考えておりますのでございします。なお、細部につきましては、また担当の部局のほうから御説明申し上げます。

○鬼木勝利君 ぼくの尋ねるのには、これではまだ百分の一も答弁ができていない。これからがぼくの一番大事な、いよいよ本文に入るところだ。とんでもないことになってしまったんだが、それではこれに関連してちょっとお尋ねしたいが、宮崎県の新田原のF104が板付に移転をする、一時行く、こういうことになっておりますが、これは地元民は極力反対しておる、しかも板付基地は移転してくれといっておる。これはおそらく日本でも板付基地のようなところはほかにはないと思う。市街地の中心地にある。だから移転をしてくれと言っておる。それを移転するどころか、F104を宮崎から今度は持つてくる。地元民は極力これに対して反対しておる。それに対して何らかの準備もやらないで、防衛施設周辺整備法もあるのに、これは強引に無理押しであそこを持つてくるということですが、そういう点について一体どういう考えを持っておられるのか、この点をひとつ承ておきたい。

○政府委員(島田豊君) 板付に自衛隊を常駐するという計画は全くございせん。新田原に現在F104の部隊がございします。航空団がございしますが、この航空団の滑走路のコンクリートの打ちかえなりあるいは滑走路のオーバールールをやりやすために、一時必要な警戒配置の場所を九州に求めておるわけでございします。その場合に、現在ございします基地はF104の基地として必ずしも適当でないといひますか、要するに滑走路が短いのでございしますので、でき得べくんば板付において領海、領空侵犯の措置をやりたいと考えておりますし、

それから新田原でやるべき訓練をあそこでもやります。その期間は、滑走路の閉鎖期間でございしますので、約八十日程度でございまして、常駐するという計画はないのでございします。

○鬼木勝利君 八十日であるが、百日であろうが、何のために防衛施設周辺整備法というものはあるんですか。そういう防衛装置とか、すべてのことをやって、そうして地元民が承知したならば、それは移してもいい。承知もしないのに移すというやうなことを、そういう一方的なことで——それじゃ何のためにこの法律があるのか。そんな子供だましみたいな答弁はよさないよ。そんなことはわかってるんです。新田原の滑走路なんかを幅広くするためにあつちへ持つていく、そういうことはわかってるんです。そんなことは。

○政府委員(小幡久男君) お答え申し上げます。施設周辺の整備法に關しましては、昨年先生にもいろいろ貴重な御意見をいただきまして痛感いたしておりますが、これに對しまして周辺対策は105が横田に移るのも現在やつております。しかしながら、また今回いろいろ相談の結果、地元民の理解と協力を得まして新田原在駐の飛行機が臨時に駐とんすることになりまして、その際に何か格段の障害があるというふうなことが予想されます場合には、それに應じた施策は十分考えた上で、地元の御理解と協力を得たいというふうに考えております。

○鬼木勝利君 そういふ施設をやつて、そうして地元民の了解を得て移るんだつたら、地元民が了解すればよろしゅうございします。いまのところは地元民は全面的に反対だから、それを承ておけばよろしゅうございします。私は福岡だからはっきりわかつてる。私自体はまだ納得しないんだから。これはかけ足でもう一つ、まだたくさんあるんだけれどもね。先日、防衛局長は、三次防には人的の面も物的の面もすべて入れている、こういう答弁でございしましたが、隊員の優遇について、隊員の帰郷制度について、これは数年前こういうことを提唱して、帰郷制度ができたと思ひますが、四

十一年度は五千六百万、四十二年度は七千八百万、わずかに二千二百万の増である。これで三次防といふのは、何を言っているのか。一体対象は、人員はどれだけであるか、これでは少しも優遇はしていない。こんなべらぼうなふざけたことを言つて、人間尊重とか言つて、何が人間尊重ですか。これは兵器尊重で、人間尊重じゃない。それから、自衛隊の医官の問題ですが、これこそまことに遺憾である。現在の医官の定員並びに欠員状況をお聞きしたい。これは自衛隊法にも載つておる。大体医官の充足率はどういふうになつておるか。この問題は従来国会でも問題になつておつて、これはまことに私も言語道断だと思つてゐる。人道問題である。何らこれに對して対策が講じられていない。先年の予算委員会において私が質問しました場合にも明らかになつたんでありますが、陸上自衛隊では、五千人以上の駐屯地には医官の配置はあるけれども、五千人以下の駐屯地——百五十カ所あるようですが、その三分の一には医官が一人もおらんない。だから、今日までとられた具体策をお聞きしたい。また、三次防にはいかなるこれに對策が加えられておるか。もう少し私は医官を優遇すればいいと思ふ。自衛隊の俸給表から切り離して、特別に医療職としての俸給表を準用するというやうな特別措置をとつたらいいと思ふ。現在のやうなわずかに二号俸程度の色をつけるというやうなこそくなびぼう策では私はお話にならないと思ふ。しかも、せっかく貸費学生を設けておつて、二〇〇%程度はもう全部やめていく。これでは隊員の健康管理というやうなことは全然なつていない。戦前の軍隊におつても、軍医といふものがあつて、各地に病院があつた。そして兵隊のいるところには必ず軍医がおつた。それが今日は、二十数万の自衛隊員を擁しておつながら、医官はわずかにその何分の一にすぎない、何分の一もない、そういうことではたして自衛隊員の健康管理ができるかどうか。これは予算委員会が質問しましたときには、管理ができると言つてゐるでせうないんです、事実。できると

言つたのは——私はできていない事実をもつていまからお話ししますよ。実際に健康管理はできていない。私は隊に行つて事実調査してきたんです。この点、長官の御説明、それから局長の御答弁願ひたい。

○政府委員(奥戸基男君) まず帰郷制度の問題について申し上げます。昭和四十一年度で、人数にしまして約六千五百人、費用にしまして約五千六百万円でございしました。本年度の予算で、人数にしまして七千五百人——千人ほどふやしました。費用にしまして七千三百萬——約千七百萬元の増でございします。三次防におきましても、この制度をもつと拡充したいと、まだ具体的な数字その他はきまつておりませんが、伸ばしていきたいと、かように考えております。

○政府委員(高部益男君) 医官の充足率の非常に悪いことについての御懸念、はなはだ御指摘のとおりでございまして、まず御指摘のとおり現状から申し上げさせていただきます。自衛隊の医官の定員は八百七十七名でございまして、それに対して最近——現在と申してよろしいと思ひますが、三百二十名の充員でございまして、充足率にして三九・二%という状態でございします。なお、このほかにいわゆるシビルの医官がおられまして五名、それからいわゆる予算措置といたしまして民間の医師を二百七十名ほどお願いしております。それ以外にも必要があるならば——と申しますと、いろいろこれだけの人数ではすべての範囲の隊に医官を配置するわけにまいりませんので、民間医療機関に隊員を向かへまして、その経費を防衛庁で全部支払うという事で、現在いろいろ診療あるいは健康管理上の問題をまかなつておるのが現状でございします。なお、御指摘の健康管理上五千人以上の駐とん地にしか医官はないじやないかというお話もございしましたが、その後各幕僚幹部の格別の努力がございまして、現在におきましてはかなり好転しております、たとえば陸上自衛隊におきましては、総駐とん地——分とん地

第一節 内閣委員会会議録第三十号 昭和四十二年七月二十日 【参議院】

を含めまして、百四十三カ所ほどございますが、そのうちはっきりした数字はちょっと覚えておりませんが、約百カ所以上のところに先ほどの嘱託医師を含めまして医官の配置を見るようになっております。なお、一般的に申し上げまして、医官の充足対策、先生御承知のように、まあ一例をあげられまして俸給表を別個に設定すればいいじゃないかというふうな御意見はなはだ貴重に承っておりますが、現実にはかなり一般医療職の俸給表をやや上回るという程度までやっておる、並びに昇進につきましても、他の一般自衛隊幹部に比しましてはかなりよく進めておるというふうなことにやまして、現在まかなっておる実情でございます。また、三次防の期間におきましてどうかというふうな御質問もございまして、これにつきましては、医官の特性がいろいろございまして、主として病院、研究施設等の近代化の予算をお願いいたしておりますし、また教育の体系も変えまして、医官のいわゆる研究意欲に——研究並びに診療技能の向上に対する特別な熱意に対しましてこたえるつもりでございます。また、健康管理につきましましては、医官の不十分な点、御指摘のとおりでございます。十分にはまいっていないことは、もう認めるにやぶさかでございますが、一応定期健康診断、臨時健康診断、あるいは特別の場合の特別健康診断というようにことをやっております。定期診断を例にとりますと、毎年毎年約二十数万名の一年に二回でございますが、二十数万名やって、ほとんど一〇〇%の定期健康診断の成績をあげており、そのためには、病院と部隊との連携、あるいは病院、部隊等からのいわゆる僻地駐とん地に対する診療並びに健康管理のための巡回、あるいは先ほど申し上げましたような地元嘱託医あるいは医療機関等の連携によりまして、健康管理にもできるだけの範囲の努力を続けてまいってきておるわけでございます。以上簡単でございます。

○鬼木勝利君 婦郷制度につきましても、私はどうしてもこれは納得できない。わずかに千名程度ふやして、予算が一千万くらいの増で、そうして三次防だなんて、何が三次防だ、そんなことじゃ絶対私は承知できない。隊員の優遇なんてほとんど皆無だ。医官の問題も、これはまた私はあとでやります、臨時国会でもやりますが、いま衛生局長のお話では、万遺憾のないようにすると言っておられるけれども、こんなことはあるわけがない。そんなわずかに三〇%の充足率なんかで、どうして医官の完ぺきが期せられますか。事実、私が言いましたように、現地において隊員の健康管理はできていない、まことにござんさるわまりがない。そのために、非常に不幸な隊員がいる、そういう事実がある。この点、こういうことは私言いたくなかったけれども、いざにしまして、隊員の優遇ということについては、いさし考えていただかなければ、そうしなければ充足ができていない。ただ防衛力の強化だということに夢中になっている。そうして隊員はおろそかになっている。全国二十数万に対して、わずか八百名か六百名の医官で何ができる、そんなことでは足りない。病院もわずか九カ所くらいの病院で、駐とん地にはないんだ、医者は。それで民間に頼んでいる。不見識きわまりがない。これはいざにいたしましたも、まだまだここにたくさん持つておりますけれども、抜粋して医官の問題と、婦郷制度の問題だけに私はしぼってお尋ねしたのであつて、防衛二法案についても直接お尋ねしたいことが何ほどもあるけれども、遺憾ながら言論を防護されたから、味方は少なく敵多しでやむを得ませんが、これは後日の問題として、これで私は解決しておりませんから、納得しておりませんから、なお後日の問題として再質問をいたしますから、その点だけははっきり申し上げて、これで終わります。

○前川旦君 長官に質問いたしますが、先ほども時間、時間ということで制限されました。予定の質問百ほどございますので、六時間ぐらいかかりそうなので、残念ですが質問をはしょってやります。質問ははしょりますが、答弁はどうぞはしょっていただかないように、答弁をはしょっていただくかえって長くなります。そこで、最初にお伺いいたしますが、昭和三十三年の七月に二次防が決定されました。それと三次防の決定をされました今日までの、国際情勢の面で二次防決定時と三次防決定時とどういう変化があったか、どのように国際情勢の変化を防衛庁として把握していらっしゃるか、この点をごくくいつまんで承りたいと思います。

○国務大臣(増田甲子七君) 二次防決定後五カ年を経過しておることは、前川さん御存じのとおりでございます。少し話が長くなるかもしれませんが、ジュネーブにおきましては、十八カ国軍縮条約というものが持たれております。わが国といたしまして、その中に参加することを望んでおりますが、まだ十八カ国の了承するところとなっておりませんが、熱心に参加を望んでいるのであります。それから、いわゆる米ソ、あるいは東西といいますが、そういう二大勢力がございまして、これは事実でございますが、これは全面戦争が起きるといふ可能性はだんだん減少しつつございます。局地的な戦争といふものは遺憾ながら方々にあるわけでございますが、でございますから、全体として考えまして、二次防策定当時と三次防策定当時、すなわち去る三月十四日の時点、また今日までの時点から見まして、最小限度の外国に脅威を与えない三次防の自衛力は必要である、こういう結論のもとに策定されたのが第三次防衛計画でございます。

○前川旦君 長官にお伺いいたしますが、この二次防の決定したときとそれから今日とできわ立つた国際情勢の変化というのは、やはり中国の問題であろうと思ひます。中国の核武装の問題は、先ほどから議論されましたから、私は省略いたします。これはただ、中ソ間の対立といふか、あつてきいといふか、これは二次防あるいは三十三年九月の安保の改定の時、今日のように顕在化してなかつたわけですか。非常に最近中ソ間の対立は顕在化してまいりました。そこで、いわゆる中ソの友好同盟条約といわれているのがありま

○國務大臣(増田甲子七君) 私は、国境はずっと七千キロもございまして、これは昔から、清国といた時代から、一方は王政のロシアといった時代から、紛争はいつも絶えないようございまして、いつもあるわけございまして、私は特別に激しくなっているというところは考えておりません。しかしながら、中共から見ますというところ、環環条約とかネルチンスク条約等によって東シベリアが割譲されたということが、根本に一つの意識の中にあると思っております。しかしながら、一面、ベトナム戦争等の状況を見ますというところ、ソ連も中共と共に北ベトナムを相携えて支援をいたしております。そういう状況その他からかみまして、現に存在いたしております日本を仮想敵国としておる中ソ友好同盟条約は無視できないのではないかと、こう考えておる次第でございます。

○前川且君 これは判断の問題が多分に入ると思いますが、私どもの判断と長官の判断と若干食い違いがあります。しかし、質問をばしよるとさつき約束しましたので、次に参りますが、こういう国際情勢のかなりの変化、あるいは中国の核武装、こういうものが三次防の中に二次防とどう違つた形であらわれているのか、どういふふうになつた形であらわれているのか、どういふふうになつた形であらわれているのか、どういふふうになつた形であらわれているのか、それを尋ねたいと思ひます。

○國務大臣(増田甲子七君) 三十二年に決定されました閣議決定の国防の基本方針にのっとり、国情、国力に應じて自衛力の整備充実をはかっています。この方針はいつも変わらぬものでございまして、この基本原則に基づいて三次防は、文章は相当長うございしますが、でさうがったものでございまして。

そこで、具体的には、いつも申し上げておりますが、艦船において四万八千トン、それから陸上の自衛隊におきまして八千五百人を五年以内に充実する。それから航空自衛隊におきましては、ナイ

キハークリーズを二個大隊編成し、さらに一個大隊の準備をする。その間でできれば、現在ありますアジャックスをハークリーズに変更したい。なお、艦船のうちには、新しく涙滴型という潜水艦を考へております。しかしながら、全体の飛行機の機数等におきましては、漸次新鋭なるものに置きかえてまいりたいと思つております。が、F4等も三次防の中においては近く決定したてはならぬと思つております。来年あたりは。

〔理事八田一朗君退席、委員長着席〕

そういたしまして、要するに航空自衛隊は二百機ばかり飛行機数は減少してまいります。それに対して、ナイハークリーズが約三個大隊ふえるというところで、プラスマイナスそうたんとは違わないのじゃないか、多少充実したとも言えるのじゃないかと思つております。ただ、飛行機に関する限りにおきましては、二百機減少してまいっております。それから、海上自衛隊におきましては、涙滴型潜水艦がふえる。護衛艦も約十隻ふえるが、しかし昭和二十年ころの建造にかかるとアメリカの給与いたしました護衛艦をポンコツにいたしますから、全体のトン数は変わりはございせん。ただ海上自衛隊の人数が相当ふえますけれども、これは新しく護衛艦その他に相当の充員をしなければなりませんから、ふえるものと御承知を願ひたいと思ひます。陸上自衛隊が十八万になつて八千五百人ふえるのは、本年度、ヘリコプター大隊、気象隊の関係でございまして。明年度以降ふえるべき七千人は、師団の編成を、七千人とあるのを八千人とするのが五個大隊、ただ目標は九千人でございまして、なお九千人のところまでなかなかいかないわけでございますが、それから陸上部隊といたしまして、ホークが二個大隊新しく増がございまして、これは要するに多少の自衛力の充実整備になつておる。第二次防の末期に比べまして第三次防の末期は多少の自衛力の充実整備になつておるが、いわゆる漸増という線を、ゆるやかなる斜線を描いて充実いたしておるだけである、こういうふうにお承知

おき願ひたいと思ひます。

○前川且君 私がお伺ひいたしましたのは、三次防のいまの内容ではなくて、それは活字になつていますからそれを読めばわかることなんで、そうじゃなくて、たとえば仮想敵ということは一切長官お使いになりませんか、仮想敵はないんだというところで通していらつしやと思ひますが、これは国会用の発言であつて、実際にはやはり相手は国会用の発言であつて、実際にはやはり相手が常識的に聞いておられます、だれでも知つておることなんです、北海道には最精強の機械化師団が配置されておる、これは北方に対する備えだというところであります。そのことが、最近の中ソの問題、それから米ソ間のいわゆる雪解けの問題とかからんで、その配置計画が次第に西向きに変わつてきているというふうなことをジャーナリズムで最近指摘をされておると思つて、自衛隊の配備、配置、その辺の変化がやはり出てきているのかどうか、その点を実はポイントとしてお伺ひしたいと思つております。

○國務大臣(増田甲子七君) 中共の核爆発の実験は六回にわたつております。第六回は水爆であるという推察をされております。まだ確かなところまではわかりませんが、これに対処してどうしようかというところはわかれは考えていないのでございまして。日米安保体制のもと自衛力の充実整備をはかる、こういうのが一貫したわが国の国防の基本方針でございまして、中共がいろいろなことをなさるうとも、われわれは核のことは考えていないわけでございます。それから、北の守り、南の守り、西の守りというところをおっしゃいました、陸上関係の御質問だと思ひますが、別段変更する所存はございません。

○前川且君 それじゃちよつとお伺ひしておきます。これは長官でなくてけつこうですが、西のほうに対するいわゆるスクランブルという件数が最近あります、あれば教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(島田豊君) 現在の航空自衛隊は、地区を北部、中部、西部というふうに分けております。その北部、中部、西部別に申し上げますと、三十九年度で北部が百六十四件、中部が五十六件、西部が八十五件、四十年度は北部が百八十九件、中部が九十一件、西部が百二件でございまして。四十一年度につきましては、これは四月から九月までのまとまつた数字でございまして、四十一年度で申し上げますと、北が百四十八件、中部が九十五件、西部が百十三件という状況でございまして。

○前川且君 従来、スクランブルと言われるものは、北方からの接近に対して飛び出すということが、新聞でも言われ、普通国民の常識になつております。私どもそういうふうな考えでおつたわけですけれども、西のスクランブルが非常に多いというのは、これまたいままであまり知られないことだらうと思つて、これはどういふことなんでしょうか。どこの、まあ国籍不明機ですからわからないけれども、一体どこの飛行機と接触することが多いのですか、スクランブルとして出ていつて。

○政府委員(島田豊君) まあ国籍不明機でございまして、どこの国の航空機ということはずし十分わかりませんが、西日本に参ります国籍不明機というのは、九州の南部のほうから来るというところは、これはもうほとんどございせん。したがひまして、朝鮮海峡あるいはその以北と、こういうところから来る国籍不明機である、こういうふうな考えられます。

○前川且君 それじゃまあそれはいいですが、三次防、先ほど長官が伺ひましたが、防衛力整備増強計画、これがいわゆる軍事計画というものでなく、兵器、あるいは軍備、装備、この調達計画という性格であらうと思つて、普通、その軍事計画があつて、それからそういう装備計画があるのが、これは常識だらうと思つて、そういうものがなくてこの三次防の整備計画がなされておるのか、それとも、発表はされてないけれども

も、その三次防という装備計画の前提となる軍事計画というものが防衛庁にできているのかどうか、全然これはないのかどうか、教えていただきたいと思うのです。

○政府委員(島田豊君) 三次防を策定いたします前提として、わが国周辺諸国におきまます軍備の動向、あるいは二次防の末の時点におきまますところのわが自衛隊の能力、こういうものを彼此勘案いたしまして、それにわが国としての防衛構想というものを入れますと、先生おっしゃいますような軍事計画と申しますか、一つの見積もりをやるわけでございます。そういう見積もりの上に立ちまして具体的な防衛力の物的・人的整備計画をつくったと、こういうような計画でございます。

○前川且君 そういう見積もりとおっしゃいましたが、それがたまたまおかしな話になるので、それは当然あるだろうと思うのですが、それは一体この国会で資料として発表してもらえものなのかどうか。できればそういうものは国民の前にやはりオープンで議論をしてしかるべきものであらうと思うのです。そういう意味で、表に出してもらえるのかどうか、その点いかがですか。

○政府委員(島田豊君) これはわが国の自衛隊のいわゆる評価というものがこの中に入るわけでございまして、その関係書類というものはもちろん最高度の秘密書類になっておるわけでございまして、そういう評価を外部に出すということは適当でない、文書の形式からいたしまして非常に高度の秘密文書でございますので、提出は差し控えていただきたいというふうに考えるわけでございます。

○前川且君 それではお尋ねしておきますが、国会には出せないけれども、最高指揮官である総理大臣、これはまあ文官ですとね、まあシビルコントロールの立場からいって、そこにはやはりそういうものは出されておるといふか、ちゃんと理解をするようになっておるのでしょうか。

○政府委員(島田豊君) 防衛庁長官には、概略的なことは御承知でございますが、総理大臣には、国防会議の機会等におきましていろいろな情勢についての説明はされておるわけでございます。

○前川且君 概略防衛庁長官に、それからやはり概略をまあ口頭で総理大臣に説明というふうに聞きました。それはやはり最高指揮官である総理大臣、防衛庁長官がそういうものをちゃんと見得る体制にない、ほんとうのコントロールなりあるいは緊急事態の指揮はこれではできないと思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(増田甲子七君) 最高指揮者である総理大臣の指示を私が受けて、私が指示してつくらしめたものがいわゆる見積もり書でございます。

○前川且君 それじゃ、その内容は当然長官はたんに御存じだというふうに理解してよろしゅうございませぬ。

○国務大臣(増田甲子七君) なかなかむずかしいものでございまして、たんに御存じにおるといふところまで参りません。

○前川且君 たとえば、その三次防は装備のみを対外的に発表し、その軍事力の軍事計画はあるのだと、こういうことでありましたが、もう一つ、先ほど鬼木さんもちょっと触れられましたが、落としていけない問題いろいろあると思いますが、特にその中で、自衛隊員の処遇問題とか、基地演習場の取得問題、基地の周辺対策、そういったものは一体どういうところで取り扱い、この三次防の中ではどこで具体化されているのでしょうか。三次防を見ると、装備だけが前面に出ておりますが、そのほかにも、いま鬼木さんが質問されたような処遇問題もありましょし、それから演習場、基地という問題もいろいろありましょし、そういう問題はどこでどういうふうにかこの三次防の中では考えられているのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(島田豊君) 御承知のとおり、大綱並びに主要項目の内容が国防会議で決定をせられて、同時に閣議でも決定をせられておるわけでありまして、こういう大綱なりあるいは主要項目の内容を受けまして、さらに細部の計画につきましては現在詳細につきましても検討をいたしておる段階でございます。ただいまおっしゃいましたような演習場の取得、あるいは基地の整備、こういう問題もそれぞれ細部のものにつきましては現在作成いたしておるところでございます。そういう面で一応防衛庁としての計画がございまして、そういうものが実際に具体的にあらわれてまいりますのは、何と申しましても、やはり年々の予算の審議の際に具体的にあらわれてくる、こういうふうになっておるわけであります。

○前川且君 私はふしぎに思いますのは、たとえばナイキ・ヘーキューリーズとか、国産化する、二個大隊ふやすとおっしゃいましたが、それを配置する基地が一方ちゃんとできているのかというところではないか。物ほできた、持っていくところができたとしても、それじゃ一体それを撃つて演習するのとかいうと、できませんね。片手落ちになります。結局、その兵器の生産というものが先行して、それに伴う総合的なもの、対策がなされていらない。これはあとで申し上げたいのですが、いわゆる三軍競争の問題も関係があるのですが、ですからその点を伺いたしたので、兵器だけが先行して、その他のものが非常におくれで、総合的にできていない計画になっているのじゃないかと、こういうふうに実は思うのです。いかがですか。

○政府委員(島田豊君) これは、毎年度の業務計画をつくりまします場合に、そういう面で、装備の計画のみならず、それに伴いますところの部隊の編成、あるいはそれに必要な要員の教育訓練、あるいはそれを整備いたします場合の施設の取得というふうなものは当然相関連いたしますので、その間にギャップのないように十分詳細な計画をいた

すわけでございます。そういう意味におきまして、ただ単にナイキなりホークなりの整備のみが先行しているのではないので、当然、年度内に編成されます場合には、人員の確保も必要であるし、それに対する特別の教育訓練も必要である。それを配置する施設ももちろん当然必要でございます。用地を買収するといふ場合におきましては、そういう計画も必要でございます。そういうものは相互の間におきまして十分具体的にこまかく検討いたしていくつもりでございます。

○前川且君 こまかく検討いたしてまいる予定でございますという御答弁は、これはもう答弁がないのと同じことだと思ひますが、省略いたしました。時間があればもう一言したいのですが、それじゃついでに、先ほど鬼木さんがちょっと御質問になりましたので、私ははしょって申し上げましたが、たとえば、この自衛隊の隊員には停年制がありません。その停年制が階級によって年齢が違ふというの、これは一体どこから割り出した数字で、どういう根拠でこういうことになっているのですか。たとえば曹、士、佐、それぞ階級の停年制が違ひます。この法案が今度通らなかつたら、それと関連があつたたいへんなことになるのだということ——たいへんなことになるという大げさでしうけれども、やめなければならぬ人が出てくるということもいろいろありますが、法案と関連がありますから、こういうふうにとらえて差があるのか、どういう根拠で年齢の差がこういふふうにつけられているのか、説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(穴戸基男君) 停年制の年齢は、御説明をしないで御承知かと思ひますが、最高は五十八で最低が四十三でございますが、それぞれ階級によって異なつておるわけでございます。どこに根拠があるかということかと存じますけれども、結局階級ごとの職務による。つまり、曹であります、直接士の者を引率いたしまして訓練に従事する。分隊長とかで演習場で訓練することに従事することが多い。したがって、体力を使うこ

とがより多い。上にいけばいくほど責任は重くなり、また下にもいけばいくほど責任は重くなり、中隊長とか大隊長になります。さらに、佐級になりますと、連隊長とか師団長ということになります。もちろん判断力等はさらに高度のものが要求されますけれども、直接の肉体的な条件というものは幾らか緩和されます。というふうなことで、階級的に上になるほど幾らか年齢が高くなる、下ほど若い年齢で停年制を設けている、こういうことが根拠になっているわけでございます。

○前川且君 たいだいまの説明では、階級が上になつたらある程度肉体的に染をするから、下の一番えらいところは停年は早くして、階級が上になれば少々年をとつても使えるから停年も長いのだ、こういうふうに聞きましたが、たとえばいまどうなっているのですか。曹の階級で一曹、二曹、三曹、これは全部停年が違いますか。

○政府委員(戸部基男君) 一曹で五十歳でございます。二曹で四十五歳でございます。三曹で四十三歳、かようになっております。

○前川且君 一曹、二曹、三曹は、それほど仕事の内容に変化があるとは思えないのに、非常に大きな停年の差があるというのは、どういう根拠によるのか。先ほどのあなたの説明によれば、一尉、二尉、三尉ですか、これは五十歳ですか。一尉と二尉とは、これは仕事の内容が違いますか。内容が違ふのに、これは五十で切っている。一体どこに合理的な根拠があるのか、その辺も少し説明していただかぬと、どうも理解しがたいわけですね。なぜこういうふうな停年が違ふ、根拠があつて、しかも曹でこれほど違ふ理由、その辺を中心にして御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(戸部基男君) 先ほど申し上げたのは、職務に伴う肉体的条件を主として申し上げたわけでございますが、これは一般的に、そういうことがまず通則的に言えるかと思ひます。ただ、先ほどちょっと申し足りなかつたかも知れませんが、上になればあととどうでもいゝという意味ではなくて、判断力のはうを重視される

度合いも強くなると、こういうことをつけ加えて申し上げておきますけれども、そういう肉体的条件が共通の基礎になりますけれども、同時に一般の階級のピラミッドといひますか、階級構成に同時に基礎があるわけでございます。御承知のように、階級制は、上がどうしても人数が少なく、そして少しずつ多くなりまして、下の定員がずっと多くなるといふふうなのが、一般公務員もそうでございますが、特に自衛隊員は階級がはっきりしておりますから、ピラミッドをつくつていかななくてはなりません。そして、それによつて基本的な人事管理をやります。そして、それぞれ試験なり成績なりによつて昇任をいたす。その人事管理上の必要から、ある程度の階級によつて停年をきめて、それによつて適当な人数に押えていく。上に全部の者が、たとえば一佐なら一佐、将補なら将補になるといふふうな階級制では、自衛隊的な職務はなかなか維持できませんので、そういうこともあわせて、それから肉体的な条件もあわせて、こういうふうな停年制を設けている、こういうことになつていくわけでございます。

○前川且君 これはあまり本質的な問題ではありませんが、あまり長く質問する気持ちはありませんが、警察はどうなんですか。警察は、私は実態を知りませんが、ずいぶん年をとつた人で勤務していらつしやる方がおられますね、停年まで。これは一体どうですか。やはり同じ階級制をきちつとやっていると申すのですが、それはどうなんですか、それと関連して。

○政府委員(戸部基男君) 警察官には、自衛隊のような法律上の定年制はございません。この階級では、一番下の階級で申しますと巡査、こちらでは二士あるは一士、いわば兵隊さんでございますけれども、この職務は、おまわりさんのほうは、たとえ駐在とかいふようなことで、一人であつてパトロールをしたり駐在の番をしたりするような職務でございます。直接演習場を走り回つたりする職務とは若干違います。経験も要り

ますので、そういうふうな六十歳あるいは五十歳でもつとめられる。自衛隊のほうには部隊を率いて部隊の激しい訓練に従事するということが主たる職務でございますので、警察官と停年制が違ふ。警察官のほうはいま申し上げましたように定年制がございまして、実質上五十歳なり六十歳でも勤務しておると、こういうふうな違いが出てきておるわけでございます。

○前川且君 いや、もうこれでいいです。一つだけ、前々から四十三歳の停年というのはいままでか、わいそうじゃないか。これは別に誤解しないでください。われわれの政治の立場を誤解しないでほしいのです。恩給までずいぶん長いじゃないか、ずいぶんこれは言われていることなんです。この点はあなたの方はどういうようにこれをやろうとしておられるのですか。今後これを固定化しようとしておられるのですか。もう少し特に下級下士官の待遇をよくして、恩給等のあれもひつつけるようにして、もつと前進されていくというお考えがあるのですか。これはこのまま固定化しようというお考えなんですか、どうですか。

○政府委員(戸部基男君) これは非常にむづかしい問題でございます。いまは昔の恩給と違ひまして年金制でございますので、一部の補助もございまして、自分でも月給から掛金を毎月かけてまして、それによつてやめたあとの年金の額がきまるといふ仕組みになっております。ですから、年金を上げようと思へば月々の掛金を上げなければならぬというので、待遇等の問題として非常にむづかしい問題を含んでおります。しかし、先ほど申し上げましたような理由で、四十三歳なり四十五歳の若年停年というものは、本人の生涯の仕事から見ますと、ある面では非常に若年でやめなければいけない、次の就職を考えなければいけないといふことで、非常に問題をやらんでおられますけれども、先ほどちょっと申し上げました人事管理のピラミッドから見まして、これを延ばしますと昇任が一へんに停滞するといふふうな問題も同時に反面でございます。そういう両方のことを

を考えて、いろいろ研究しなければならぬ。ちよつとついでに申し上げますと、数年前にそういうことを考えあわせまして、停年を下の方に引き下げて若干延ばしました。そうすると、昇任がストップしまして、内部の士気が多少沈滞したといふふうな逆効果も同時に起こつた経験もございまして。そういうこととあわせ考えまして、またいま申し上げました掛金をどうするかといふふうなこともあわせ考えまして、慎重に検討しなければならぬと思つておりますが、同時にこれを固定しなければならぬといふふうにも考えております。将来の検討問題だといふふうなことを考えております。

○前川且君 この間から自民党さんのほうの委員の方からしきりに指摘されておりましたね、日本のいろいろな原料その他の海外依存度は非常に高い。特に原油——石油の問題を非常に指摘されておりましたが、これは私も質問したいのですが、はしよりますけれども、一つだけその点で聞いておきたいのは、たとえば日本の国内で生産できないもの、これは輸入にたよるよりしかたがありませんが、一番大きな問題で、かりに海上交通がとだえてしまったような場合でも、それは石炭や、石油や、それから生ゴムとか、ニッケルとか、ボーキサイトとか、そういうようなものがとまつても、徳川時代に戻つたと思へば生きていけません。ところが、めしが食えなければ生きていけないから、一番大事なのは食糧の問題だと思ふのです。そこで、食糧の自給体制という問題について、一体防衛庁はどういうふうにお考えになつていらつしやるのか。いま政府の農業政策というのは、一体日本の食糧をどこまで自給させるかといふ基本的な計画は全然ありません。はつきり言つて、そういう農業に対する基本的な計画はないですね。毎年毎年国民の食糧というものは輸入にだんだん依存して行く。昭和三十年ごろには大体その自給度がほとんど八九%か九〇%くらいです。これは必要でないものまで押しつけられて輸入していたのがありましたから、ほとんど一〇

○%近い食糧の自給度まで上がっていったはずなんです。だんだん落ちていってしょう。そうして、農業を荒廃させて、耕作を放棄させる。たとえば麦なんかどうですか、いま農作の三分の一しか耕作していません。採算がとれないからです。米作だってそうでしょう。いま国民の食糧のエネルギーで、自給度というものは、カロリーに換算して七〇%です。あと三〇%は外国に依存している。こういう食糧政策、農業政策というものを防衛庁の立場から見るとどう判断なさるか、どのように御意見を伺っていらっしゃるか、長官からお伺いしたいと思います。

○国務大臣(増田甲子七君) 私は、食糧の輸入は相当でございます。前川さん御承知のとおり、六百万トン以上でございますが、米麦等はそうないわけでございます。たしか八一%あるいは八〇%と聞いております。つまり、人間の食糧でございます。そこで、農林省あるいは倉石農林大臣等は、まあ二%上げるといふことを目標にやっております。そうすると、八三%くらいになる。こういうことで、新しき排水、かんがい、土地改良、開拓等につきましても——一面において、工業用その他宅地用関係において農地の転換が非常に行なわれております。しかし、一面において、新しき開拓、その他排水、かんがい等をやりまして、プラスマイナスのところは六百三、四十万ヘクタールではないか、こう考えておる次第でございます。一面、人口は一年に一百万人弱ばかりふえますから、これに対処するためには、やはり八二、三%の目標のもとに、米あるいは麦、日本人の主要食糧の自給度を高めていくべきである、こう考えております。ただ、有事の際の備蓄をどう考えておるかという御質問もございましたが、そのことはいまもってまだ考えていないのでございます。

○前川且君 若干数字が違いますが、一九六五年の数字で、小麦の輸入ですね、輸入依存度は七三・七%ですね。米は一四・二%です。これは食糧の自給度が非常に低いわけですね。いま言ったの

は輸入依存度です。それから昔、水産物というのは日本は輸出国だったはずですね。つまりこれは漁業ですね。これ、いま輸入国になっている。たとえば昭和三十五年を一〇〇とすれば、四十年には六五五という割合で輸入がふえております。水産物の。昭和四十五年には六十五万トン輸入しているという状態ですね。農業が荒廃している。農民が食っていけなくなつて、土地を放棄している。しかも、政府には、農業に対するはつきりした自給政策というものが、明確な態度がない。そうして一方では、これはアメリカからの押しつけでしようけれども、どんどん小麦にしたりして四百万トンは輸入しているでしよう。そこで、その補給線を痛めつけられては困るというので防衛のあれをする——何かイタチごっこみたような感じがする。

非常に国防という点から考えておかしなことをやっていると申すのですが、やはり食糧の自給度を高めるということは、これは当然やらなければいけないことだと思ふのですが、いまの政府のやっていることは矛盾ですね、逆を行っている。その辺、長官はいま相談なさいましたが、一体どう食糧の自給度というものをほんとうに真剣に考えてやっていくというふうなお考えであるのかどうか。たとえば、備蓄なんか考えていないとおっしゃいましたけれども、これは国を守るというのは軍隊だけで守るのではありません。私どもも国を守るという考えでありますけれども、軍隊だけに依存して守るといふ気持ちはないのでありますけれども、そういう点は私どもも真剣に考えざるを得ないわけですね、その点どういふふうにお考えになつておるのですか。先ほどあまいな御答弁だつたと思いますが、もつと食糧の問題、真剣に考えなければいけないと思ふので、もう一度その点についての長官のお考えを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(増田甲子七君) 私は、長い間地方官をしておった者でございます。知事時代を通じて今日に至るまで、農林のことにつきましては特別の関心を持っておるつもりでございます。

そこで、土地改良をする、あるいは新しき基盤の造成をする、整備をするということにつきましては、特に農林省は力を入れておるわけでございます。一面において、つづれ地もございします。また去部落、離村という現象もございします。しかし農地の生産力を落とさないように、そして維持しこれを発展するように、農林省としても、現在の倉石農林大臣でございますが、八三%までは自給度を向上させたい。あと一七%、総合いたしました小麦と米は百万トンよりちょっと少ないわけでございますが、いずれも輸入いたしております。この輸入しているということは、ほんとうは恥ずかしいことでございます。輸出するほうへ向けてまいりたい。北海道における農地の造成のごときは、ことにこの十五年間目ざましいものがあると私は思っております。また、あとの三つの島における新しき農地の造成ということも非常に顕著ではないか。ただし、人口は八、九十万ずつふえますから、そこで輸入食糧にあまり依存しないでやつてまいりたい。私は、八三%でもほんとうはおもしろくない、やっぱり自給度を向上して九〇%以上にすべきものであると思つております。しかし、自衛隊の考え、あるいは事があつたときの国民の食糧ということとは、まだちょっと、恥ずかしいことでございますが、非常に前川さん御心配くださつて、私は感謝いたしておりますが、まだ政府としては考えていないのが実情でございます。

○前川且君 それでは、長官に感謝されて恥ずかしいですから、次に参りますけれども、三次防の前文には、「通常兵器による局地戦以下の侵略事態に対し、最も有効に対処しうる効率的なものを目標とする。」、こういう文章が入つたと思うのです。そこで、これもいまままで古い古きことだと思ひますが、「通常兵器による」となつておりますが、この通常兵器というものの概念といひますか、それを防衛庁どういふふうにお考えになつていらっしゃるのですか、通常兵器とはどういうものをいひますか。

○国務大臣(増田甲子七君) 細部は政府委員から補足させることを前提いたしてお答え申し上げます。

通常兵器とは在来の兵器でございます。ただ、一九四五年——昭和二十年の第二次大戦が終わりましたが、その後相当の兵器が発達をいたしております。たとえばナイキとかホークとかいふものは新しき兵器でございますが、しかし核を持たない限りにおきましてはやっぱり在来の兵器である。その後、在来型と申しまして、一九四五年でとまつたわけではございませんのでございまして、通常兵器といたしましても、在来型と申せば、私のしろうと申して、そうしてヘーグの陸戦法規等によつて禁止されてない兵器、つまりケミカルの化学兵器のことは禁止されております。細菌戦術等も禁止されております。毒ガス等も禁止されております。ダムダム弾等も禁止されております。ヘーグの陸戦法規でまだ規定してないのが核でございます。核は規定してなくても、もちろん私はヘーグの陸戦法規に触れていないと思ひます。それ以外の兵器が通常兵器であらう、こう考えておりますが、なお正確には政府委員に補足させます。

○前川且君 私もういふことはあまり知りませんが、いわゆるCBRということばがありまして、Cは化学戦、ガス処理剤、あるいはBは生物の、細菌あるいはリケッチャといふのです。Rは放射性物質兵器、CBRといふのが近代戦の兵器の一つの典型的なものであると思ひます。そうすると、通常兵器といふこの考え方の中には、いまあげたCBRといったような化学戦、生物戦、放射性物質兵器、こういったものは含まれていないといふふうには理解してよろしうございしますか。

○政府委員(島田豊君) 三次防の大綱に、「通常兵器による局地戦以下の侵略」に対処するその場合、たゞいま長官から申し上げましたように、核兵器というよりなものが当然これは残されてお

ます。C B Rということになりますけれども、たとえば毒ガスという手段によりまして攻撃を受けるあるいは細菌を使いましての攻撃を受ける、まあ放射能は、これは核兵器の關係でございまして、で別として、こういうものに對して、わが国がこれに對処する方策が全然考えられていないかどうか、これはやはり今後の問題といたしましていろいろそういう面での研究はいたさなければならぬと思うわけでございまして、まだ自衛隊ではそういう問題についての本格的な研究はいたしておらないわけでございまして、そういう意味におきまして、三次防におきましては、C B R對策というものが特に考えられておらない。

もちろん、放射能對策といたしまして、いろいろな基礎的な研究、あるいは核防護被服を使いまして、それによつて核の防護をするというふうな基礎的な教育等はやつておるわけでございまして、けれども、それに対する格段の對策というものが、そう真剣にはまだ考えられておらない。そういう意味で、まあ主として通常兵器、ここで表現しておきます通常兵器による局地戦というのは、やはり核兵器を除くのが通常兵器である、こういうふうに言えるのではないかと、いうふうに考えております。

○前川且君 あなたのいまの答弁は、初めと終わりとちよつと変わったように思いますけれどもね。初めはC B R、そういうふうなものについては考えていないという返事で、最後になると、核兵器以外に、核兵器を除くのは通常兵器だということに話がかわつたように思います。あなたの答弁、もう一ぺんはつきりしてください。あなたのあげ足をとるつもりで質問しているのではないから安心して答えてください。これはどういうことになるのですか。いま長官も通常兵器の定義でおっしゃいましたが、長官がおっしゃった中には、ヘーグの條約で規定されたもの、それから核兵器と、こういうふうに言われましたけれども、あなたはまたちよつと違う。初めは核兵器、しまいは核兵器を除くもののは全部通常兵器だと

いうふうな、いま最後にお答えになつたけれども、最初のほうは、それを全部含めて對処していないというお答えになりましたが、どうなんですか、ほんとうのはつきりした返事はどうなんですか、もう一ぺんはつきり言ってください。

○政府委員(島田豊君) わが国が通常兵器、長官が言われましたような核のみならず、ヘーグの條約によりまして禁止されておるような、そういうふうな兵器をこちらが使うということは毛頭考えておらないわけでございまして。相手方がそういう兵器を持つてわが国に侵襲してくる、攻撃してくるというふうな場合に、私が申しましたのは、核兵器に對処する對策はわが国としては現在ないわけにございまして、これはアメリカの核抑止力というものに依存するというのが一貫した考えでございまして。もし万一ヘーグ條約違反を犯しまして、毒ガスあるいは細菌というものによつて攻撃を受けた場合には、それらに對してわが国が何らの防護的な研究もやつておらないということでは困るのではないかと。したがって、もしそういうものが使われた場合に備へましての研究は行なわれなければならないというふうに思いますけれども、私が申し上げましたのは、現在の段階ではまだそういうC B R對策というものが本格的には研究せられておらない、基礎的な研究は化学学校等でもやつておりますが、本格的な研究はやられておらない、そういう意味で申し上げたわけであり

ます。

○前川且君 たとえば、自衛隊じゃ化学防護操典というのがありますか。

○政府委員(島田豊君) ございます。

○前川且君 この化学防護操典というのは、これはおそらく軍事秘密というもののじゃないと思ひます。昔の歩兵操典というのとは、軍事秘密じゃなかったと思うのです。この中にはやはり放射能防護の問題、すいぶん書かれておる、こういうふうな承つておられますが、かなり現実の問題としてこの核放射能攻撃というのか、それらに對する具体的な對処のしかたが、教育の内容で、すいぶん、たとえ

ば、いまのような操典の中にも盛られておるといふに私は聞いておるわけなんです。あるいはまた昭和三十三年に改訂増補された新隊員教程というのがありますね。各級研究會編、これは秘密じゃないで、外秘じゃないで、おそろくこれにはかなり詳しくC B R對策というものを重視されて書いてある、こういうふうな伝えられております。これはいかがなんですか。實際そういうふうなやつておるのですか、この内容は。

○政府委員(中井亮一君) ただいまのC B R對策に關係して教育の面でございまして、個々の化学剤につきましての性能であるとか、どういふふうなものであるのかというふうな基礎的な知識と、おっしゃいましたが、たとえば化学防護操典には放射能剤に對する防護と、爆発時の処置とか、爆発前の処置とか、爆発時の処置とか、爆発後の処置とか、いろいろいたつたようなそれらに對する内容が含まれておるといふことが、これは新聞等で書かれておるすね。そこで、そういう私は別にあなたのあげ足をとるわけじゃないのですから、あるならあると、はつきりおっしゃつていただきたいと思います。特に通常兵器に對する、通常兵器の何というかが、定義との關係がありまして、一体そういうことが書かれておるかどうかが、核放射能に對する對処ですね、たとえば護衛艦ですか、護衛艦は放射能のちりがきた場合には洗ひ流す装置がありますけれども、そういう話を聞いていますが、そういうことで實際に核放射能に備へて、核攻撃に備へての對策というものはかなりたんと行なわれておるのではないかと、こういうふうな思ふのです。

そこでもう一点、あなたはあまりそういうことはやつていませんと言ひましたけれども、ほんとうのことをひとつ教へてもらひたい。聞かしてもらひたい。もしそれがいまこの場で言えないのであれば、いま言った資料として化学防護操典、それから新隊員教程、これは決して秘密じゃないと

思ふのです。こういうのを資料として提出してもらえるのかどうか、これをお伺ひしておきます。

○政府委員(中井亮一君) 特別、秘密でございせんが、基礎的なそういうものを個々の隊員に教へていくという程度であつて、まだまだ不十分ではないかというふうに、先ほど防衛局長が御説明しましたように、本格的な研究にまではなかなかに至つてはいない、ただ、こういうものがございふうにきたときには、こういうふうな性能があるから、氣をつけて、こういう態度でやらなければならぬ、ということの意味において教へておる、そういうことでもあります。

○前川且君 そうすると、いまの答弁を聞きますと、やはり核攻撃に對する對処のしかたというのは、これはやはり核攻撃というものが現実にはあり得るかないかは別として、いまのこの今日の戦争ですら、核の投げ合ひということとは全面戦争になれば当然あると思ふのです。ですから、それらに對してあなたの方のほうで準備しているのは、いい悪いの、というふうな判断を私はしているのではない、またいつかそういう話をすることはあると思ひますが、きょうはそういうことをしませんが、そういう事実があるかどうかというところだけを聞いておる。あなたはいま答弁の中でやはり肯定なさりました。ただ、おそろくそれらに對するほんとうのものであるか、その辺の判断はあなたがするのではなくて、やはり国民なり國會なり政府なりが、長い目の防衛計画、あるいは外交政策等で判断してきめていくものだろうと思ふのです。そこで、やはり私は、いま資料として秘密でないとおっしゃつた、秘密ではないと思ふ、資料として國會に出してもらえないか、このことをもう一ぺんお伺ひしたいと思ひますが、どうですか。

○政府委員(中井亮一君) よく検討を部内でもさしていただきたいと思います。

○前川且君 あなたの方あまり秘密主義にして、秘密の中に閉じこもつてしまふから、何となくもや

もやした黒い雰囲気というものを感ずるようになるのです。もっとオープンに、これは自民党の方だつて賛成する方がいらつしやると思うのです。もっとオープンに本気で日本の国防をどうするか、国を守るのほうすべきか、もっとオープンにすべきだと思ふ。そういう意味で、へつり腰で、あまり秘密秘密とおつかなびつくりにならないで、出すものは出して、オープンのところ議論する、こういうふうな風習を身につけてもらいたいと思ひます。そのために、この程度のは国会に出してもらいたいと思ひます。あなた検討すると言われましたけれども、出してもらいたいと思ひます。長官いかがですか。

○国務大臣(増田甲子七君) 私はまだその操典というものを覚えておりませんから、そこで、これを見まして、そうしてヘーグの陸戦法規なんか違反して、もし局地戦でも、つまり通常兵器と私は見ていないのです。この関係は私とちよつと違ふかも知れませんが、つまり使つてからさるものから、毒ガスとか、細菌とか、その他化学兵器とか、火炎放射器まではいいのだそうですが、それ以上のもに對する対処のしかた等を化学学校等においては研究しておるし、何か操典というのは、いま教育局長が言つたんですからあるでしょうけれども、私が見まして、指揮者として、責任者として見まして、別段秘密主義じゃございませ

ん。ただ、やっぱり自衛隊というものは一種の實力としての威力を発揮せんなりませんから、そういう意味で発表できないということもございませう。ということを前川さんにお答えいたしておきます。

○前川且君 現実にはそういったような核攻撃に對する対処、たとえば使つてはいけない毒ガスなんか、いわゆるヘーグの条約で禁止されております。これは第二次大戦のときでも、どこでも使ひませんでしたね。使つてはいけない。こちらには使ひない決心をしてたのですが、防衛面なんか配置してたのです。対処してたわけですね。その対処することがいいとか悪いとかという判断をき

うしようと思つていないし、そういうことをとかく言うほど子供っぽい議論をしたいと思はないのです。私は、ですから、そういう点はあればあるとして出してもらいたい、こういうふうな思ひます。

それから、これは戦略的といひますが、一体、日本に核攻撃を加えられる危険性ははたしてあるのかどうか、どういふ場合に核攻撃が加えられるのか、そのような判断をやはり皆さん方検討なさつておられるのです。どういふ状態のときに核攻撃を加えられる危険性がある、こういうことをどういふふうな討議されたのか、やはり討議されておられると思ひます。討議されていらないとすれば、これはやはり国民に對して無責任だと思ひます。これはどう考えます。どういふ場合に、どういふ条件のときに日本には通常兵器によらない、それ以上の核攻撃を受ける可能性があるか、その点どういふふうな判断なさつていらつしやいますか。

○国務大臣(増田甲子七君) これは増田個人としての考えになるかも知れませんが、私は日本が最

小限度の自衛力しかない、そして出動部隊として働く場合には、原則として正当防衛あるいは緊急避難の範囲しか――まあその精神にのつてて武器を使用するだけでございます。こういうふうな国が大量の核攻撃を受けるとは私は思つておりません。それから米ソの関係において大量の核攻撃があるかどうか。これは各種誌等に出た知識しか持つておりませんが、一応もし東西の陣営で起きても、また報復的の核の大爆撃をやつて相手方をせん滅せしめるなどということを用意はしてあるやうでございます。そうしてみると、結局これは人類が絶滅されてしまふ、あるいは残つた人類でも不具者のみである。不具者というのは何も手足がない者のみではない、遺伝的素質を持つた者ということになると、毛沢東の、これは別に中共を仮想敵国として言うわけじゃございませ

んから、増田個人が言つておられるとおわかり願ひたいと思ひますが、三億人死んでも、残つた三億人で

理想的な共產主義國家をつくれといふたやうな発言は、ちよつと精神状態がおかしくはないかといふことをフルシチョフが言ひまして、そのときからこれは平和共存の政策をソ連はとるようになった。(人のことじゃだめだ、自分のことを言え)と呼ぶ者あり。増田の話をだんだんお聞きください。そういうふうなことから中ソの論争が起きてきたと私は思つております。でございませうから、一九七〇年代の後半に有効に水爆等を運搬し得る手段がたとえ中共において開発されましても、私は大量の核兵器を使う戦いといふものは、まず広島、長崎が終わりであらう、広島、長崎をもつて終わりとするといふのが私の見解であります。(時間、時間)と呼ぶ者あり)

○前川且君 時間、時間といふやうに非常に強いので、時間がきたかと思ひますが、少し急いで

しよつていきたいと思ひます。

聞いておきたいことがもう一つ、二つありますから伺ひますが、核攻撃といふものが加えられる可能性といふのはほとんどないんだ、これはもうどんな場合でも可能性といふものがゼロということとあり得ないでしようが、いまの判断ではほとんどゼロに近いといふふうに私伺つております。それじゃ局地戦以下の侵略といふもので、この想定されている通常兵器による局地戦以下の侵略、これは一体どういふことを想定したものでしょうか。もちろん、こうはつきり三次防に臨んで、通常兵器による局地戦以下の侵略に對し、最も有効に對処し得る、こういうのはつきりした線をお打ち出しになつておられるからには、局地戦以下の侵略といふものはどういふものだ、どういふ危険性が現実にある得るのだというプランといふか、あるいは判断といふものがなされておられるはずで、それがなしたとらきわめて無責任ですね。そこでどういふふうにはこれは考えればいいのか、御見解を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(増田甲子七君) いろいろな場合を考へられないわけではございませうが、侵略者といふものが四つあるといふやうなことも前に稲葉さん

に申し上げております。その侵略者が四つ仮定される、しかしながら、私どもは仮想敵国といふことも言わないし、考へていませんし、またそういうことばを使用もいたしていません。中ソ友好条約には日本が云々と書いてございませう。日本が武力行使をした場合には双方に對する共同の敵と認める云々といふことが書いてございませう。日本は条約はおるか、われわれの計画等におきましてはそういうことは考へません。対象国といふことも考へないわけではございませう。対象国といふことがございませうが、私が嚴重に命令をいたしまして、対象国といふことばを使うなといふことを言つたのは約二ヶ月前でございませう。自後、対象国といふことばもいけません。しかしながら、無防備でよろしいか。私どもは無防備でよろしいと思つておりませんのでございませう。通常兵器による侵略といふものが極東にもございませうし、また中近東にもあるわけではございませう。で、いろいろなああいふ場合には、日本の自衛隊といふ実力部隊がございまして、一億国民の平和を守り、生命、身体、財産、幸福を守ることが必要である。こう来た場合には、こゝろ、あまたの場合にはこうと云つて、四十六都道府県のことの具体的な想定といふことは言ひかねるわけ

でございます。

○前川且君 地続きに國境のある國は確かに國境紛争なり、そういう一部から流れ込んでくるということがあるかと思ひますが、地続きの國境というものが日本にはありませんね。そうなるべくと、いわゆる局地戦以下の侵略といふものを想定した場合に、これは舟艇か何かで船団組んで敵前上陸してくるというこゝろしか考へられませうね。トンネル掘つてくるわけじゃないから。それだけの船団を組む能力、それを護衛してくる能力、それからそれだけの兵員、日本を全部占領し得る兵員。たいへんな数でせう。それだけを全部有効に日本に持つてくるだけの総合戦力を持つた國がア

○**国務大臣**(**埴田甲子三**君) そのとれりのことな
私は今国会におきまして衆議院、参議院において
はしばしば言明いたした次第でございます。
○**前川且君** それでは政府、国会、あるいは政治
に対していわゆる自衛隊も含めて民主国家におけ

る軍隊というものは中立であるということ、これは基本的にシビリアン・コントロール、シビル・コントロールから私は出てくる結論だと思ふのです。中立である。たとえばイギリスにおいても労働党が政権をとろうと保守党がとろうと軍隊はそれに関与しない、時の合法的に成立した、合法的に国民の支持を得て成立した政府に対してその軍隊は中立である、つまり政治に中立であるということがシビリアン・コントロール、シビル・コントロールの非常に大事な側面ではないかと思ふますが、日本においてもそういうふうにお考えになりますか。ちよつとつけ加えますが、この論文の中にはちゃんとそういうことを門叶さん書いていらっしゃるわけですね。いかがですか。

○国務大臣(増田甲子七君) そこが大切なことでございまして、合法的に成立した政府、国会の指示を受ける、こういうことでございまして。

○前川且君 合法的にということばにいろいろ問題があると思ふますが、選挙という民主的な手段を通じて、国民の意思として、しかも法律に基づいた選挙という、いまの憲法のもとにおける法律に従つての選挙に基づいて多数をもって国民の支持を受けてきた政府、これはどこの政府であらうとも、たとえばそれがいわゆる革新政党といわれる政党であらうとも、これは軍隊——失礼しました。自衛隊は本質的に中立であるんだ、これがやはりシビリアンあるいはシビル・コントロールの本質であるのだ、民主主義国家における自衛隊のあり方というものは本質的にそんなんだというふうに理解してよろしうございませうか。

○国務大臣(増田甲子七君) よく政治的に中立中立とおっしゃいますけれども、政治に優先される、政治のコントロールを受ける、こういうふうにかけるわけでございます。そこで、政治というものには、国会、行政、司法とございしますが、いずれも合法的に存在しておるものでなければいけないと思ふます。そういうものから指示を受けて動くのが自衛隊の実態である。何か国家から離れた横の特別な中立なものではない。よく政

治に中立中立とおっしゃいまするが、前川さんと、その点は私は大体合意が成り立つておるよりに思ふますが、合法的、合法的に成立したとおる政府、政府といへば、大きい意味でいへば、三権が一緒になったものが政府であります。小さい意味では、行政府、それから立法府、司法府それの——司法府といふものは自衛隊を別に統轄はしてないと思ふますが、私はこれは、この点は明確にする必要があると思ふますので、しばらく御猶予をお願いしたいと思います。

○前川且君 最後にしめくりを申し上げます。「えらいもんだ、社会党の締めくくりなんだらうね」と呼ぶ者あり私の締めくくりでございます。長官、私はなぜこういうことをシビル・コントロールと関連さしてくだと云つてゐるかと、最近のいろいろなアンケート、あるいは自衛隊の隊員のアンケートですね、そういうのがぼつぼついろいろな雑誌などに出ておりますが、その中に、いま一つの憂うべき傾向として、こういう問題をアンケートされておる。合法的に革新政党が政権をとったときにはそれに従いますか、あるいは革命政党がその政権を合法的な手段でとったときには従いますか、こういうアンケートが出された場合に、それに従わないという、これは個人の意見で、いろいろ自由ですから、それがいい悪いは別にして、ふえていくという傾向が最近のアンケートに出ていくというのを私は非常に憂えてゐるわけですね。そういうことがだんだんと、この武装集団というものが次第次第に大きくなつて、みずからの政治的な目標、目的を持って動き出すということが、もし、そういうことが万一にでもあれば、再び、もう一ぺんわれわれは苦い経験をしなければいけないのじゃないか。そこで、シビル・コントロールというものをうんとしっかりとやっておいてもらいたいということですね。そうして、やはりシビル・コントロールというものが確立されておれば、合法的な手段で、全国的な基盤で、多数によって支持されて得た政府が、政

党が合法的に、合憲的に政府をつくつた場合には、これはやはりそのコントロールに従うべきだといふ、この基本的な考えをやはり一本通してもらいたいといふことを私は申し上げたいのです。その点について御見解いかがですか。これは最後の質問です。石原さん、がまんしてください、大事なことであります。

○国務大臣(増田甲子七君) あくまで合憲的、合法的といふところに、ことに合憲的といふところに力を入れておっしゃつていただきたいと思ふます。そういう政府ならば従うべきでしよう。

○前川且君 よく、はつきり聞かえませんでした、が、どういう意味でいまそういうふうな長官、合憲といふところに力を入れて言われたのか知りませんが、日本の憲法のもとで、憲法に従つてつくられた日本の法律のもとで、しかも、暴力とか、いわゆる武力蜂起とか、そういった日本の憲法を否定するような方法によらない合法的な手段で国民の支持を得て政府をつくる、つまり政権がその場合に動きまゐる。かりにいまのそういう場合でも、やはりこれはそれに従つていくのだ、その新しい政府に忠実であるのだ、これがやはり私は、シビル・コントロールの基本的な問題ではないかと思ふのですが、その点を私は聞きかたつたので、おっしゃつていただきたいと思ふのです。

○国務大臣(増田甲子七君) なかなかむずかしい問題で、合憲的といふところに特に力を入れていただきたいといふのは、あなたがちよつとおっしゃいましたけれども、革命政党云々、これが暴力革命政党といふことになりまして、国民のコンセンサスが私はないと思ふのです。だから、暴力があるのとして、私はマルクス主義的、お互いの講釈になると長くなりますからやめますが、とにかくそういうようなことではないといふことは、お互いが自由を尊重する民主主義の政府には従う——自由を尊重する民主主義の政府には従う、もう一ぺん申します。自由を尊重する民主主義の政府には従う、こ

ういう意味のものが自衛隊の姿でございます。

○前川且君 それじゃ長官、時間がきたといふこともうやかましうございませうから、これでやめますが、いまの問題は非常に問題をやらんでいと思ふますが、そこで別の機会をつくつていただいて、また国会の中で十分に議論をさせていただきたいと思ふます。そこで、たいへん圧力がかけておりますので私の質問を終わります。

○委員長(豊田雅孝君) この際、委員の異動について報告いたします。
鬼木勝利君が辞任され、その補欠として鈴木一弘君が選任されました。

○多田省吾君 この前、日本海で日米合同演習が行なわれたわけですね。で、二回にわたつてソ連の駆逐艦と接触事故を起こしたわけでございますけれども、今度は米韓日の合同演習が行なわれることに聞いておりますけれども、どうでしょうか。

○政府委員(中井亮一君) 去る六月の下旬に出発しました遠洋航海の部隊がいまカナダにちよつと到着しております。

○多田省吾君 そうじゃない、米韓日について言つてゐる。

○政府委員(中井亮一君) それはありません。

○多田省吾君 米韓日の合同演習が行なわれない理由は。

○国務大臣(増田甲子七君) 日本と韓国とは共同防衛でも何でもございせんから、合同訓練するということは絶対にないわけでございます。
○多田省吾君 今度、きょうの新聞によりますと、「カナダのエスカイモルトを訪れている海上自衛隊練習艦隊四隻は、十九日午前九時半、(日本時間二十日午前一時半)からエスカイモルトの海上で行なわれた日米加三国の合同観艦式に参加した。海上自衛隊の護衛艦が外国との合同観艦式に参加したのは戦後初めてで、日本のほかアメリカ、カナダ合わせて二十五隻の駆逐艦を中心とし

た軍艦が参加した。観艦式は、カナダのジョージ・ピックス副総督の観閲を受け、午前十一時終了した。このようになっております。米韓日の合同演習が行なわれない理由は、日本と韓国には条約がない、こういう防衛庁長官の答弁でございます。日本とカナダは条約がないわけでは、参加してこういう観艦式に、事実であるならば、参加したとするならば、これは大きな問題だと思ひますが、ほんとうですか。

○政府委員(中井亮一君) 先ほど言い間違えました。カナダの件でございましたならば、親善の意味をかねて遠洋航海の部隊がカナダにちよつと参つております。たいへん儀礼的な観艦式が、ちよつとカナダの建国百年祭でございまして、向こうで催されるということがございまして、招待を受けてそこへ出席をして観艦式に参加をした、こういうことでございまして。

○多田省吾君 儀礼的のことを言いましたけれども、この合同観艦式に参加したのは戦後初めてですね。いままでは全然招待されていなかったのですか。

○政府委員(中井亮一君) 先ほど御説明しましたように、建国百年祭でございまして、初めてでございます。

○多田省吾君 カナダは初めてらしい。そのほかの国は全然そういう招待を受けていなかったのですか。

○政府委員(中井亮一君) その意味がどうもよくわからないのでございますけれども、どういふこととでございますか。

○多田省吾君 ですから、日米以外の合同観艦式に、とにかく日本の海上自衛隊が外国のいづる艦隊と一緒に行動をとにしたというものは、日米以外には今回が最初なわけです。あなたは儀礼的な意味で参加したとおっしゃる。招待をされて参加したとおっしゃる。それでは韓国とかアメリカ以外の諸国から自衛隊の練習艦隊等がこういう観艦式等に参加を招待されたことはないのかと聞いている。

○政府委員(中井亮一君) 前に南米のはうに遠洋航海に参りました際に、アルゼンチンと一緒に行動をしたことがございます。

○多田省吾君 それは観艦式ですか。一緒に行動したというのはどういう意味ですか。合同演習でもしたのですか。

○政府委員(中井亮一君) たいへん儀礼的に行動をとにしたと言つて誤解されるわけですが、一緒に並んで走つたということ。(笑)

○多田省吾君 防衛庁長官に伺いますけれども、並んで走つたという例、あるいは合同観艦式に参加したという例、これは防衛庁長官は知つておりましてそれを許可したのですか。

○国務大臣(増田甲子七君) 百年祭であるから何かあるかもしれないということはあらかじめ聞いておりました。そこで、国際儀礼として当然なし得ることでございましてから仲間に加つた、そうして並んでお祭りみたいなことをした、こういうことでございまして。

○多田省吾君 ですから、防衛庁長官はそれはあらかじめ知つていて許可をしたのか。

○国務大臣(増田甲子七君) 向こうへ行つたときに、招待を受けたならば、してもいいぞ、というようならあらかじめ含みはしております。ただ、許可、認可といったような、そういうようなむずかしいことでなしに、お祭りでございますから、カナダへ行つてから初めて招待があつたようでございます。招待があるかもしれないということ、六月二十六日に日本を立ちました、練習艦隊司令官は私に言つておりました、それならば仲間に入つてお祭りを一緒にやつたらよからう、せつかくの建国百年祭のおめでたい日であるから、ということを私は申し上げております。

○多田省吾君 それでは今後韓国等からそういった儀礼的な意味で参加を求められた場合、フィリピンでもいい、またオーストラリアとかニュージーランドとか、あるいはそういった国々で求められたら、そういった参加をさらに許しますか。

○国務大臣(増田甲子七君) 紛争を起こしているような国とはなるべく遠慮したいと思ひますが、この次にはヨーロッパに行くというのが練習艦隊の計画になっております。そこで、ヨーロッパ諸国等におきまして招待を受けた場合に、ノーと言ふ必要も私はないと思ふ。そんなに心を狭くする必要はないと考えておる次第でございます。

○多田省吾君 韓国から求められた場合には、韓国はいま紛争なんか起こしてないと思ひますけれども、許しますか。

○国務大臣(増田甲子七君) 韓国のことは慎重に考慮しなければならぬと思つております。

○多田省吾君 カナダに許して韓国に許さないという根拠はどうですか。

○国務大臣(増田甲子七君) 許す許さぬということではないので、こゝへ行つて招待があるかもしれないという話があつたから、私は包括的によろうと言つたのです。そこで、韓国とカナダ——カナダのときには慎重考慮しないで、韓国の場合には慎重考慮する差異というのは、常識上やはり多少あるのじゃないかと思ひます。

○多田省吾君 私が常識がないのかどうかわかりませんが、それはどういふ差別があるのですか、カナダと韓国。あなたはさつき、紛争を起こしている国には慎重考慮して参加しないとおっしゃつておる。カナダにそれでは許して、韓国に行つた場合に、現地の状況で参加をしてもよろしいという許可は与えないとおっしゃる。その差別はどうなんですか。

○国務大臣(増田甲子七君) 仮定のことではない。聞かれても困るのですが、まだ韓国から招待があつたこともございせんし、そのときには、もしあれば慎重に考慮しよう、こういうわけでございます。

○多田省吾君 それじゃ、カナダの場合に慎重考慮しないで、韓国の場合に慎重考慮するという差別はどこから出ておりますか。

○国務大臣(増田甲子七君) 常識でございます。

○多田省吾君 聞こえませぬ。

○国務大臣(増田甲子七君) 常識でございます。

○多田省吾君 どういう常識ですか。その根拠をおしやつてください。

○国務大臣(増田甲子七君) 常識は、社会通念でございます。

○多田省吾君 それじゃ、カナダと韓国の場合はどういふ差別があるかというところをお尋ねしておるのです。差別的根拠をお尋ねしておるのです。

○国務大臣(増田甲子七君) まだそのときになつてみなければわからないから、そのときには慎重に考慮しようというわけで、行くと行かぬとも言つていないわけです。大体韓国から招待状も何も来ないのですから。

○多田省吾君 それはおかしいと思ひます。先ほど、紛争を起こしている国とは慎重にかまへるとおっしゃつた。それで、韓国といふは紛争してない。そしてその次はあなたは、常識とおっしゃつた。私はそのカナダだつて参加してくれという招待は来ていなかったのではありません。そして現地の状況を見て判断しないという通達をあなたは出したとおっしゃる。韓国の場合だつて、いふどこでそういう姿になるかわかりません。その違いはどうなんですか。

○国務大臣(増田甲子七君) まず韓国と南ベトナムあたりから招待があつても、慎重にしたほうが私はいいと思ひます。

○多田省吾君 ですから、どういふ意味ですか、それは。

○国務大臣(増田甲子七君) そこが多田さん、常識でございます。

○多田省吾君 ですから、少しはその韓国との間にまずい点があるとか、紛争を起こしやすいとか、カナダと違ふ点があるでしょう。でなかったら、同じような状況の国だつたら同じような許可を与えるべきじゃないですか。

○国務大臣(増田甲子七君) 日米合同訓練というのは、安保条約によつて当然やれることでございまして、日本海でやつたわけでございますが、

それでも接触事故が二度もあったわけでございます。日韓という関係は安保条約はないわけでございます。米韓はございませうけれども——でございませうから、翌々日に米韓の間で合同訓練があったようでございますが、こちらは直ちに大湊のほうに帰ったようなわけでございまして、でございませうから、やはり常識を働かして繊細なる配慮が必要である、こう考えております。

○多田省吾君 カナダと韓国と聞いて、違いを。韓国とカナダと。

○國務大臣(増田甲子七君) それだけの違いがあるでしよう。

○多田省吾君 アメリカとカナダは合同演習をやつてないとは言えないのじゃないですか。アメリカと韓国だって合同演習をやつていますよ。同じ状況じゃないですか。じゃ、なぜアメリカとカナダの合同観艦式には参加して、韓国の観艦式等には参加しない、そういう理由は、その根拠はどうですか。

○國務大臣(増田甲子七君) 根拠は常識でございます。

○多田省吾君 まあ時間もありませんので、私はこういつた米加合同観艦式に初めて参加した。聞くところによると、アルゼンチンとも並んで走つたということでありませうけれども、アジア、太平洋条約でもできたんじゃないかと、こう一瞬思つたんですけれどもね、海上自衛隊が、自衛隊があるいは軍隊かという激しい論争があるさなかに、こういつたアメリカと日本はそれは日米安保条約がありませうけれども、安保条約のない国の合同観艦式にも参加するということは私は好ましくないと思つております。防衛庁長官はこれは好ましいことだと思つていらつしやるんですか。

○國務大臣(増田甲子七君) 私は国際儀礼上上げつこうだと思つております。

○多田省吾君 それでは、今度はヨーロッパ等に行つたときはですね、ベトナム、韓国と違つて、当然こういつた合同観艦式等には参加すると、そういう明言できますか。

○國務大臣(増田甲子七君) まず中近東あたりは遠慮したいと思つております。

○多田省吾君 じゃあ、どういふ国と、参加するんですか。

○國務大臣(増田甲子七君) そのときそのときできめたいと思つております。

○多田省吾君 時間もありませんので次に移りたいと思つていますが、いままでさんざん論議されましたけれども、中共の水爆実験というものは、水爆開発というものは非常に予想よりも早まつていふところ常識だと思つております。アメリカは七年、ソ連は四年ちよつとですか、中共は二年七ヵ月ほどで大体水爆まで行つておるわけですね。で、防衛庁長官として、マクナマラ長官等もその予想については言つておられますけれども、予想よりも早いのか、それとも予想どおりなのかお答え願ひたいです。

○國務大臣(増田甲子七君) こまかいことは防衛局長から答弁させますが、大体において予想どおりでございます。

○多田省吾君 中共の水爆等の脅威というものに對して、または今後の中距離弾道弾あるいはICBMも開発が早いんじゃないか。マクナマラ長官の予想よりも、アメリカのある安全保障調査会の信頼すべき情報によると、もう八年と言わず五年でICBMの体制を整える、あるいは今年じやうにMRBMも開発できるだらうというやうなことを言つておるわけですね。その水爆の脅威というもののに對して日本はどういふ防衛対策をとられようとしておるのかお答え願ひます。

○國務大臣(増田甲子七君) 核兵器を使って侵略者があるといひましたけれども、アメリカの核抑止力によりまして核兵器による侵略はないと、ないやうにしておるのが日米安保体制である、こう考へておる次第でございます。

○多田省吾君 アメリカの核抑止力というものは、具体的に簡単でよろしいですから、どういふものがございませうか。

○國務大臣(増田甲子七君) こまかいことは防衛局長からお答えさせますが、ボラリスが四十一隻、それが一メガトンずつのが十六隻ある。ですから、四十一隻に十六隻をかければ数が出てきます。六百何発でございます。それからミニットマンあるいはタイタンというのが残つておるのかもしれませんが、そういうものがICBMです。ね——IRBM、MRBMのことはよくわかりませんが、これは局長から補足いたさせますが、千数百発あつて、ソ連には三百発余りと、こゝういふやうに聞いております。

○多田省吾君 沖縄の核基地、いわゆるABM基地は核抑止力になり得ると考えますか。

○國務大臣(増田甲子七君) ある程度なり得ます。

○多田省吾君 今度マクナマラ長官が一月二十三日の議会に對する報告書でも詳しく言つておられますけれども、まあ一九六四年公開されたガロッシュ・ミサイルを使用してモスクワ上空に對する弾道弾防衛組織ABMを建設しつゝあるやうである、ソ連の他の地方でも別の防衛組織を展開しておる云々と、こゝう言つておるのですね。そしてABMに對する研究というものはアメリカでも相当進んでおると思つて。最近また中共の水爆に對するABMとして、ソ連がABMを展開する場合に二百億ドルから二百五十億ドルもかかるだらう。しかし、中共の水爆に對するABMというものは三十五億ドルくらいで済むだらう。もしそういう核戦争が始まつた場合、アメリカが中共のICBMによつて、たとえ一千万人死ぬやうな場合があつても、もしABMが備えてあればゼロにすることができるといふ見解を発表しまして、そうして相当、特に中共に對するABMを展開しようといふやうな研究、また来年も国防白書等においてはその當然さういつた案になるのではないかと考へられておりますけれども、防衛庁長官はどう考へられますか。

○政府委員(島田豊君) 現在アメリカにおきましては、御承知のとおり、ABMの研究開発をやつておるわけでございますけれども、まだこれを現実に展開するといふところまで至つておりません。と申しますのは、やはりABMシステムを設置いたしまして、さらにそれを浸透していくための補助手段というものが一そつ開発されなければ、ABMの効果というものは必ずしも十分でないといふこともありますし、これの開発にはたいへん巨額な金と長年月がかかるわけでございますので、アメリカにおいてもまだ踏み切つておらないやうな状況でございます。したがつて、まあわが国としてもこれについて非常に関心は持つておるわけでございますけれども、まだ具体的に検討するといふふうな段階には至つておらないのでございませう。

○多田省吾君 防衛局長はそんなことおっしゃいますけれども、いま申しましたやうに、対中共のABMは三十五億ドルで済むから、さつそく展開しようじゃないか、そういう世論は相当起きております。また、フォーチュンの六月号、スタンフォード大学でも相当研究されておる、また、最近では潜水艦にABMをつける、二隻の潜水艦のうち一隻にはレーダー装置、一隻にはミサイル発射装置というものをにつけて、ABMを今度領海外においても展開できるといふことで、もしアメリカや西ドイツで希望すれば展開してもいいというやうな報道もなされておるわけですね。で、ABMは金がかかるし、将来のことなんだといふのは、これはずつと前の話であつて、いまは費用対効果比についても昔の一對百から一對十、一對四、一對一まで来ているといふやうな研究もなされておる。そういう状況で、ABMはまだ遠い将来のことだ、そういう簡単な考へでよろしいのですか、どうですか。

○政府委員(島田豊君) いろいろ私もそういう新聞の報道等は注目いたしておりますけれども、また現実にはこれがどういふやうな計画のもとにどの程度のテンポで行なわれるかといふことについては、詳細は承知いたしておらないのでございませう。ただ、いろいろ関心を持つて勉強はいた

やつておるわけでございますけれども、まだこれを現実に展開するといふところまで至つておりません。と申しますのは、やはりABMシステムを設置いたしまして、さらにそれを浸透していくための補助手段というものが一そつ開発されなければ、ABMの効果というものは必ずしも十分でないといふこともありますし、これの開発にはたいへん巨額な金と長年月がかかるわけでございますので、アメリカにおいてもまだ踏み切つておらないやうな状況でございます。したがつて、まあわが国としてもこれについて非常に関心は持つておるわけでございますけれども、まだ具体的に検討するといふふうな段階には至つておらないのでございませう。

○多田省吾君 防衛局長はそんなことおっしゃいますけれども、いま申しましたやうに、対中共のABMは三十五億ドルで済むから、さつそく展開しようじゃないか、そういう世論は相当起きております。また、フォーチュンの六月号、スタンフォード大学でも相当研究されておる、また、最近では潜水艦にABMをつける、二隻の潜水艦のうち一隻にはレーダー装置、一隻にはミサイル発射装置というものをにつけて、ABMを今度領海外においても展開できるといふことで、もしアメリカや西ドイツで希望すれば展開してもいいというやうな報道もなされておるわけですね。で、ABMは金がかかるし、将来のことなんだといふのは、これはずつと前の話であつて、いまは費用対効果比についても昔の一對百から一對十、一對四、一對一まで来ているといふやうな研究もなされておる。そういう状況で、ABMはまだ遠い将来のことだ、そういう簡単な考へでよろしいのですか、どうですか。

○政府委員(島田豊君) いろいろ私もそういう新聞の報道等は注目いたしておりますけれども、また現実にはこれがどういふやうな計画のもとにどの程度のテンポで行なわれるかといふことについては、詳細は承知いたしておらないのでございませう。ただ、いろいろ関心を持つて勉強はいた

やつておるわけでございますけれども、まだこれを現実に展開するといふところまで至つておりません。と申しますのは、やはりABMシステムを設置いたしまして、さらにそれを浸透していくための補助手段というものが一そつ開発されなければ、ABMの効果というものは必ずしも十分でないといふこともありますし、これの開発にはたいへん巨額な金と長年月がかかるわけでございますので、アメリカにおいてもまだ踏み切つておらないやうな状況でございます。したがつて、まあわが国としてもこれについて非常に関心は持つておるわけでございますけれども、まだ具体的に検討するといふふうな段階には至つておらないのでございませう。

○多田省吾君 防衛局長はそんなことおっしゃいますけれども、いま申しましたやうに、対中共のABMは三十五億ドルで済むから、さつそく展開しようじゃないか、そういう世論は相当起きております。また、フォーチュンの六月号、スタンフォード大学でも相当研究されておる、また、最近では潜水艦にABMをつける、二隻の潜水艦のうち一隻にはレーダー装置、一隻にはミサイル発射装置というものをにつけて、ABMを今度領海外においても展開できるといふことで、もしアメリカや西ドイツで希望すれば展開してもいいというやうな報道もなされておるわけですね。で、ABMは金がかかるし、将来のことなんだといふのは、これはずつと前の話であつて、いまは費用対効果比についても昔の一對百から一對十、一對四、一對一まで来ているといふやうな研究もなされておる。そういう状況で、ABMはまだ遠い将来のことだ、そういう簡単な考へでよろしいのですか、どうですか。

○政府委員(島田豊君) いろいろ私もそういう新聞の報道等は注目いたしておりますけれども、また現実にはこれがどういふやうな計画のもとにどの程度のテンポで行なわれるかといふことについては、詳細は承知いたしておらないのでございませう。ただ、いろいろ関心を持つて勉強はいた

やつておるわけでございますけれども、まだこれを現実に展開するといふところまで至つておりません。と申しますのは、やはりABMシステムを設置いたしまして、さらにそれを浸透していくための補助手段というものが一そつ開発されなければ、ABMの効果というものは必ずしも十分でないといふこともありますし、これの開発にはたいへん巨額な金と長年月がかかるわけでございますので、アメリカにおいてもまだ踏み切つておらないやうな状況でございます。したがつて、まあわが国としてもこれについて非常に関心は持つておるわけでございますけれども、まだ具体的に検討するといふふうな段階には至つておらないのでございませう。

しております。

○多田省吾君 ソ連も対中共のABMというものを
つくるような雰囲気にあるといわれております。
アメリカ、ソ連が対中共のABMをつくつて、
そのついでにそれぞれアメリカないしソ連に
対抗するABMをもつてくるならば、ここで恐怖
の均衡というものが全部破れてしまつて、そうし
て核戦争の脅威というものが増大すると思つて
います。ですから、そういったABMの研究というものが、
防衛研究所からでもアメリカに行つて、いろ
いろそういう研究を携えてきている人がいるので
はないですか、どうなんですか。

○政府委員(島田豊君) いろいろな人がアメリカ
にも行きますので、その間にそういう情報につ
いていろいろ勉強してくることはあると思つて
いますけれども、防衛庁として特にそういう目的
で派遣をしている、また、それを正式に研究をする
というふうな段階ではございません。

○多田省吾君 私はそういうお答えは非常に危険
だと思つております。もしABMが開発されたとす
れば、近い将来そういった組織ができるとすれば、
たちまち日米安保条約の、いま長官がおつしや
つたような核防止力なんというものは粉砕され
てしまふ。

もう一つお聞きしますけれども、この前の日米
の事務官会議というふうなものは、東京やある
いは伊豆でやりましたけれども、そういうところ
で、そういった領海外における潜水艦に積んだ
ABMのことについて話し合ひは全然ありません
でしたか。

○政府委員(島田豊君) そういう話があつたとい
うことは、私、承知しております。

○多田省吾君 そういつたABMの開発がもし進
むならば、日米安保条約の核防止力というものは
一時に粉砕されてしまふ、なくなつてしまふ
と、そういう観点から、私は早い機会に、たと
えば朝鮮國連軍を撤退させるとか、あるいは中
共早く國連あるいは核防条約等に参加させて、そ
して、中共やソ連を含めた核軍縮会議というものが

早速に開かれなければならないと、そして、國連中
心の安保体制というものを早くつくつていくよう
な世論を巻き起こさなければならぬと、このよ
うに考えておられるわけですか。長官はどのように考
へますか。

○國務大臣(増田甲子七君) 多田さんの御意見に
賛成でございます。

○多田省吾君 そうしますと、もう私が申しまし
たように、日米安保条約の核抑止力というものは
早晩なくなるときが来るということもお認めで
すね、さつきそのように私言つたんですから。

○國務大臣(増田甲子七君) そこは認めません。
○多田省吾君 じゃあ、話が一致しないじゃない
ですか。私は、そういう事態があるからこそ、日
米安保条約に遠い将来まで依存せず、そして國連
中心の、いわゆる四十三条による國連警察軍とい
うようなものを世界の世論を結集して早くつくつ
て、そして、核軍縮あるいは世界の平和をつくつ
ていかなければならぬと、そのように私は述べ
たわけなんです。それに対して防衛庁長官は賛成だ
とおつしやいましたから、これは日米安保条約の核
抑止力にもそう将来たよれないと、そういう意
味でお答えになったのだとこちらは思つたわけな
んです。どうなんですか。

○國務大臣(増田甲子七君) 米の核抑止力には私
どもは信頼いたしているものであります。しかし
ながら、あなたのおつしやつたとおり、あとのほ
うの、つまり核拡散防止条約とかあるいは核の製
造、保有、持ち込み等を有効に管理し得るような
國際的機構ができまして、しかも、お互いの國へ
監視に行くというふうな、あのワシントン条約の
ときのようにお互いの國へ監視に来ると、そうし
て軍艦を廃棄するなら廃棄すると、こういうよう
なところまで徹底した國際的な警察軍的な組織が
できれば、私はその点は恒久平和を願う者として
は賛成でございます。しかしながら、現実面とい
はしましては、この自衛隊は必要でございまして
し、また、米國の核抑止力も必要だと思つており
ます。私はまあしろうとでございしますが、モス

コーあるいはワシントンその他にABMの施設が
展開されましても、絶対的に有効なものだとはま
だ考へていないのであります。むしろ、ABMを
有効に展開するためには國力を消耗して困るとい
う悲鳴のことばが、モスコのほうへマクナマ
ラのほうから伝えられて、それに対してまだ交
渉中である、こういうふうな考へておられる次第で
ございまして、理想とするところはあなたと一致し
ていると、こういうわけでございます。

○多田省吾君 ですから、私は新しい問題を提起
しましてですね、アメリカのスタンフォード大学
あるいはニューヨーク・タイムズにも出ましたけ
れども、費用対効果比がもう一対一、攻撃用のミ
サイルとはほとんど同じようなABMがつくれるよ
うな經濟的な条件がそろいつつある。だから、そ
ういう研究を私も申し上げまして、それからもう
一つは、対中共に対するABM、三十五億ドルで
済むから、それは早晩につくらなければならぬ
と、もうアメリカの世論が伝えている。そういう
新しい条件のもとで、私はお伺ひしたのである。で
すから、長官のおつしやるような、經濟的に間に
合わないとか、効果がないうとか、そういう段階は
もう過ぎておるんじゃないか、かように私は申し
上げた。この点はどうか。

○國務大臣(増田甲子七君) よく知らないと言つ
たほうが適當でございます。ただ、雑誌、新聞等
に出ておる状況におきましては、政府委員が答え
たと思ひますが、スパルタンとかあるいはスプ
リントとかいうものがございましてけれども、それ
に対して、こちらのほうからまた模範的なものを
送つてやつて、攻撃せんとする側が、それであ
る本物をやるといふようなこともありまして、
そう幾つも幾つも来た場合に、私は全部がABM
で抑止できると思つていない。でございまして、
核弾頭の製造競争になつておりました、いま
のところは、アメリカがソ連の三倍ぐらいICBM
を持つておる、こういう状態だと思つておりま
す。

○多田省吾君 この前、源田委員の質問に答えら
れて、非核ミサイルに対する防衛用のミサイルを
つくることを考へるべきではないとお答えで
ございましてけれども、それはどうですか。

○國務大臣(増田甲子七君) 源田さんにお答えい
たしたのは、ICBMでもつて、そのBM——彈道
弾が、核を含まないものも、命中度が正確になれ
ば有効な破壊力になり得る、そういう場合には、
これは相當の備えをしなくちゃならぬと思つて
うかという御質問でございました。つまり、非核
のICBMができるかもしれない、そういうよう
なときには——そういうようなときがまだ来てい
ると思ひませんが、そういうようなときには、
何らかの研究をしなくちゃならぬと思ひますとい
うことを源田さんにお答えいたしましたわけでご
ざいます。

○多田省吾君 非核ICBMでなくて、非核MR
BMであつても、日本には届くわけですから、そ
のときもやはり考へられますか。

○國務大臣(増田甲子七君) 非核ICBMに対す
る對抗策を考へるべきならぬときには、非核MR
BMあるいはIRBMがあるとすれば、考へるな
ければならぬ時期も来るのではないかと思つてお
ります。

○多田省吾君 もう中共では、ことし一ぱいに中
距離彈道弾が有効に完成するだらうといわれてお
ります。じゃあ、ことしじゅうに考へるのです
か。

○國務大臣(増田甲子七君) 私はMRBMがまだ
開発されたとおつていないのです。ですから、中
共の關係とか、特定の國をさしているいろいろな
ことを考へたくないのでございまして、まだまだこ
のバリスティック・ミサイルの中に、核を入れない
普通の彈頭が入るといふようなことも、ほんとう
はよく無學にして知りませんが、源田先生から教
わつたような次第でございまして、そういうよう
なときが来れば、一般的にMRBMといわず、I
RBMといわず、ICBMといわず、非核彈道弾が
来るならば、これに対処する道ぐらひは考へなく

てはならないと思っております。

○多田省吾君 先ほどのA B Mの締めくくりをしたいと思います。相当これまで新聞にも出たわけですが、潜水艦にA B Mを取りつけるときに早晩に来る、一、二年に来るのではないかと。タクマーというのは、集積回路が非常に発達しまして、小さくて済むようなレーダーが全部備えつけられ、そのときに日本の領海内にアメリカの潜水艦があれば、A B Mを展開し得るのではないかと、そういう話も実は聞いているわけですよ。それに対して、そういう核抑止力を、防衛庁長官は、向こうが言ってきた場合は求められますか。これは決して仮定の質問じゃないです。

○政府委員(島田豊君) まだ具体的に研究する段階には至っておりません。

○多田省吾君 国連監視団というのは、いわゆる国連憲章四十三条によるものではなく、変則的な監視団であり、国連警察であると思います。朝鮮国連軍は一体国連憲章の何条でできた国連警察軍か、また、そのほかの監視団は大体どういう過程で国連においてつくられているのか、簡単によろしいですか、お答え願いたい。

○政府委員(海原治君) この件は外務省の所管でございますが、私どもの承知しておるところで申し上げますと、朝鮮に派遣された国連軍は、これは国連憲章に基づいたものではございません。国連憲章に基づいて正規の国連警察軍は派遣することができませんので、アメリカの大統領の要請にこたえまして各国が自発的に集めて兵を出した、こういうものでございます。

○多田省吾君 もし四十三条による国連警察軍のそのアジア支部みたいなものが将来日本に誘致された場合、自衛隊がもしそういったものに参加した場合は、これはわが党だけじゃなくて他の政党も言っておりますし、そういう場合にはあれでしょうね、国連警察軍から監視団として外国に行く場合は、憲法あるいは自衛隊法の制約は受けません。

○政府委員(海原治君) この問題はきわめて高度な政治問題でございますので、私ども防衛庁としては具体的な検討はいたしておりません。

○多田省吾君 ですから、もし将来そのようなものがつくられるとするならばどうかということですね。

○政府委員(海原治君) 私どもの承知しておるところでは、やはり憲法上の制約があるように聞いております。

○多田省吾君 それでは、国連憲章四十三条によつてつくられた国連警察軍が日本に誘致されたとしても、それが外国に出ていく場合は憲法の制約がある、そういうわけですか。

○政府委員(海原治君) その辺はきわめて微妙な法理解釈問題でございますので、私どものほうからお答えすることはちょっと遠慮させていただきます。

○多田省吾君 どなたかお答えできませんか。——リズが三次防で開発されますけれども、核をつけないところのナイキ・ハークューリズの威力というのはどうなんですか。編隊で来た場合、編隊全部を落とせるんですか。あるいは一機しか落とせないんですか。

○政府委員(島田豊君) 被害半径五十メートルというくらいにわれわれ考えております。

○多田省吾君 ですから、編隊全部を落とせるか、あるいは一機しか落とせないか、具体的に御説明願いたい。

○政府委員(島田豊君) これは編隊の組みぐあいでございます。非常に密集してまいりました場合には、編隊にも被害を与えることができると思っております。

○多田省吾君 それは何メートル以内というのは研究していただきますか、何メートルぐらいの編隊でござら落とせるか。

○政府委員(島田豊君) 被害半径と申しますか、要するに、加害半径と申しますか、それが五十メートルでございます。したがしまして、その辺

からおのずから判断できる、こういうふうに考えております。

○多田省吾君 国防の基本方針には「自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力」ということをうたっております。また、今度の三次防では「わが国が整備すべき防衛力は、通常兵器による局地戦以下の侵略事態に対し、最も有効に対応しうる効率的なものを目標とする」とあります。その国防の基本方針に言われている「防衛力」とは、それから三次防で言われている「防衛力」とは、一体どっちが大きいんですか。

○政府委員(島田豊君) 三次防は、一次防、二次防に続きまして防衛力を整備していこうという段階でございます。もちろん、今後これがさらに引き続き四次防、五次防というふうなことになるのかどうか、これはまあこれから検討問題でございますが、とにかく一つの目標を掲げまして、それもやはりわが国がみずから有効な防衛力を持ちたいということでございます。三次防は二次防に引き続く一つの五十年の段階であるというふうに考えておるわけでございます。

○多田省吾君 前に海原官房長がたしか防衛局長時代に、必要最小限で効率的な防衛力の限界ですか、について、たとえば陸軍は二十三万とか、海軍は二十五万トンぐらいじゃないかと、そういうことを示されたことがあると記憶しておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(海原治君) お話しの点は、予算委員会の際に、どの程度のものを一応限界と考えるかという羽生委員の御質問にお答えしまして、いろいろの案がございまして、一案としてそういうものがございまして、一案として申し上げました一つの案でございます。

○多田省吾君 その案をもう一ぺんおっしゃってください。

○政府委員(海原治君) その当時申し上げました案としましては、一つの案としまして、陸が十八個師団、二十六万程度、海が二十二万トン、飛行機が三百五十機程度、空が航空機四十隊、S

M——地对空のミサイルでございますが、二十五基程度、この程度のものが一応必要ではないかという一つの研究があるというのを御紹介したわけでございます。これは決して防衛庁のまとめた案ではないということでございます。

○多田省吾君 前の防衛局長が羽生委員の質問に答えられて予算委員会でも述べられておりますけれども、現在の防衛局長はその限界はどのようにお考えですか。

○政府委員(島田豊君) これは一応部内におきまして、まあ、所要防衛力と申しますか、そういうものを研究した一つの試案はございます。それは、現在の三次防の目標といたしております防衛力よりも、まあ、かなり高いものでございますが、少なくとも、先般申し上げましたように、私は陸上自衛隊の人員につきましては、今後そうこれを大きく増強する必要はない。むしろ、やはり装備の更新、近代化というほうが適當ではなからうかというふうに考えております。

艦艇につきましては、やはり現在の十四万程度の目標ではまだ不足をするので、これにつきましてはさらに整備をしていく必要があるというふうに考えておるわけでございます。

航空機につきましては、むしろやはり質の向上ということが必要ではないかというふうに考えております。

○多田省吾君 そうすると、まあいまの三次防の目標よりもその限界はだいぶ高いとおっしゃいますけれども、四次防、五次防でそういう限界まで伸ばしていけるというお考えなんですか。

○政府委員(島田豊君) 四次防、五次防につきましては検討の段階ではございませんけれども、まあ、現在の漸増の防衛力というものを大きく曲げることなしにいきまされた場合に、たとえば艦艇につきましては、やはり三次防では十分ではない。それ以後、まあ五年なり十年というものが必要ではないかというふうに、まあそういう面だけにつきまして私どもは考えておる次第でございます。

○多田省吾君 海原官房長は、まあ防衛局長時代にそのようにお答えになったんですから、ひとついまその大体的な考えをおられる陸海空について、あるいはナイキ等についておっしゃっていただけませんか。

○政府委員(島田豊君) 部内におきましますところの一つのまあ試算と申しますか、研究はございますが、ここで、そういう数字につきまして具体的に申し上げることはあまり適当でないというふうに考えております。

○多田省吾君 まあ、あまり苦しいとはいけませんので控えめすけれども、一点思いますのに、国防会議というものがこの十一年間に十五回しか開かれていないというのを聞いておりますけれども、どうでしょう。

○國務大臣(増田甲子七君) 多田さん御指摘の、議案決定をいたして答申をする、そういうようなものは十五回でございます。しかしながら、国防会議の議員懇談会というものをしよつちゅう開いておりますから、四十三回開いております。

○多田省吾君 最終決定は国防会議であると思いたすので伺いますけれども、そういう国防会議が非常に熱心じゃないということばたびたびいわれる。ただいま、日本の安全保障にとって非常に重大だと思われるような、一九六五年のアメリカ空軍の北ベトナム爆撃、あるいは今回の核拡散防止条約、こういった問題については全然国防会議が開かれていない。それに反して、F104の選定問題とか、F4Dの継続生産問題とか、そういう問題ではたびたび開かれていて、それは非常におかしいと思うのです。国防会議というものがほんとうに、国防会議幹事会が「国防の基本構想」で述べられているのは、国防というのは国の安全を保障することであって、単なる軍事的防衛に限定されないということもありますし、国防会議というものはもっと熱心に行なわれるべきではないか。そして国防会議の三次防の決定を見ましても、海幕あるいは空幕、陸幕で持ち寄ったもの

を国防会議において真剣に検討されないで、むしろシビル・コントロールというものが大蔵省当局によってなされているんじゃないか。大蔵省から派遣されて国防会議に参加している方がチェックしているんじゃないか。実際に総理大臣とか防衛庁長官とか、そういう方々は、全然熱心に三次防あるいは重要な問題について国防会議で検討されていないと、そういう不満が強いわけですね。これじゃ防衛庁長官、国防に熱心だとは言えないんじゃないですか。どうですか。

○國務大臣(増田甲子七君) 国防会議というものはしばしばやるほうがよろしいという御意見には賛成でございます。そういたしまして、いま回数では四十三回ということをお申し上げましたが、これは延べでそうなるわけですね。それから、これは十一年間のことでございまして、また、次官等をもつて構成しております幹事会がございまして、この幹事会にはほとんど無数と言ってもよろしいくらいに、関係部局長の間の打ち合わせはいたしておるわけでございます。でございますから、大蔵省レベルでものがすべて運んでしまおうということはないわけでございます。

○多田省吾君 ですから、国防会議幹事会とか国防会議議員懇談会というのは、十一年間に四十三回とか五十回とか、それでも一年にせいぜい三回とか四回ぐらいでございます。一番重要な国防会議が一年に一・三六回ですか、そういう状況でしよう。そうすると、国防会議というのは、いまいわれているのは、総理大臣や防衛庁長官や各大臣がいわゆるめくら判を押す会議じゃないか、このようにもいわれているわけですね。この状態をどうごらんになりますか。

○國務大臣(増田甲子七君) 答申案を決定するときの国防会議は十五回でございます。けれども、その前に議員懇談会というものを四十三回も開いております。それから、形だけの国防会議ではございまして、国防会議議員、それから通常参加する科学技術庁長官とか、あるいは通産大臣等とはしばしば閣議等においても話をいたしております。

○多田省吾君 角度を変えまして、安保条約における在日米軍基地というものがいまいかなりまだあるわけですね。まだ三万四千ほど駐留しているというわけでございますが、将来ベトナム戦争、あるいは今後第二の朝鮮戦争もあり得るんじゃないかというところもいわれております。そういう事態において、そういうF105とかファントムなんか、アメリカのいわゆる在日米軍基地にはあるわけでしょう。そういう段階において、戦争に日本が巻き込まれるおそれがあるということ、当然これは考えなくちゃいかぬことだと思うんです。前の椎名外務大臣だつて、結局はベトナム戦争に対して日本は中立ではあり得ないということをおっしゃっているわけですね。私は在日米軍基地というものは、段階的に撤廃していくべきである、このように考えますけれども、どうでしょうか。

○國務大臣(増田甲子七君) 多田さんをもつて代表される公明党の方々が、日米安保条約の段階的解消ということをおっしゃっているのは、すなわち、現在の段階は肯定されるわけでございます。そして、その点につきましては、私は同感の意を表するものでございます。ただしかしながら、日米安保条約は紛争を日本に及ぼすものではない、各種の極東における紛争を日本に現実的に及ぼすものではないということをおの国民の前に明瞭にいたしておきます。

○多田省吾君 時間もありませんので、こまかい問題でありますけれども、一、二お伺いします。船団護衛の問題でございますけれども、原子力潜水艦等の攻撃も当然予想されるわけでありまして、けれども、その訓練はやっているんですか。

○政府委員(中井亮一君) 船団護衛の訓練はやっております。

○多田省吾君 原子力潜水艦による攻撃に対処する船団護衛の訓練はやっておられますか。

○政府委員(中井亮一君) ただいまのところ、その船団護衛の訓練はやっておりません。

○多田省吾君 当然その攻撃も予想されますけれども、どういってやらないんです。それでは役に立たないじゃないですか。

○政府委員(中井亮一君) いずれ練度の向上をはかりながら、そういう訓練ができる時期が来ればできるかもしれませんが、当面は米軍に日米安全保障条約によってお願いすることになる、こう思います。

○多田省吾君 それでは、もう日本の領海内等においても、原子力潜水艦等の攻撃に対しては日本の海上自衛隊はお手あげであつて、全部米軍にまかせると、こういうわけでございますか。

○政府委員(中井亮一君) 原子力潜水艦が水中の速力の速いことは御承知のとおりでございますが、それに対して自衛隊等のソーナー等の性能の関係もあるものでございます。

○多田省吾君 それでは空軍のことを聞きますけれども、結局、大体、来襲した敵機を、いまの三次防が完成すれば、まあ三割程度撃ち落とせば防衛の目的は達せられるというようなことを言われておりますけれども、大体いまの三次防の達成のときの空からの攻撃に対する自衛隊はどのくらいなんですか。

○政府委員(島田豊君) 過去の経験——第二次大戦におきまして経験からしますれば、三〇%というのが一つの目標と考えられるわけでございますが、わが自衛隊はまだそこまで十分の能力を持っている段階ではございません。

○多田省吾君 私は、こういったように、三次防においてほんとうに日本の防衛を真剣に考えてなされた成案かどうか、それとも先ほど申しましたように、陸海空から出された予算案を大蔵省がチェックして、プラス、マイナス、すなわち足して二で割るような方式でつくられたものか、非常に疑問を感じるわけですね。そうして先ほど、直接間接の侵略に対処する海上自衛隊のほうの可能性はあるのか、侵略の可能性があるのかどうかに対しては明確な答えがない。空からの攻撃また海からの攻撃に対しては絶対守り得る自信はない。

また核に対する攻撃は全然考えていない、こう
いった姿ではほんとうに三防防というものが日本
の防衛を真剣に考えているのかどうかはなほ疑
わしいと言わざるを得ないと思うのです。先ほど
防衛局長が、ほんとうに最小限度効率的な防衛力
というものは、いまの三防防よりも実はずっと高いの
だ、三防防ではこれではどうもというようなお答
えもしておりますし、非常に現実にそぐわないの
じゃないか、こう思うわけです。

それは一応お答えは要らないとして、もう一つ
だけ。結局、自衛隊の応募に関しては非常に全国か
らさまざまな強制応募であるとか、そういった非
難がなされているわけです。一々あげてもよろし
いわけです。時間がありますから避けますけれ
ども……。それから予備自衛官にしましては、自
衛隊員にしましては、いわゆる逃亡した場合の罰
則とか、予備自衛官でも招集に応じない場合には
何年以下の禁錮とか、そういう罰則もかなりある
わけですね。そういったものをきちんと伝えた上
で募集しているのかどうか。これも非常に疑わし
い。ただもうかり集めじやないかというような危
惧も覚えるわけですね。そういった方々を集めて
ほんとうに日本の防衛がなされるのかどうか。日
本の防衛なんというものは自衛隊だけがやるの
じゃない。そういう点についてお答え願います。

○政府委員(空戸基男君) 募集の状況は、先ほど
も申し上げましたように、一時悪かったものが最
近はだいぶ好転いたしておりますので、質のほう
もだんだんよくなつてまいっております。入りま
した隊員は、教育部隊あるいはそれぞれのいろん
な部隊に入れますので、精神教育その他各種の訓練
をやっておりますので、自衛隊の任務に十分たえ
得るというふうにはわれわれは考えております。

○鈴木一弘君 内容が少し変わつていますけれど
も、衆議院で昭和三十九年から四十年までの会計
検査院から出されている決算報告書に対してのい
わゆる防衛庁関係の未確認額表というのがあるわ
けです。それについての質問をしたいんですが、
非常に、私が見たところでは精算書のついでいな

いものが昭和三十四年に十七件の四億、三十五年
に百九十八件の十九億、あるいは三十六年には十
六億、三十七年度で六億というように膨大な額に
のぼつています。それだけじゃなくて、物品未納入
というのがある。三十五年から引き続いて物品の
未納入があるし、精算手続中というの、三十四
年からクレームの未解決というのもある。総合計
の金額で言うと、三十七年から三十八年までで百
二十四件の九百二十五億円というものが未済に
なつています。未解決になつています。こういう問題
について、いろいろ答弁では、なかなか、いま精算
中のごさいますとか、そういうことをいろいろ
言つておられるわけですが、八年度も、あ
るいはこれは昭和四十二年、一八年度も、七
年、六年もというふうな、長い間、精算書がつい
ていない。あるいは、そのために払つていないの
かどうかわかりませんけれども、一切がつかないの
けりがついていない。こういう古い年度のけり
がついていないというところは、これは一体どうい
うことなんですか。

○政府委員(大村筆雄君) 昭和四十年年度の会計検
査院の検査報告の末尾に、ただいま御質問の未確
認額表というのがございます。この意味でござ
います。四十年、各省の検査をいたしました
際に、すべて精算が完了いたしましたものについ
ては、検査院は検査確認完了をいたしましたわけ
でございますが、精算の完了の終わつていないもの
につきましては、これは精算が終わつていない
ので検査は完了確認をしていない、後日に譲る、
それだけがこれだけありますよというものが未確認
事項の検査院の報告でございます。

で、私どもの未確認事項の關係で、精算未了の
ものが相当あることは事実でございます。この中
で、本来、制度的にそういうものが、特に防衛庁
關係で多いものが相当あるわけでございます。と
申しますのは、国庫債務負担行為あるいは継続
費、納入時期で長いもので五年かかるものもござ
います。そういうものは、契約の際に前払い金か
あります。五年先になりませんと物が入りません

から、精算ができせんから、そういうものにつ
きましては、四年あるいは五年、未確認ものが出
てくる。これは制度的に当然あり得ることござ
います。これは契約で三年納入、四年納入、五年
納入があつて、契約の終わったときに精算をいた
しますから、当然、未確認はそのときになくなり
ます。

もう一つ、未確認事項がござます一つの大きな
原因は、特に私どもはアメリカから、米軍から有
償援助というものを買いつけております。これは
同じように契約をいたしまして、物が入るまでに
相当長時間要するものがあるわけでございます
が、相手の米軍自身、本来の自分の米軍に対しての
物資の供給のほかに、世界各国を相手に相当膨大
なる調達補給をやっております。こういう關係
で、物自身は納入になりましたも、その後の精算
關係がなかなか思うようにはかどらないという關
係が相当ございます。そういう關係で物が入つて
おりますが、精算書が未着とか、あるいは精算手続
中、そういう關係でまだ精算が未了というところで、
検査院の検査がまだ確認が終わつていない。そう
いう点で、古いもので三十四年度のものがまだ
残つていてという状況でございます。その点に
つきましては、極力、精算を促進して精算を早く
完了するように、これはここ数年努力してまいり
まして、相当、減らしてまいっておりますが、
精算をきちんとやろうといたしますと、なかなか
終わらせませんで、残つておるものがまだ古いもの
で、三、三年のものがある、そういう状況でござ
います。

○鈴木一弘君 前回の衆議院での答弁を見ると、
調達実施本部から担当職員を毎年一回アメリカに
やつて、数十億円決済している。これは毎年一回と
いうのじゃなく、これは常駐していいから、何と
か片づけなければしょうがないのじゃないです
か。その点どうなんですか。

○政府委員(大村筆雄君) 常駐職員といたしまし
て、空軍關係、海軍關係それぞれ一名派遣してお
ります。なおかつ、それで思うようにはまいりま

せんものですから、年一回、調達実施本部から職員
をそのためにわざわざ派遣いたしましたして、特にそ
の期間、集中的に精算を完了させるように努力い
たしておる次第でございます。

○鈴木一弘君 これは、アメリカに対して前払い
金を払っているものもあると思うのです。前払い
金というものは、何%くらい払つていますか。

○政府委員(國井眞君) ただいまの御質問は、代
金のうちでどの程度までの前払い金を払っている
かという御質問だと思ひますが、ものによつて違
ひまして、最高は十割まで払うものがあるわけ
でございます。

○鈴木一弘君 十割まで払つて未納だというよう
なものがありますか。未納な品物がはいふありま
すけれども、部品未納入については、これは何%
くらい払うわけですか。この中に十割の部分も含
まれていいますか。

○政府委員(國井眞君) その点、ただいま資料を
取り寄せて申し上げたいと思ひます。

○鈴木一弘君 これは、会計検査院から指摘をさ
れた事項です。当然国会の審議には出てくる問題
でしょう。そうすれば、いま資料が手元にないとい
つては話にならない。資料が来てから、いまの
問題、答えてください。

それから、部品未納入のものが三十五年度から
だいぶんあるわけですが、その納入の可能性
というものはあるのですか。三十五年に三件、航
空機部品で四十三万三千円、三十六年に十二件、
弾薬と航空機部品で四億円というような未納があ
るのですけれども、これは納入の可能性があるわ
けですか。

○政府委員(國井眞君) ただいまお話しのと
えば三十五年度の四十三万三千円の方でございま
すが、これは購入いたしましたときに一つのロット
と申しますか、まとめた数で注文をするわけでご
ざいます。したがつて、その中の一部が入らなく
ても、未納入という形で片がつかない金額に算入
をされるわけでございます。たとえば三十六年
の例をとりますと、残つておりますのは四億ほど

でございますが、実際に払っておられないものの金額は二千五百万という数量でございます。そこで、ただいまお話し、残っておりますものについて、現在在米の長期出張中の者を督促をいたしまして、納入をする出荷手配の強化をやっておるわけでございます。大体、ものによって在庫のないものもございまして、督促すれば、ものによって出荷できるものも相当あるというふうに考えておるわけでございます。

○鈴木一弘君 この報告の中によると、未納入のものに、部品の関係が、いま申し上げたように、だいぶ多いわけですが、こういう部品の未着ということになるれば、現在ある兵器の運用というものに支障を来たすということにならないのですか。

○政府委員(國井眞君) 確かに、予定したものが予定時期に予定数量入らないということになりますと、これは何らかの形で支障が出ると思われ、わけでございますが、実は部品等につきましては、たとえば航空機の部品というものは、ものによって違いはありますが、大体補用部品の所有数量というものは、一年三カ月前後、これは従来の経験その他から持っておるのが普通でございます。したがって、右から左、買ったものをすぐ使うというふうなものではございませんので、その間のやりくりと申しますか、そういう形をできるだけつけまして運用をしておるわけでございます。

○鈴木一弘君 ものによつて昭和三十五年あたりの物品未納入、三十六年の未納入ということになれば、四十二年までに六年もたっているわけですが、六年から七年あるいは八年、そうなつてまいりますと、品物によつては時代おくれになつて使えないものも出てくるでしょう。一部の部品は使えるけれども、他の部品が来ないので、ロットとしては使えないということになると、実際には役に立たないものが出てむだづかいということになるんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(國井眞君) ただいまのお話で、非常に古いものでも入る見込みがないもの、あるいは物として適切でないというふうなものが出てまいりますれば、それはもう打ち切りの措置をするというように私も考えております。

○鈴木一弘君 いまの打ち切りの措置をするというのはいまの打ち切りの措置をするというのとは違います。打ち切りの措置をするとして、前払いのほうはどうなつておるのですか。これは払い過ぎておる場合は精算してもらふのですか、逆に。

○政府委員(國井眞君) もちろん精算をするわけでございます。

○鈴木一弘君 現在の物品未納入、これは三十八年まで見ると、先ほどの御答弁では、三年から四年かかるという話だった。三十八年といえはすでに四年もたつておる。その品物は八億以上の物品未納入ということになっておる。そうすると、これは相当に差しつかえが起きておるだろうと見るのですけれども、この物品の未納入のものについて今後どういうように、もっとすみやかにすべきだと思ふのです。四十年からの物品未納入があると、いうならわかりやすくも、三十八年度、三十六年度の未納入があるというのはどう考えてもおかしい。

○政府委員(大村雄雄君) お答え申し上げます。私、先ほど御説明申し上げましたように、本来制度的に、私も契約いたしました物が入ります。また、国庫債務負担行為ですと長いもので五年でございます。継続費でいま五年まで取れますけれども、私どもの継続費で運用しておりますのは、長いもので四年でございます。それで、検査院が検査しておりますのは、四十年の検査報告でございます。したがって、四十年の報告でございますから、四年契約でございます。制度的に三十七年契約したもので当然未確認ということでお出しておるわけでございます。三十七年、三十八年のものにつきましても、そういうものが大部分ある。それが本来未確認として出てくるものが大部分あるものだといふように御理解いただきたいと思います。

○鈴木一弘君 それは四十年の報告ですから、そうでしょう。しかし、四十年の時点ですら、あつたというところは、四十二年の時点でいけば三十六年のものがあるかもしれないが、三十四年のものは、現在ありませんか。未確認のものは、現在ではどうですか。現時点に立つて言つて下さい。

○政府委員(國井眞君) これは先ほど御説明いたしましたように、毎年調達実施本部から担当課長が大体出ておられまして、それが逐次整理をできるだけやってくるわけですが、その結果は実はまだ見ておりませんが、相当整理が出てくるというふうに考えております。

○鈴木一弘君 相当整理がついておるというふうな言いわけなことでなくて、いまの時点で、あるいはそれでわからなければ、四十一年の年度末の時点で三十四年の分が残つておるのかと聞いている。まだ未確認中のもの、精算書未着のもの、精算手続中のもの。

○政府委員(國井眞君) これは四十一年十二月五日の会計検査のときのものとございまして、部品未納入、これはないわけですが、精算書未着のものが四億ほどございます。同じく精算手続中のものが二千二百万。したがって、これにつきましても、いま現在でどうかというところは手元に資料がございせんが、大体整理を進めておるというふうに考えているのであります。

○鈴木一弘君 そういうことを絶えず正確につかんでおかなければいけない。答弁では、四十年のときの会計検査院の報告なんだから、すでに終わつておるようなことを言ひながら、いま聞くところではないようなことを言つてみたり、どっちがほんとうなんですか。部品未納入は現在では何年度まで残つておるのですか、現在の時点で、明らかにしてください。

○政府委員(國井眞君) 三十五年の分は打ち切りまして、これはないはずでございます。したがつて、三十六年度以降が未納入で残つております。

○鈴木一弘君 そうすると、先ほどの答弁の、四、五年はかかると言つたのと食い違つてくるのです。三十六年の分は現在未納入です。もう六年たつておるのです。一〇〇%前払いのものだつてあるのです。

す、この中に。それは国民の税金を一〇〇%前払いをしておきながら、こういう膨大な金額が残つておるというところは、たいへんな問題です。これは、その理由もちゃんとわかっているのです。その理由を明らかにしてもよろしいということ、一体どういふふうにこれから片づけていくのか、未納入の物品一つ一つについて説明してください。

○政府委員(國井眞君) 未納入のこまかい品目につきましては、別途資料を取りそろえて後刻提出をいたしたいと思ひます。

○鈴木一弘君 その理由です。どうして来ないのか、その理由を入れてほしいのです。それはわかるでしょう。それはいま答えられないのですか。

○政府委員(國井眞君) それぞれのものによつて理由が違つてございまして、あわせてその理由をその際付記したいと、かように考えております。

○鈴木一弘君 これはいまの答弁で、ちゃんとした資料をもつて出したいということでありまして、委員長はのうからちゃんとあつてほしいのです。

○委員長(豊田雅孝君) よろしいですね。

○政府委員(國井眞君) できるだけ理由等を詰めまして、資料等を提出したいと、かように考えております。

○鈴木一弘君 それでこの問題については終わつておきたいと思ふのですけれども、長官にここで伺ひたいと思ふのですが、こういうふうなものによつては一〇〇%前払いというものがなされておる。そうなりますと、先ほど申し上げたように、国民の税金を前払いして、その品物が現在時点で三十六年度も物品すら未納入のものがある。精算書未着のものもあればクレームのついているものもある。こうなれば、これは長官の責任は非常に重いと思ふのです。その点で国民の税金であることは私は忘れてはいけないと思ふ。長官として、前にも極力これを解決するといふ答弁がなされていきますけれども、一体どういふふう

に具体的におやりになるのか、そのことを責任ある答弁をお願いしたい。

○国務大臣(増田甲子七君) この前に決算委員会におきまして、会計検査院の御指摘の点につきましてはおきまして、善処いたしますと、こういうことを回答したことは、鈴木さんの御指摘のとおりでございます。そこで経理局長、装備局長その他を奮励いたしております。いま両局長の回答申し上げました線で三十四年、三十五年だけは一応解決がついたことは鈴木さんお認めのとおりでございます。問題は三十六年からでございます。なかなか向こうのFMSという機構は、世界各國に政府が武器を売っているのだそうでございます。向こう自身も何かわからなくなつてしまつて、向こう自身も何かわからなくなつてしまつて、善意ではございますが、わけがわからなくなつて、一千万やそこらは……困つちまつて、毎年一回行くところを二回行くといふうちに、たまたま有償援助で安くアメリカが武器を売つたとしても、税金であることは御指摘のとおりでございます。税金であることは御指摘を受けまい。迅速正確に、しかも過年度払いでございまして、過年度のものは早く解決してまいりたい。ただ、しかしながら、国債あるいは継続費、四年にわたり五年にわたる、そういう関係がございまして、昭和四十二年度から見まして少し前にわたることもあり得るということ。御了察をお願いいたします。しかし、向こうへ行つて督促して、ことに物を渡して受け取りをなかなかよこさぬというのが實際あるらしいのです。ちょっとルーズにできている線があるらしいのです。正直申し上げて、向こう側です。そういうルーズの線はまずいと、物を渡したらば、お金を取るときにはすぐ受け取りよこせということをどんどん言えというのを私は自分の部長等にも申しつけておるところでございます。これからは、御指摘の点はごもっともでございます。

るから、しっかりと、会計検査院にしかられないように、また皆さまからしかられないように、善処をいたしてまいり、まじめにいたしてまいりつものでございませう。

○鈴木一弘君 もう一つこの問題で伺つておきたいんですけれども、物品未納入の件で三十五年まではいま片づいたということですね。三十六年あたり弾薬が残つていらぬです。弾薬あたりは、注文の契約をいたしましてから、それを製造してつくるまでに、特別な弾薬でも頼まない限りは、そんなにおくれるわけはないだろうと私は思うんですね。その点はどうかですか。これは非常に奇妙なことなんで、伺つておきたい。

○政府委員(國井眞君) ただいまお話のありました三十六年の弾薬は、対空弾でございます。特別のものでございます。

○鈴木一弘君 対空弾だからといったって、そんなに特別なものではないでしょう。そのために何ロットも組み合わせなければならぬものだから、そういうものではないわけでしょう。

○政府委員(國井眞君) あつた、その他の事情等もからんでおるかも知れませんが、いま御説明しましたように、この対空弾は特殊のものであるということが主たる理由である、こういうふうに考へております。

○鈴木一弘君 次の問題に移りたいのですが、栃木県の雀宮、あそこは陸曹の宿舎ができたと思うんですが、何戸新しくできましたか、わかりますか。

○政府委員(穴戸基男君) 雀宮の部隊の宿舎は、昨年九月現在で五十五戸という数字の資料がございまして、それ以後の新しい資料をたいたいまちょっと手元に持つておりませんので、昨年九月現在では五十五戸でございます。

○鈴木一弘君 昨年九月の五十五戸の件ですが、入居基準はどうなつていますか。どういふ者を入れるためにつくつた宿舎でございますか、住宅ですか。

○政府委員(穴戸基男君) 部隊用の幹部及び曹の宿舎でございますが、その内訳——幹部に何戸、曹に何戸、そういった内訳は、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、資料の提出させていただきますかと思ひます。

○鈴木一弘君 資料は出していただきたいと思ひますが、これは陸曹の宿舎としてつくつた新しいところ、陸曹を入れないで、曹を入れないで、幹部を入れないで、幹部の入つていたところ——当然入れなければならぬ曹を、そつちの古い家に入れた。そういうことは防衛庁御存じですか、本庁のほうでは。

○政府委員(穴戸基男君) ただいまのようなお話は、私直接耳にいたしておりません。調査いたしたいと思ひます。

○鈴木一弘君 昨年の九月にできた宿舎です。いまだきになつてまだ聞いてないというのか、いし、實際でできてどういふふうにご利用されているかどうかということも調べてみたいのですか、やつてないのですか。

○政府委員(穴戸基男君) 宿舎に関する全国的な調査はいたしておりますけれども、具体的な部隊におけるお話のようなことは、各幕僚監部あるいは各部隊ではしておると思ひますが、直接私のところに現在手持ちの資料はございません。

○鈴木一弘君 部隊幹部でやつておる云々ではなくて、五十戸できた、これをたよりにしてほんとうに新しい家に入りたいと思つていた曹の方が入れなくなつてしまふ。その人たちは全部いまで幹部の入つていた古い宿舎に入れられておる。けしからぬですよ、これは。それは向うの怨嗟の聲になつておる。それはつくつておきながら調べないというのはおかしいじゃないですか。

○国務大臣(増田甲子七君) さつそく事情を調査いたしまして、責任ある回答を申し上げます。

○鈴木一弘君 時間がなくなつてきたので、まだたくさんやりたいのですけれども、ほんとうに簡単にやります。

○鈴木一弘君 燃料が毎年毎年航空輸送量の増大に伴つて必ず不足するであろうという予想がすでになされております。ジェット燃料が、アメリカの国内市場の需要だけで、アメリカの太平洋岸と大西洋岸でできるジェット燃料、直溜のジェット燃料は、その生産能力を凌駕するほどの燃料を使われるだろうということが予想されている。すでに合成のジェット燃料をしなければならぬという時代に入つたというのがアメリカあたりの空気になっております。わが国においても、当然超音速のジェット機もでてくる。そうならば、今度は燃料によるわが国の安全保障というものが縮められてくるわけですね。ジェット燃料についての今後の防衛庁の開発の計画、そういうものはどうなつておるか、お聞かせ願ひたい。

○政府委員(國井眞君) ジェット燃料につきましては、現在私も調査をしております。燃料の約半数程度を占められておるわけですが、現状においてはまだ数量的にわたりあひ少ないものでございます。したがつて、ただいまお話しした合成ジェット燃料、合成燃料という点については、特別の研究をいたしております。

○鈴木一弘君 これはすでにアメリカの石油業界あたりでは大問題になつておるんですよ。大体あと十年か二十年たつたうちには現在の十倍は使われるだろう。準備のない日本の国が戦争に突入したのは、わずか六百万トンの石油があつたからでしよう。第二次大戦に突入したのは、そういうことから考へたら、よほど慎重にやつておかなければならぬ。現在の研究所ではどうやつておるんですか、四つある研究所では、研究の内容を教えてください。

○政府委員(國井眞君) 確実な研究体に入つておるわけではございませんが、確かにお説のとおり、今後の問題としてきつめて重要な問題であらうと存じますので、今後十分検討いたしていきたい、かように思ひます。

○鈴木一弘君 これは時間がありませんから、最後に長官にお尋ねしたいと思つたので、いまの答弁聞いておると、この燃料それ自体とい

うのは、この間の中近東の戦争でもわかったように、日本の国にはわずか二十日もつだけの燃料しかない。それだけじゃなくて、今後十年ないし二十年たつたときには、現在のジェット燃料では足りないということがはっきりしている。そのときに、アメリカが自分の国を防衛するだけで一ぱいになれば、日本に燃料なんか送ってこないだろうし、中近東の燃料だって押えられてしまう。そういういろいろなことを考えると、そうなったときに、そういう燃料のいわゆる一つの大きな消費と革命が来ているわけです。それをまともに見ようとしたら、これは防衛としては、安全保障としてはなっていないと思うのです。いまの答弁では、まるっきりそんなこと初耳のような顔をしていましたけれども、すでに前から新聞や雑誌に書かれています。その点については長官はどうされますか。

○国務大臣(増田甲子七君) 本年も一億ドルになんなんとする輸入、国内はわずか百万トンでございいます。でございいますから、中近東の紛争が起きてから実はびっくりしたような状態でございます。これではいけないということで、国防会議の議員に、通産大臣も準議員になっておりますから、政府全体の問題として真剣に考慮しなくてはならぬことではないかと考えておる次第でございます。

○鈴木一弘君 新しい燃料の開発についてはどうお考えになりますか、その見解を聞いておきたいと思うのです。

○国務大臣(増田甲子七君) 人造燃料その他については、まだ検討したことはないようでございます。これからやはりこの問題は通産省その他において検討すべき対象ではないかと思っております。

○鈴木一弘君 それは通産省等で研究すべき問題だと言われるけれども、通産省だけでなく、いまの防衛庁には研究所があるのでしょ、そこでやらせないのですか、現在の研究所では。

○国務大臣(増田甲子七君) まだ研究してないと思うでございます。これからの研究課題だと思っております。

おります。

○中沢伊登子君 最後になりました、女なるがゆえにもう五分でも六分でも詰めてほしいと、こういうことなんでもございしますが、そこで大急ぎで質問いたしますが、この間から防衛二法案の審議が始まりましたから、何べんとなく、自衛隊員がなぜ集まらないか、このことについては国民の認識が必ずしも十分ではなかったと、こういう答弁が何べんかあったわけでございます。そこで、私はこの問題について質問をしたいと思いますが、その前に、婦人の自衛官を募集するというような新聞記事を見ましたので、一体どのような構想で、いつから、何人ぐらいを募集なさるのか。また、婦人の男性と違った肉体的ないろいろの問題がございしますのと、いままで女人禁制であった自衛隊の中に、婦人自衛官を募集されて、どのようにこれを取り扱っていかれるか、その構想をひとつ伺いさせていたいただきたいと思ひます。

○政府委員(島田豊君) 婦人自衛官の問題につきましては、三次防の計画の一つとして検討してまわったわけでございます。現在婦人自衛官の職域といたしましては、いわゆる看護婦さん、看護職の方々が四百七十七名おるわけでございます。その職域を、看護職のみならず、一般事務でありますとか、会計でありますとか、通信でありますとか、あるいは衛生看護でありますとか、そういう職域に広げていきたいということで考えておりますが、まだ具体的な内容につきましては、現在検討中という段階でございます。

○中沢伊登子君 いずれの職域においてもですけども、婦人というものは三、四年あるいは四、五年で結婚をされて退職をしてしまふ、こういうようなことも婦人自衛官を募集するにあたっては私は考慮の中に入れていただかないと、せっかく訓練してみても、三、四年か四、五年でやめてしまふと、こういうことになりますと、この間からも非常に問題になっております。一人の自衛官を募集するのに七万円も八万円もかかって、一人の自衛官のために百五十万円もお金がかかると、こういう中で、せっかく訓練しても四、五年か五、六年で退職してしまふ、ここにはずいぶん大きな問題をばらんでいると思ひますので、その辺のところは十分考慮していただきたいと思ひます。

○政府委員(島田豊君) 非常に大事な問題でありまして、十分考慮いたすつもりであります。

○中沢伊登子君 それから、これは十五日の産経新聞の「サンケイ抄」というところに、この婦人の自衛官のことが載っていたのですけれども、「募集難の男性隊員のピンチ・ヒッターの役目と、防衛意識の低い」婦人票に刺激を与え」云々と、こういうふうに出ていたのですけれども、確かに婦人は防衛意識があるいは低いかもいれませんが、男性の自衛官の募集難、これと同じくまた自衛隊の中には私はお医者さんが非常に少ないのではないかとこのことを心配しているのです。そのお医者さんの不足に対してどのように解決しようと考えられましたか、あるいはどのような対処をなさってこられましたか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(島田豊君) 男子の自衛官がとめております職域に、女子の自衛官で十分効率的にやっていたという職域を考えているわけでございます。

○政府委員(高部益男君) 自衛官の充足につきましては、先ほど鬼木先生のお話にお答えしたところでございますが、従来、給与、処遇等の改善、募集方法の強化及び教育研究、病院勤務環境等の整備を極力進めてまいりまして、努力をしてまいりました。しかし、なおかつ現状は、先ほど申し上げましたように、三百二十名ぐらいの医官が足りないのが現状でございます。

○中沢伊登子君 私は、その不足のお医者さんに對して、一つの提案があるわけです。それは、自衛隊の専従のお医者さんをみづから養成する、こういう意味で、あるいは防衛大学の中に医科のようなものを設けて、そこで自衛隊自身のお医者さんを自分で養成なさるといことが一つの考え方ではないかと思ひますが、これについてはいかがなおりますか。

○政府委員(高部益男君) ただいま御指摘いただきました防衛大学校に医学部を設置する、そして医官を確保するというにつきましましては、きわめて卓越した一つのお考えかと存じますが、古今東西を通じてそういう試みが現在までなされておきませんような実情もございしますので、十分検討して今後対処したいと存じております。

○中沢伊登子君 婦人の防衛意識が低いと、さっき「サンケイ抄」を読んだわけですが、婦人ですら、国の防衛についてはわりあい知識が乏しいわけですから、そこで、幾つかの新聞に出ておりましたように、日本海で米ソの戦艦が舷々相摩するといふような新聞報道を見て、実はほんとうにびっくりした。それからこの間の本会議で増田防衛庁長官が、毎日一日に一回ぐらい日本のどこかでスクランブルが行なわれている、緊急出動がされている、このようなことも伺いましたし、それから日本海には一年間に四千何百回回籍不明の船が遊よくしてあった、あるいは北の宗谷海峡が凍れば津軽海峡を国籍不明の船が通るとか、太平洋岸においてもどうか、こういうようなことを私どもは初めてこの間伺ったのですけれども、これはいままでも国民にあまり防衛のことが知られていない過ぎた、こういうところに問題があるのであつて、婦人が必ずしも防衛意識が低いということは責められる問題ではないと思ひますが、この点についてはいかがでございますか。

○国務大臣(増田甲子七君) 中沢さんの御指摘のとおり、私は、独立主権国家の誇りを保ち、平和を保つためには、防衛が必要だということ、皆さん共通の御認識があるのではないかと存じております。それで、特に御婦人が低いとお答えはできませんから、御指摘の新聞に対するお答えはできません。しかしながら、あらゆる機会を通じて、たとえばリーダーが二十四

カ所ございまして、三部制で二十四時間勤務をいたしまして、それが三百六十五日に及んでおると、日本の空に不法侵入がないように守っているというようなことを、私も実は長官になってから初めて知りまして、勤務している人の姿に接して、ほんとうに涙が出たような次第でございまして。それから、三海峡を通過する船の相当部分が国籍不明であるというように、われわれが監視を怠っていないからでございまして、ただ船の標識等を不明にわざわざしているものがございますから、そこで船舶法その他の国際法規に従って見てわからないものもあるわけでございまして。有事に備えまして、事がないように平素から国の守りについておるのが自衛隊であるという姿を、長官になってから初めてわかったというように、私も、少し遠慮な話でございしますが、国会を通じて、相当、中沢先生もおっしゃるとおり、国民の皆さまに、自衛隊の日常、国家の平和、国民の皆さまのしあわせを守るために働いている姿をPRすべきであるということをつくづく感じている次第でございまして。

○中沢伊登子君 私、国民の防衛意識が低い、婦人がどうだとかということは、いまの物価高に追われていること、それからまた交通戦争に身の縮まるような思いをしている、あるいはまた子供を一流大学にどうでも入れない限り子供の出世があり得ないというような、社会構造、そういう中で婦人も非常に苦労しているわけですが。また一方、レジャーブームだとか、三種の神器だとか、いろいろのことが言われて、物欲主義に国民を引っぱり込み過ぎたことは、私は所得倍増政策の失敗でもあるし、また消費は美德である、こういうようなことも宣伝されて、産業が発展するほうにばかり力が入れた、こういうところにも私は一つの大きな責任があると思えます。そういう中で、やはり国民の意識が十分でなかった、婦人の防衛意識が低い低いと言われるのは、主客転倒であって、これは私はむしろ政府が責任を持つべきであると思えます。こういう点について、もう一度防衛庁長官の御意見を伺いたいと思えます。

○国務大臣(増田甲子七君) 国民の生活水準を上げていく、ことに消費生活を預かっていらつしやる御婦人の職域に對しまして心から配慮を政府がすべきこと、御指摘のとおりでございまして、十分各大臣、総理大臣等とともに、消費生活という部面を預かっていらつしやる大切な御婦人の職域について配慮せよということをお各大臣にも申し伝えまして、一生懸命努力をいたし、御期待に沿いたいと思えます。

○中沢伊登子君 最後に、先日からずっとこの防衛問題は、いづいふんみな熱心に審議をしまいいました。今夜はまだ長官は夕食も召し上がっていらつしやらないようございまして、何か答弁がいつも秘密主義におちいっているような感じがします。無理にこちらから質問することに對しては、ぐらかしているような答弁をされることに、非常に不満を覚えます。自分みずからの力で自分の国を守る、こういう国民の防衛意識の向上に對して、政府は著しい私は怠慢があったと思えます。今日までの政府の態度を見ると、自主防衛の所信を率直に国民に披露して、理解と納得を求め、国民合意による自衛体制の確立をはかろうとする努力がきわめて乏しかったと思えます。こういう点で、私は政府が大いにこの国民の防衛意識の乏しいということに責任を持ってほしいと思えますし、国民はまたあまりに知らな過ぎます。そして、国民にもっと知らしめ、国民とともにこの防衛を考え、べきではないかと思えます。それでなければ、もしも大きな力があってこれを右に引っぱらうと思えば、きつと自分の正しい判断のないままの国民は右に引っぱられるでしょう。あるいは左に引っぱっていかうとしたら、ひょっとしたら左に引っぱっていかれるかもしれません。非常に大きな私どもは危険を感じていると言わざるを得ないのでございまして。国家の防衛は国民の熱意と協力なくしては全うし得ないのに、政府の態度は、な

しくず的に既成事実をつくっていった、国民世論の一部の反対を強引に押し切っていくといううようなことに終始してきたように私は思いますが、非常に遺憾でございまして。そのために、何か他国の要請に従ってがむしやに防衛力という名の軍事力を増強していくこととする姿勢としか受け取れないのでございまして。そこに疑惑を生み、不信をつちかてきたように思いますが、これはむしろやり方が反対であったのではないかと。政府の姿勢がはつきりしないために、自衛隊は日陰的な存在になつて、一生懸命この防衛に専心しているあの自衛隊の人たちは非常に肩身の狭い思いをしているのではないかと、これが、非常に残念でございまして。この点について、防衛庁長官の決意を伺いたいと思えます。

○国務大臣(増田甲子七君) 御高見は重々ございまして、機密の点は別でございまして、で、でき得る限りPRにつとめます。ことに防衛白書等につきましても、しばしば野党の皆さま方からの要望もございまして、日米安保体制のもと日本の平和が守られてあるのだということの姿も、やはり日本語で明瞭にしていく必要があると思えます。私はあらゆる機会において努力をいたしているつもりでございしますが、ことに自衛隊の諸君が非常に一生懸命働いている、そのことについていたわりのおことばをいただきまして、感激いたしている次第でございまして。一生懸命働いている者が全國民的の合意と支持と御協力のもとに日本の国を守っていく、しかも自主防衛の線を強く出せというお説も、日米安保体制のもとではあるが自主防衛の線を強く出せというおことばは、非常に敬服に値する御発言でございまして。拝聴いたしました、努力を継続してまいりたいと思っております。

○中沢伊登子君 これで終わります。

○委員長(豊田雅孝君) それでは、両案の質疑は尽きたものと認めます。

これより両案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

別に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、両案につきまして順次採決を行ないます。

まず、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、これら両案につきまして議長に提出すべき報告書につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後十時十一分散会